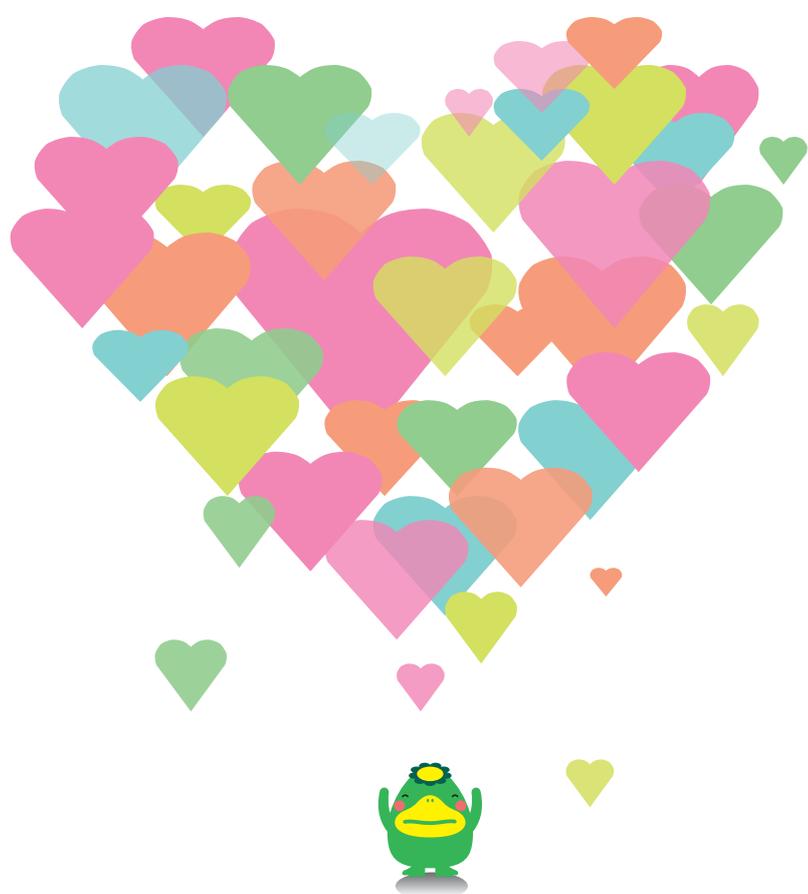


第2期 久留米市
障害者計画



支援と
その方策について

2014年度

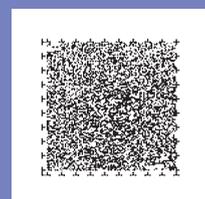
>>>

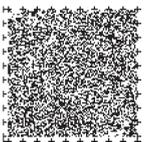
2017年度

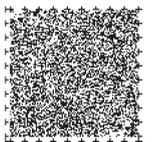


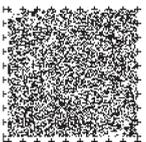
2014.03

City of KURUME









「第2期久留米市障害者計画」策定にあたって



本市では、従前の「久留米市第2次障害者福祉長期行動計画」の期間満了にともない、平成19年3月、「久留米市障害者計画・障害福祉計画」を策定し、基本理念「障害者が住み慣れた地域で普通に暮らせるまちづくり」のもと、障害のある人を支援する多くの取組を進めてきました。

この第1期計画の期間中、我が国の障害者支援のための法制度はその概念や制度において、大きく変化しました。

平成26年1月、我が国は「障害者の権利に関する条約」の締結国となりましたが、平成19年の条約署名以来、条約締結のための国内関係法の集中的な整備が進められてきたところです。特に平成23年の「障害者基本法」の改正は、障害は社会のあり方との関係によっても生じるという、いわゆる「社会モデル」に基づく障害の概念や、その除去のための「合理的配慮」の概念が導入されるなど、大変重要な意味を持つものとなっています。

また、この期間中の大きな出来事として、東日本大震災や九州北部豪雨など、大規模災害の発生が挙げられます。東日本大震災においては、障害のある人の死亡率は、障害のない人のほぼ2倍との報告もあり、災害時における支援のあり方に課題が多いことを物語っています。

少子化や超高齢社会の進展も避けることのできないものとなっています。総務省の統計では、平成24年度において、高齢化率24.1%に達し、障害者本人やその介助者である家族の高齢化が、新たな問題や不安を生んでいます。

「第2期久留米市障害者計画」策定にあたりましては、第1期計画の取組をさらに推し進めていくとともに、これら社会情勢の変化への対応を盛り込みました。また、庁外検討組織の約半数の委員には障害のある人又はそのご家族等に就任いただき、平成24年度に実施した久留米市障害者(児)生活実態調査の結果と合わせて、可能な限り当事者の意見を反映するよう努めました。

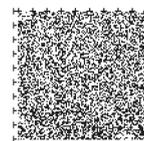
障害のある人の固有の尊厳や権利の実現のためには、障害のある人が自らの意思でどう生きるのかを選択し、生涯を通じて安心して生活していくことができる仕組みづくりが肝要であると考えます。本市の運営方針「一人ひとりを大切に 安心、活力に満ちた久留米づくり」、「日本一住みやすいまち・久留米」を目指すことは障害のある方々への支援の取組においても例外ではありません。

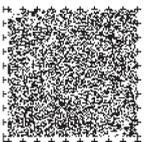
平成26年4月から「第2期久留米市障害者計画」がスタートします。本市の今後の障害者支援の取組は、この新しい計画を基本とし、市民の皆様との協力・協働も図りながら「誰もが その人らしく 安心して暮らし続けることができるまち」の実現を目指してまいりますので、引き続き、市民の皆様のご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、「第2期久留米市障害者計画」の策定にあたり、ご尽力いただきました久留米市障害者地域生活支援協議会障害者計画策定等検討部会委員の皆様、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、調査にご協力いただきました関係機関の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成26年3月

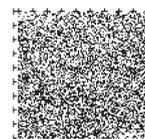
久留米市長 檜原利則



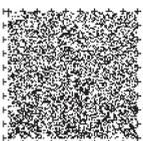


*** 目 次 ***

第1部 計画の概要	1
第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画策定の体制と過程	3
第2章 障害者を取り巻く現状	5
1. 障害者に関わる法制度の動向	5
2. 障害者の動向	6
3. 生活実態調査などからみた現状	7
4. 第1期計画の進捗と課題	9
第2部 計画の基本的な考え方	10
第1章 計画策定の視点	10
第2章 計画の基本理念	13
第3章 計画の基本目標	14
1. 壁をなくし認め合って生きるために	14
2. 安全と安心のために	14
3. 支援が必要な子どもの発達支援と教育の充実のために	15
4. 自立して暮らし続けるために	15
5. 生きがいを持って自分らしく生きるために	16
第4章 重点施策	17
第5章 施策の体系	19
第3部 計画の展開	20
第1章 壁をなくし認め合って生きるために	20
1. ノーマライゼーションの意識啓発の充実 重点施策	20
2. 情報バリアフリーの推進 重点施策	24
3. ボランティアなどの育成・活動促進	26
4. 障害者にやさしいまちづくりの推進	28
第2章 安全と安心のために	31
1. 権利擁護・相談支援体制の確立	31
2. 防災・防犯対策の推進 重点施策	34
第3章 支援が必要な子どもの発達支援と教育の充実のために	37
1. 健康相談の充実	37
2. 切れ目のない療育・教育体制の確立 重点施策	39
3. 療育の充実	41
4. 学校教育の充実	43
5. 社会教育の充実	46



第4章 自立して暮らし続けるために	48
1. 一般就労の促進	48
2. 福祉的就労の充実	50
3. 就労支援の充実	51
4. 住まいの確保と居住支援の充実 重点施策	53
5. 在宅福祉サービスなどの充実 重点施策	55
6. 外出支援の充実	58
7. 生活安定施策の充実	60
8. 保健サービスの充実	62
9. 医療サービスの充実	64
第5章 生きがいを持って自分らしく生きるために	65
1. 日中活動の促進	65
2. スポーツ・文化活動への参加促進	68
3. 地域活動や国内外交流の促進	70
第4部 計画の推進	73
第1章 計画の進行管理	73
第2章 重点施策の実施計画	74
第5部 資料編	90
第1章 障害者の動向	90
1. 障害者手帳所持者の状況	90
2. 身体障害者の状況	91
3. 知的障害者の状況	93
4. 精神障害者の状況	94
5. 発達障害児などの状況	96
6. 難病患者の状況	97
第2章 障害者（児）生活実態調査	98
1. 調査の概要	98
第3章 関係団体等インタビュー調査	99
1. 調査の概要	99
2. 難病などについて	100
3. 保育・教育について	101
4. 居住や就労の支援について	103
5. 生活関連施設や交通について	104
第4章 計画策定の経緯	105
第5章 久留米市障害者地域生活支援協議会 設置要綱、専門部会名簿	106
1. 久留米市障害者地域生活支援協議会設置要綱	106
2. 久留米市障害者地域生活支援協議会専門部会（障害者計画策定等検討部会）名簿	109
第6章 久留米市障害者地域生活支援協議会の検討結果について（報告）	110
第7章 久留米市障害者計画等策定推進会議 設置要綱	111
第8章 用語解説	114



第1部 計画の概要

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

本市は、平成17年の1市4町合併以降の最初の障害者に関わる基本計画として、平成18～25年度を計画期間とする「久留米市障害者計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、市民や地域の関係機関等と協働しながら、障害者福祉の推進に取り組んできました。

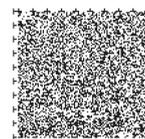
この間、障害者を取り巻く社会環境は大きく変化し、国では、平成19年度に署名した「障害者権利条約」の締結に向け、平成21年度から当面5年間を障害者制度改革の集中期間と位置づけ、必要な国内法の整備を進めてきました。

平成23年度には、この制度改革の根幹となる法律として「障害者基本法」が改正され、社会モデルに基づく障害者の定義の見直しや、合理的配慮、差別禁止の考え方が盛り込まれるなど、障害者支援に対する概念が大きく転換されました。

その後、障害者総合支援法（平成24年成立）や障害者差別解消法（平成25年成立）、障害者雇用促進法（平成25年改正）などの障害者基本法の内容の具体化等を目的とした重要な法律が相次いで成立し、平成25年9月には障害者基本法に基づく国の障害者施策に関する基本計画として、「障害者基本計画（第3次）」が策定され、今後5年間の国による障害者支援施策の基本的方向が明らかになりました。

また、法制度以外の社会情勢に目を向けると、少子高齢社会・人口減少社会の本格化や景気の低迷、東日本大震災に代表される大規模災害の発生など、障害者の暮らしに大きく影響する事象が発生しており、このような社会情勢の中で、障害者が安心して生活できる環境整備の必要性がより一層高まっています。

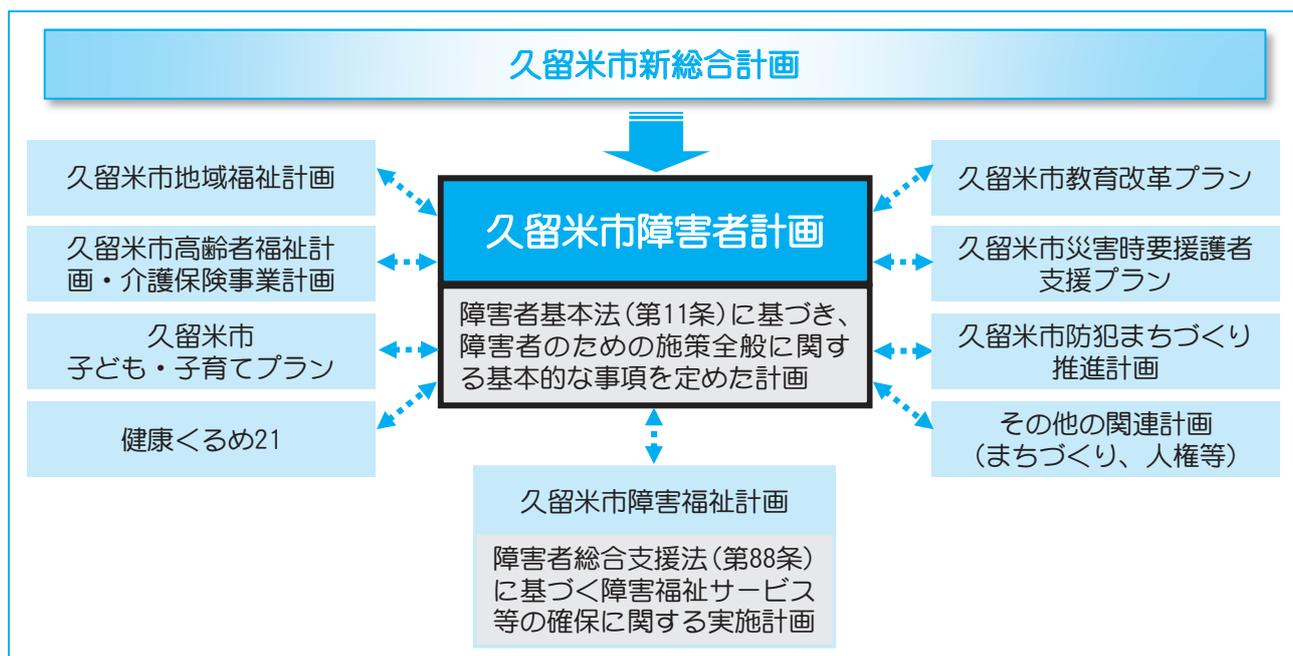
この計画は、このような障害者を取り巻くさまざまな社会環境の変化や、本市の第1期計画の取組状況等を踏まえ、障害者基本法が目的とする「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け、障害者の自立及び社会参加・参画の支援等に係る各種施策を推進するために策定するものです。



2. 計画の位置づけ

- この計画は、障害者基本法（第11条）に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害者のための施策全般に関する基本的な事項を定めた計画です。
- この計画は、「久留米市新総合計画」をはじめ、「久留米市地域福祉計画」、「久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「くるめ子ども・子育てプラン」、「健康くるめ21」などの保健福祉分野の計画や、教育やまちづくり、人権、防災などのその他の関連分野の計画等と整合性を図って策定しました。

図表－1 計画の位置づけ

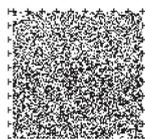


3. 計画の期間

この計画は、より長期的な展望を視野に入れつつも、国の「障害者計画（第3次）」（計画期間：平成25～29年度）や本市の障害福祉計画などの関連計画の計画期間を踏まえるとともに、社会情勢や法制度改正への対応を考慮し、平成26～29年度までの4年間を計画期間とします。

図表－2 計画の期間

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
久留米市障害者計画 (第1期計画) 【H18-25】								久留米市 障害者計画 【H26-29】			
久留米市 障害福祉計画 (第1期) 【H18-20】			久留米市 障害福祉計画 (第2期) 【H21-23】			久留米市 障害福祉計画 (第3期) 【H24-26】		久留米市 障害福祉計画 (第4期) ※予定 【H27-29】			

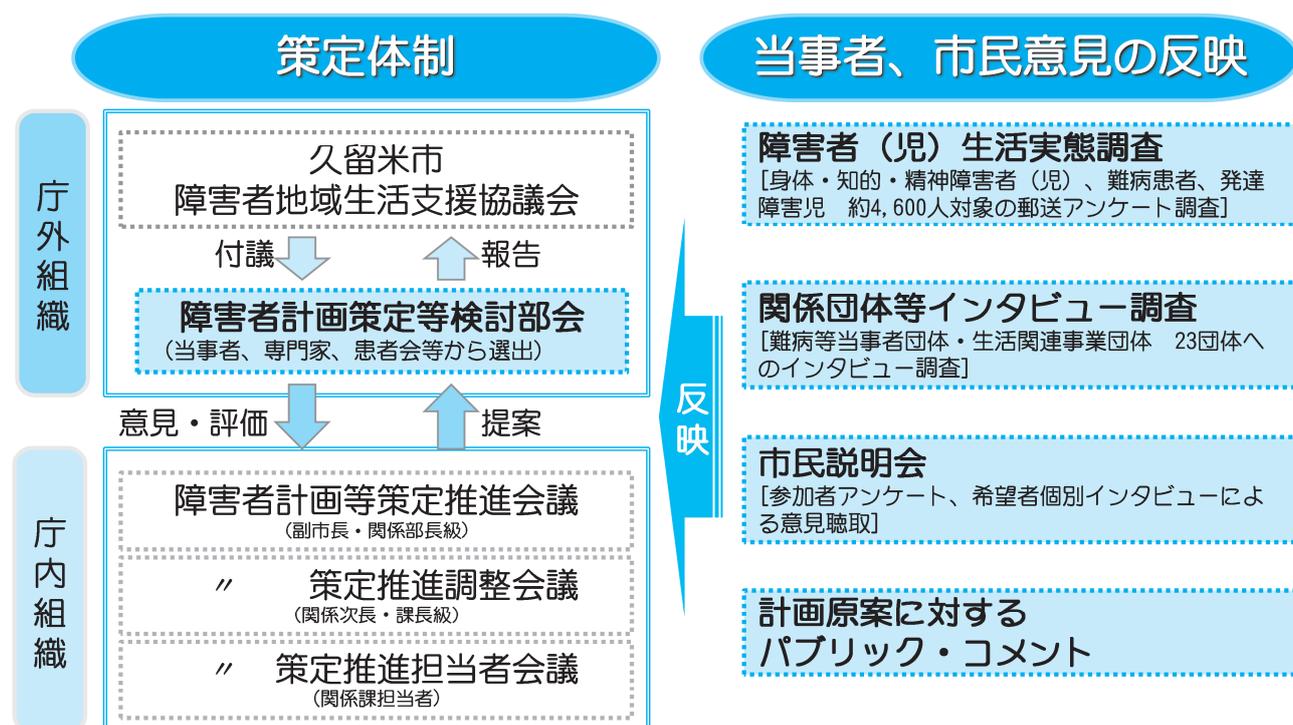


4. 計画策定の体制と過程

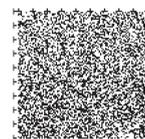
(1) 計画の策定体制

- この計画は、本市の障害者支援体制等について検討・協議を行う「久留米市障害者地域生活支援協議会」の下部組織として、障害者の当事者団体や障害者支援に係る各種団体・機関やサービス事業者、公募委員、学識経験者などにより構成する「障害者計画策定等検討部会」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。
- また、庁内の検討組織として「久留米市障害者計画等策定推進会議」等を設置し、検討部会の協議内容等も踏まえて、関係部局間の調整を行いました。
- なお、計画策定にあたっては、アンケート方式による障害者（児）生活実態調査をはじめ、関係団体等インタビュー調査や、市民説明会、計画原案に対するパブリック・コメントにより、障害者やその家族などの当事者やその他の市民の意見の反映に努めました。

図表－3 計画の策定体制と当事者等の意見反映手法



反映



(2) 当事者・市民意見の反映手法

① 障害者（児）生活実態調査

障害者の生活の現状やニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするため、平成24年12月～平成25年1月に、身体・知的・精神障害者（児）、難病患者、発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者を対象とした3種類のアンケート調査を実施しました。【詳細 別冊「久留米市障害者（児）生活実態調査 調査報告書」平成25年3月】

② 関係団体等インタビュー調査

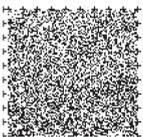
障害者（児）生活実態調査を補完する調査として、難病や高次脳機能障害などの当事者団体や、障害者の地域生活に関わりが深い生活関連事業団体（金融、交通、商業施設、文化施設、就労支援機関、保育・教育機関など）に対するインタビュー調査を実施しました。【詳細 資料編参照】

③ 市民説明会

計画策定の中間段階で広く市民の意見を聴取するため、平成25年11月2日に本計画に関する市民説明会を開催しました。説明会では、生活実態調査結果や第1期計画の進捗状況・課題、及び本計画の方針案などを報告し、意見を聴取するとともに、希望者に対して、後日、個別インタビューを実施し、意見・要望などの把握を行いました。

④ 計画原案に対するパブリック・コメント

平成26年2月1日（土）から3月3日（月）までの間、計画素案を公表し意見を聴取する「市民意見提出手続（パブリック・コメント）」を実施しました。



第2章 障害者を取り巻く現状

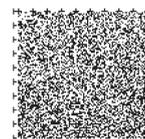
1. 障害者に関わる法制度の動向

我が国は、平成21年12月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、当面5年間に障害者の制度に係る改革の集中期間と位置づけ、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障害者関連制度の改革を推進してきました。

特に、平成23年の障害者基本法の改正においては、日常生活または社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるという、いわゆる「社会モデル」に基づく障害者の概念や、障害者権利条約で示されている「合理的配慮」の概念が盛り込まれるなど、新たな障害者福祉施策の推進に向けた基本方針が整理され、その後、基本法の内容を具体化するための関連法の成立や、基本法に基づく国の基本計画（障害者基本計画〔第3次〕）が策定されています。

図表－4 障害者施策に関わる主な関連法制度の動向

時期	事項	概要
H21. 12	障がい者制度改革推進本部の設置	障害者制度改革に向けた取組の開始
H23. 6	障害者虐待防止法の成立	虐待の定義、防止策を明記
H23. 7	障害者基本法の改正	障害者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
H24. 6	障害者総合支援法の成立	障害者自立支援法の見直し、障害への難病追加、制度の谷間の解消
〃	障害者優先調達推進法の成立	障害者就労施設などへの物品などの需要の増進
H24. 10	障害者虐待防止法の施行	
H25. 4	障害者総合支援法の施行	
〃	障害者優先調達推進法の施行	
H25. 6	障害者差別解消法の成立	障害者基本法の差別禁止の概念の具体化
〃	障害者雇用促進法の改正	雇用分野における差別禁止の具体化
H25. 9	障害者基本計画（第3次）の策定	障害者基本法に基づく国の障害者施策に関する基本計画（計画期間：H25～29）



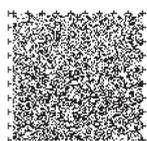
2. 障害者の動向

(1) 障害者手帳所持者等の状況

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は第1期計画策定時（平成18年度）以降、一貫して増加傾向にあります（身体障害者手帳所持者1.1倍、療育手帳所持者1.1倍、精神障害者保健福祉手帳所持者1.9倍）。
- 精神障害者については、自立支援医療（精神通院医療）受給者も顕著に増加しています（1.4倍）。
【詳細 資料編参照】

(2) その他の障害や難病の状況

- 幼児教育研究所の相談件数や通級指導教室の利用人数は増加傾向にあり、発達障害などをはじめとした、発達面での支援が必要な子どもが増えていることがわかります。
- 特定疾患医療を受給している難病患者も増加しており、平成24年度で2,000人を超えており、潰瘍性大腸炎などの消化器系疾患やパーキンソン病などの神経・筋疾患などの患者が多くなっています。
【詳細 資料編参照】



3. 生活実態調査などからみた現状

【詳細 別冊「久留米市障害者（児）生活実態調査 調査報告書」平成25年3月】

（1）子どもの発達支援や教育をめぐる現状

- 少なくとも約6割の保護者が通園や通学をするにあたって何らかの困りごとを抱えています（3障害）。
- 18歳以降の進路を決めかねている人も多く、15～18歳でも約4人に1人が進路を決めかねています（3障害）。
- 発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者の約6割近くが、乳幼児期から学校卒業まで相談・療育・訓練を一貫して行う機関が市内にないことに困っています。（発達）
- 教育に関する要望では、専門的知識を持った教職員を求める人が多く、特に発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者では8割強と特に高くなっています（3障害、発達）。

（2）厳しい雇用・就労の状況

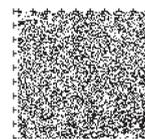
- 就労者の割合（一般就労と福祉的就労を合わせた割合）は、最も高い30歳代でも5割以下に留まります（3障害）。
- 就労している人の仕事上の悩み・困りごとは「収入が少ないこと」が最も多くなっています（3障害）。
- 障害者が働くために必要な条件については「生活資金を得られる職場があること」「障害にあった仕事であること」「周囲が自分を理解してくれること」などが上位にあがっており、障害特性に応じた就労環境・条件整備が求められています（3障害、発達）。

（3）家族による介助の現状と生活課題の抱え込み、虐待の状況

- 主な介助者は配偶者や親等の家族が7割を占めており、家族が障害者の身の回りの支援の中心を担っています（3障害）。
- 生活上の困りごとを相談する相手も「家族・親族」が半数を超えており、相談相手の中心となっています（3障害、発達）。
- 虐待を受けた可能性がある人が1割を占めているが、精神障害者では約4人に1人と高くなっています。また、虐待を受けたときの相談先も「家族」が最も多くなっています（3障害）。

（4）障害者差別の現状

- 差別を感じたり、いやな思いをしたりしたことがある人は依然として多く、特に知的障害者・精神障害者では半数を超えています。（3障害、難病、発達）
- 障害者理解のための啓発として、難病患者は「講演会・学習会開催」、発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者は「学校での福祉教育の充実」が市民理解向上に必要と考えています（難病、発達）。

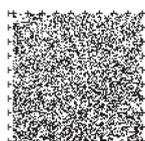


(5) 災害に関する現状

- 災害に対する備えをしていない人が8割を超えています（3障害）。
- 約3割の人は災害時に避難所まで避難できないと回答しており、特に知的障害者では半数以上と高くなっています（3障害）。
- 災害時に不安なこととして、「正確な情報が流れてこない」「避難所で必要な薬・治療が受けられない」「避難所で障害に応じた対応があるか心配」などが上位にあがっています（3障害、難病）。

■調査対象について（詳細は資料編98ページ）

表 記	調 査 対 象
3 障 害	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院制度）利用者
難 病	特定疾患医療受給者証所持者（身体障害者手帳所持者除く）
発 達	発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者



4. 第1期計画の進捗と課題

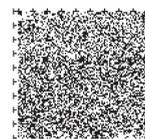
第1期計画（計画期間：平成18～25年度）は、「障害者が 住み慣れた地域で 普通に暮らせるまちづくり」を基本理念として、その実現のため4つの基本目標と9つの施策分野を設定し、166の施策に取り組んできました。これらの施策について、計画した施策目標に対する実施状況や課題を所管課において総括するとともに、4段階の達成度評価基準に基づき、各所管課で達成度の自己評価を行いました。その結果、全体の過半数の施策でほぼ目標を達成（評価S・A）できていますが、その一方で目標達成に至らなかったものや取組に着手できなかったものも一部見受けられました。この計画では、これらの第1期計画の進捗と課題を踏まえた取組が必要です。

図表－5 第1期計画の進捗と課題

基本目標	施策分野	達成度評価（施策数）							第1期計画の主な課題
		計	S	A	B	C	(再掲) S+A	S+A の割合	
基本目標1	1 療育・保育	14	1	9	2	2	10	71%	●療育センター機能の確立 ●幼児教育研究所の機能強化（専門職員の確保等）
	2 教育・育成	19	0	17	2	0	17	89%	●通級指導教室のニーズ増への対応
基本目標2	3 雇用・就労	18	1	12	4	1	13	72%	●重度障害者の通勤支援制度、職場定着支援の検討 ●就労に関する相談支援体制づくりのための関係機関連携強化
	4 日中活動	8	0	5	2	1	5	63%	●精神障害者の日中活動の場の確保（日中活動系サービス事業者への精神障害への理解促進等）
	5 社会活動	13	0	8	4	1	8	62%	●スポーツ活動参加者の固定化への対応（新たな参加者層の開拓等） ●国内外交流イベントの参加促進策の検討
基本目標3	6 生活支援	30	3	16	7	4	19	63%	●市営住宅のグループホーム利用に向けた取組 ●障害者の住宅確保支援に向けた検討（不動産業者等を交えた検証、公的保証人制度等の支援方法の検討等） ●障害福祉サービスの利便性や質の向上（日中一時支援の利便性向上、ガイドヘルプの質の向上等） ●バリアフリーマップの内容充実 ●相談支援体制づくりのための関係機関連携強化 ●サービス利用に関わる苦情処理制度の検討
	7 保健・医療	7	0	5	2	0	5	71%	－
基本目標4	8 啓発・広報、情報・コミュニケーション	21	0	11	10	0	11	52%	●福祉ボランティアの育成に向けた検討 ●生活訓練講座（インターネット、携帯電話等の情報機器利用に関する講座）への参加促進
	9 生活環境	36	0	21	14	1	21	58%	●公共交通機関等との連携強化 ●警察との連携強化（警察での障害者対応に関する協議等） ●福祉避難所指定のための調整
全体		166	5	104	47	10	109	66%	

〈達成度評価基準〉

S	目標を上回った、あるいは高い成果が得られた（100%以上）
A	ほぼ目標は達成した（80～100%程度）
B	目標の達成に至らない、成果が出るまで時間を要す（60～80%程度）
C	取組に着手できなかった、あるいは施策内容を見直したため、目標が達成できない

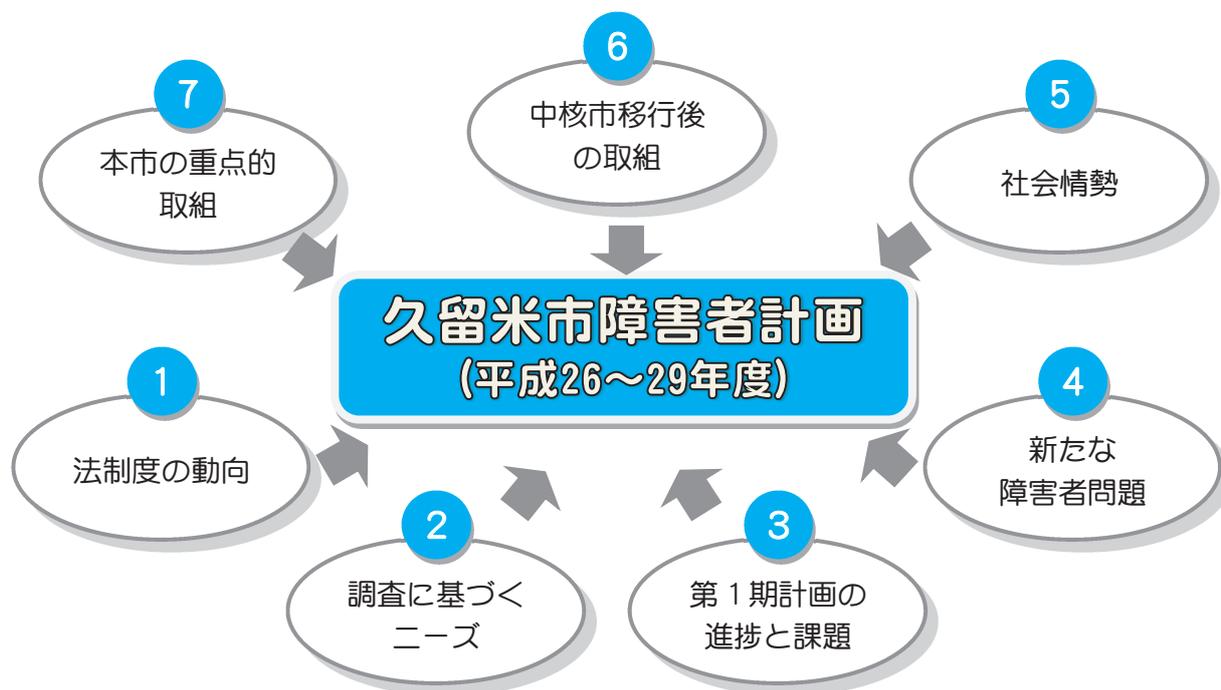


第2部 計画の基本的な考え方

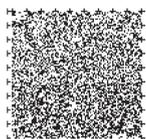
第1章 計画策定の視点

この計画の策定にあたっては、第1部で整理した国の法制度改革の動向や、障害者（児）生活実態調査などの各種調査で把握した市民ニーズ、第1期計画の進捗と課題をはじめとした、以下の7つの視点を考慮しました。

図表－6 計画策定の視点



視 点	内 容
1 法制度の動向	第1期計画策定後の関連法制度への対応（障害者基本法など）、障害者への差別禁止、合理的配慮の視点を重視
2 調査に基づくニーズ	障害者（児）生活実態調査、インタビュー調査などで把握した課題や市民ニーズへの対応
3 第1期計画の進捗と課題	第1期計画進捗評価に基づく課題への対応
4 新たな障害者問題	難病、発達障害、高次脳機能障害、複合差別（障害のある女性などへの問題）などの新たな課題への対応
5 社会情勢	少子高齢社会・人口減少社会の進展、障害者数の増加、景気・経済状況の影響など、障害者を取り巻く社会情勢も考慮
6 中核市移行後の取組	中核市移行、分権推進法による権限移譲に伴う新たな施策の検討
7 本市の重点的取組	本市の行政運営の方針の反映（「協働」、「セーフコミュニティ」など）



1. 法制度の動向

前述のとおり、第1期計画策定以降、国において「障害者権利条約」の締結に向けた国内法の整備等の障害者制度改革が進められてきました。この計画の策定にあたっては、障害者基本法をはじめとした新たな法制度の内容を踏まえ、障害者基本法の基本原則である差別の禁止や、合理的配慮の視点などを重視して策定に取り組みました。

2. 調査に基づくニーズ

障害者計画の策定にあたっては、障害者やその家族、支援に係る関係者などの意向を反映することが必要です。この計画では、障害者（児）生活実態調査やインタビュー調査等で把握した課題やニーズを十分に考慮して施策を検討しました。

3. 第1期計画の進捗と課題

第1期計画は立案した施策の過半数でほぼ目標を達成できましたが、その一方で目標達成にいたらなかったものや取組に着手できなかったものがありました。この計画は、このような第1期計画の進捗状況や課題を踏まえて策定しました。

4. 新たな障害者問題

障害者総合支援法において、障害福祉サービスの対象に難病患者が含まれるなど、障害者の範囲は拡大しています。

しかし、難病や高次脳機能障害については、症状のわかりづらさや周囲の理解不足などにより、困難をかかえている人が依然として多く、また、社会問題となっている「ひきこもり」についても、背後に精神障害や発達障害が存在する可能性があることが指摘されています。

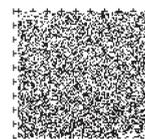
また、障害のある女性のように複合的な差別を受けやすい立場にある人もいます。

この計画の策定にあたっては、このような新たな障害者問題についても可能な限り考慮しました。

5. 社会情勢

我が国は既に少子・超高齢社会、人口減少社会に突入しており、本市も例外ではありません。障害者施策についても、今後も少子高齢化・人口減少が進行することを前提とした施策立案が必要です。また、障害者雇用にも深刻な影響を与える景気の動向に注視していく必要があります。

この計画の策定にあたっては、このような障害者を取り巻く大きな社会情勢についても考慮して取り組みました。

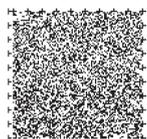


6. 中核市移行後の取組

本市は平成20年度に中核市に移行し、福岡県等からの権限移譲により新たな取組を開始した施策があります。この計画の策定にあたっては、このような中核市移行後の新たな取組を確実に位置づけ、さらなる展開を図ることを考慮しつつ、策定しました。

7. 本市の重点的取組

この計画は、本市の行政運営の基本的視点である、市民と行政が連携・協力してまちづくりに取り組む「協働の推進」と、WHO（世界保健機構）セーフコミュニティ協働センターが提唱するセーフコミュニティが推進する理念に基づき、けがや事故の予防に重点を置き、地域社会全体で安全安心なまちづくりに取り組む「セーフコミュニティ」という2つの視点を踏まえながら、計画の策定に取り組みました。



第2章 計画の基本理念

障害者基本法は「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指しています。

本市では、第1期計画において「障害者が 住み慣れた地域で 普通に暮らせるまちづくり」を基本理念として各種施策を推進してきましたが、今後は、「障害者にとって住みやすいまち」は「障害のない人にとっても住みやすいまち」との考えのもと、障害の有無に関わらず、誰もが安心して暮らし続けることができるまちを目指すこととし、基本理念を下記のとおり定めます。

基本理念

誰もが その人らしく 安心して
暮らし続けることができる まちの実現に向けて

誰もが

「障害者にとって住みやすいまち」＝「障害のない人にとっても住みやすいまち」との考えのもと、誰にとっても暮らしやすいまちを目指す

その人らしく

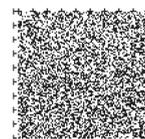
個人の違い（障害を含めて）を受け入れ、自分の意思で決めることができる社会の実現を目指す

安心して暮らし
続けることができる

さまざまな生活上の不安や課題を感じている障害者が、安心して地域で暮らし続けられるようにする

まちの実現に
向けて

「誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるまち」は、この計画期間のみに留まらない普遍的な目標として、長期的な視点にたって、その実現に向けて取り組む



第3章 計画の基本目標

基本理念のもと、次の5つの基本目標を定め、施策を進めていきます。

1. 壁をなくし認め合って生きるために

啓発・広報

生活環境

障害者を含むすべての市民が、その人らしく安心して暮らし続けることができるまちをつくるためには、その基盤として、障害のある人とない人がお互いを理解し、認め合ってともに生きるという意識や、ともに暮らすための環境づくりが不可欠です。

しかしながら、本市の障害者（児）生活実態調査によると、障害者の半数近くが差別を感じたり、いやな思いをしたことがあると回答しており、インタビュー調査などでも難病に対する無理解や偏見があることが指摘されていることから、障害者に対する心の障壁の除去は十分に進んでいるとは言いがたい状況です。また、生活環境面においても、徐々にバリアフリー化などの取組が進んでいるものの、依然として、外出や移動、各種施設の利用などに困難を抱える障害者も少なくありません。

障害者基本法の改正により、障害とは「心身の機能の障害」と「社会的障壁」と定義され、その緩和・除去のために、社会の側に「合理的配慮」が求められることとなりました。

このような基本法の趣旨を踏まえ、人の心の障壁や、情報の取得・意思疎通に係る障壁、建物や道路などの生活環境上の障壁の除去に向けて取り組めます。

2. 安全と安心のために

権利擁護

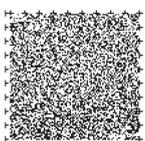
防災・防犯

東日本大震災に代表される大規模災害の発生や、障害者や高齢者、女性、子どもなどへの暴力・虐待事件が社会問題化していることなどを踏まえると、これからのまちづくりにおいて、「安全・安心」は特に重視すべき課題であるといえます。

特に、相対的に弱い立場にある障害者は、権利侵害を受けやすい立場にあるため、その擁護が図られなければなりません。このため、障害者虐待防止に向けた取組はもとより、成年後見制度などを活用した権利擁護や、障害者の安全・安心な暮らしを支えるための相談支援体制の確立に取り組めます。

また、東日本大震災や九州北部豪雨の発生に伴い、防災意識は高まりつつありますが、障害者（児）生活実態調査によると、障害者の約8割が災害に対する備えをしておらず、避難所までの避難や避難所での生活に不安を感じている人も多いことから、災害時における支援体制の充実も重要な課題といえます。

このような状況を踏まえ、障害者が安全・安心に暮らせる環境づくりとして、障害者を災害や犯罪から守る取組を進めます。



3. 支援が必要な子どもの発達支援と教育の充実のために

療育・保育

教育・育成

障害者基本法が目指す「共生社会の実現」に向け、障害のある子どもが、その年齢や能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な支援や教育を、可能な限り、障害のない子どもとともに受けることができるしくみづくりが求められています。

障害のある子どもについては、障害をできるだけ早期に把握し、その特性に応じた適切な相談や支援を継続して受けることが大切ですが、障害者（児）生活実態調査によると、発達面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者の約6割が乳幼児期から学校卒業まで相談・療育・訓練を一貫して行う機関が市内にないことに困っていると回答しています。

このため、乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育・教育体制の構築に向けて取組を進めていきます。

また、学校教育においては、前述のとおり、障害のある子とない子が可能な限りともに学ぶことができるしくみであるインクルーシブ教育システムの構築が必要とされています。保護者の教育に対するニーズとして専門的知識を持った教職員の増員が求められていることなども踏まえ、教職員の資質向上や学校施設のバリアフリー化などのともに学ぶ環境づくりや、通級指導教室の充実などによる個別の教育的ニーズに対応できる多様な学びの場の確保などに取り組みます。

4. 自立して暮らし続けるために

雇用・就労

生活支援

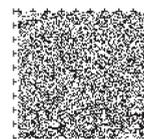
保健・医療

障害者が地域で自立して生活するためには、さまざまな生活支援が必要です。

障害者（児）生活実態調査によると、生活上の不安・困りごととして多くの人々が「経済的な不安」や「将来の不安」「親亡き後の不安」などの、自立して生活することに対する不安を抱えており、市の施策に対する要望でも、これらの不安を払しょくするための経済的支援や就労支援などの充実が重視されています。

不況の長期化などにより、障害者の就労は依然として厳しい状況ですが、障害者雇用促進法の改正などを踏まえ、企業や就労支援を行う関係機関等と連携して、一般就労や福祉的就労などの就労の場の確保や就労支援に取り組みます。

また、生活支援としては、障害者や家族の高齢化、障害の重度化・重複化などの状況を踏まえつつ、障害者が地域で自立して暮らすために必要な住まいの確保や、多様な在宅福祉サービスの提供、地域で活動するために必要な外出支援の充実などに取り組みます。



5. 生きがいを持って自分らしく生きるために

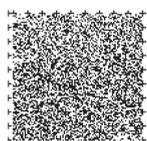
日中活動

社会活動

障害者が地域で生きがいをもって自分らしく健やかに暮らしていくためには、さまざまな活動に参加し、人との関わりを保つことが重要です。

障害の程度やその人の希望などに応じて、就労や訓練、交流、仲間づくりなど、さまざまな日中活動が行えるよう、障害者総合支援法による日中活動系サービスの充実や、地域活動支援センター・オープンスペースなどの活動促進に取り組みます。

また、障害のある人とない人がともに地域活動やスポーツ・文化活動などに参加できるよう、地域の関係団体等と連携して、これらの活動への障害者の参加促進や、障害者の参加に配慮した環境づくりなどに取り組みます。



第4章 重点施策

計画期間中に特に重点的に取組を進める施策（重点施策）を、以下の6施策区分とし、毎年度進捗管理を行いながら、確実に推進していきます。

重点施策1 ノーマライゼーションの意識啓発の充実

【基本目標1－施策区分（1）】

◇障害者基本法の改正に伴う障害者概念の転換や合理的配慮の必要性については、現時点では十分に浸透しているとはいえない状況であり、今後、より積極的に意識啓発に取り組まなければなりません。

◇このため、重点施策として、ノーマライゼーションの意識啓発の充実に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 障害者問題に関する広報の充実（施策番号2）
- 障害者に対する差別の解消への取組（施策番号5）
- 交流機会の拡大（施策番号8）

重点施策2 情報バリアフリーの推進

【基本目標1－施策区分（2）】

◇情報の取得・利用は、社会参画の前提であり、他のさまざまな活動の支援を行ううえでも欠かすことができない基盤となるものです。

◇このため、重点施策として、情報バリアフリーの推進に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 情報バリアフリー推進に係る基本方針の検討（施策番号14）
- 各種通知などの点訳・音訳コード添付などの推進（施策番号17）
- 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣（施策番号20）

重点施策3 防災・防犯対策の推進

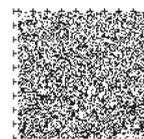
【基本目標2－施策区分（2）】

◇東日本大震災などの大規模災害の発生により、市民の防災意識は高まっていますが、災害に対する備えをしていない障害者も多く、また、避難所までの避難や、避難所での生活に不安を感じている障害者も多くなっています。

◇このため、重点施策として、防災・防犯対策の推進に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 防災知識の普及（施策番号50）
- 災害時要援護者支援体制の充実（施策番号56）
- 福祉避難所の指定（施策番号58）



重点施策4 切れ目のない療育・教育体制の確立

【基本目標3－施策区分(2)】

- ◇障害のある子どもに対する支援として、乳幼児期から学校卒業まで一貫して支援するしくみづくりが強く求められています。これは第1期計画時点からも強く要望されていたものであるため、その必要性に鑑み、今回の計画期間中に前進を図らなければなりません。
- ◇このため、重点施策として、障害のある子どもに対する切れ目のない療育・教育体制の確立に向けて取り組みます。

《主な具体的施策》

- 幼児教育研究所の機能充実（施策番号68）
- 切れ目のない支援体制の確立（施策番号71）

重点施策5 住まいの確保と居住支援の充実

【基本目標4－施策区分(4)】

- ◇家族介助者の高齢化に伴い、親亡き後の生活に不安を抱える障害者が増えており、生活の基盤となる住居としてグループホーム等の必要性が高まっています。
- ◇このため、重点施策として、住まいの確保と居住支援の充実に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 不動産業者との協力（施策番号114）
- 居住系サービスの整備促進（施策番号115）

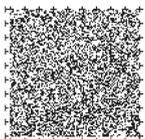
重点施策6 在宅福祉サービスなどの充実

【基本目標4－施策区分(5)】

- ◇障害者が地域で自立して生活するためには在宅福祉サービスは非常に重要です。家族介助者の高齢化も踏まえ、その負担を軽減するための支援（レスパイトケア）や重症心身障害児者に対する支援など、障害の特性や本人・家族のニーズに応じた多様なサービスを質・量ともに確保していくことが求められています。
- ◇このため、重点施策として、在宅福祉サービスなどの充実に取り組みます。

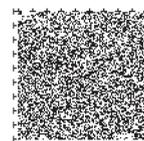
《主な具体的施策》

- 福祉事業所の適正運用の推進（施策番号118）
- 重症心身障害児者の地域生活を支援する相談支援体制の充実・強化（施策番号122）
- 重症心身障害児者などの日中活動及び短期入所の場の確保（施策番号124）



第5章 施策の体系

基本理念	基本目標	施策区分	施策の方向	分野
誰もが その人らしく 安心して 暮らし続けることができる まちの実現に向けて	1 壁をなくし認め合って生きるために	(1) ノーマライゼーションの意識啓発の充実 【重点施策】	①障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進 ②障害を理由とする差別の解消への取組 ③福祉教育の充実	《1》 啓発・広報
		(2) 情報バリアフリーの推進 【重点施策】	①情報バリアフリーの推進	
		(3) ボランティアなどの育成・活動促進	①ボランティアなどの育成・活動促進	《2》 生活環境
		(4) 障害者にやさしいまちづくりの推進	①施設などのバリアフリーの推進 ②移動・交通に関わるバリアフリーの推進 ③住まいのバリアフリーの推進	
	2 安全と安心のために	(1) 権利擁護・相談支援体制の確立	①権利擁護の推進 ②虐待防止体制の整備 ③相談支援事業の推進 ④多様な相談窓口の充実	《3》 権利擁護
		(2) 防災・防犯対策の推進 【重点施策】	①防災対策の推進 ②防犯・安全対策の推進	《4》 防災・防犯
	3 支援が必要な子どもの発達支援と教育の充実のために	(1) 健康相談の充実	①母子保健事業の充実	《5》 療育・保育
		(2) 切れ目のない療育・教育体制の確立 【重点施策】	①乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育・教育体制の確立	
		(3) 療育の充実	①保育サービスなどの充実 ②発達障害などへの適切な支援	《6》 教育・育成
		(4) 学校教育の充実	①特別支援教育の実施 ②多様なニーズに対応する教育の充実 ③学校教育施設のバリアフリー化	
		(5) 社会教育の充実	①生涯学習の推進 ②社会教育施設などのバリアフリー化	
	4 自立して暮らし続けるために	(1) 一般就労の促進	①一般就労移行への支援	《7》 雇用・就労
		(2) 福祉的就労の充実	①福祉的就労の場の確保 ②就労に関する相談体制の充実 ③職業能力の習得支援 ④関係機関・企業などとの連携	
		(3) 就労支援の充実		
		(4) 住まいの確保と居住支援の充実 【重点施策】	①住まいの確保 ②居住支援の充実	《8》 生活支援
		(5) 在宅福祉サービスなどの充実 【重点施策】	①日常生活の支援や介助サービスの充実 ②レスパイトケアなどの充実	
		(6) 外出支援の充実	①外出支援サービスの充実	《9》 保健・医療
		(7) 生活安定施策の充実	①障害者優先調達推進に係る取組 ②経済的負担の軽減	
		(8) 保健サービスの充実	①保健事業の充実 ②心の健康づくりの推進	
		(9) 医療サービスの充実	①適切な医療サービスの提供	
5 生きがいを持って自分らしく生きるために	(1) 日中活動の促進	①日中活動系サービスの整備 ②地域活動支援センターなどの整備 ③精神障害者の地域生活支援	《10》 日中活動	
	(2) スポーツ・文化活動への参加促進	①スポーツ活動の促進 ②文化活動の促進	《11》 社会活動	
	(3) 地域活動や国内外交流の促進	①地域活動などへの参画促進 ②国内外での交流の促進		



第3部 計画の展開

第1章 壁をなくし認め合って生きるために

【分野】 1 啓発・広報

2 生活環境

1. ノーマライゼーションの意識啓発の充実

重点施策

《現状と課題》

改正障害者基本法は「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目的としています。このような共生社会の実現のためには、障害のある人となない人がお互いを理解し、尊重し合うことが必要です。

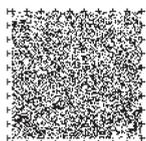
しかしながら、本市の障害者（児）生活実態調査によると、障害や病気などのために差別を感じたり、いやな思いをしたりしたことがある人は依然として少なくなく、特に知的障害や精神障害、発達障害などの、外見からはわかりづらい障害の人で多くなっています。また、インタビュー調査などにおいても、難病等に対する無理解や偏見があることが指摘されています。

このような障害に対する差別意識を解消し、ノーマライゼーションの意識をさらに浸透させるためには、障害者理解に向けた啓発・広報や、学校などにおける福祉教育の充実を図ることが不可欠です。

また、障害者基本法の基本原則である「差別の禁止」を具体化するため、平成25年に「障害者差別解消法」の成立や「障害者雇用促進法」の改正といった法整備が進みました。これらの関連法は、この計画の期間内に、順次施行されていくことから、これらの法律に基づき、障害者の差別解消に向けた取組を進めることが必要です。

《基本方針》

- ◎共生社会の実現に向けて、障害者理解のための啓発・広報活動や福祉教育を推進します。
- ◎障害者差別解消法などの関連法に基づき、障害者に対する差別解消や合理的配慮の提供が図られるよう、地域の関係機関等と連携して取り組みます。



《施策の方向》

(1) 障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進

○広報紙やホームページなどのさまざまな媒体や各種事業などの機会を活用して、障害や難病等に関する啓発・広報に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
1	「久留米市人権教育・啓発基本指針」に基づく障害者問題の理解・啓発の促進	「久留米市人権教育・基本指針」に基づく施策の展開により、偏見や差別などの人権問題の解決のため、全庁的な啓発活動の推進を図ります。	協働推進部 人権・同和対策課
2	障害者問題に関する広報の充実	難病等を含む障害に対する市民の理解を深めるため、啓発・広報に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
3	障害者問題啓発事業の実施	市民団体企画への補助方式などにより、障害者週間における啓発事業を継続して行います。	健康福祉部 障害者福祉課
4	団体実施イベントの支援	障害者団体などが行う各種イベントに関する広報や実施支援を継続して行います。	健康福祉部 障害者福祉課

(2) 障害を理由とする差別の解消への取組

○本市における障害者差別解消のための基本方針を策定し、差別解消に向けた取組を推進していきます。

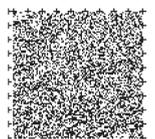
《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
5	障害者に対する差別の解消への取組【新規】	障害者差別解消法の平成28年4月の施行に向けて、基本方針の策定等の差別解消に係る取組を実施します。	健康福祉部 障害者福祉課
6	投票所での障害者等への配慮	投票会場にて一人で投票が困難な障害者などの選挙人に対し、職員が付き添うなど、正当な権利の行使ができるよう、合理的な配慮の提供を行います。	選挙管理委員会

(3) 福祉教育の充実

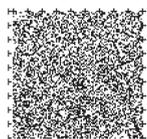
○学校教育において、障害者（児）との交流や体験型のカリキュラムを重視した福祉教育の充実に取り組みます。

○社会教育の一環として、人権問題や障害者問題に関する学習機会の充実に努めます。

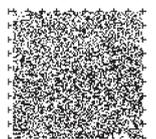


《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
7	カリキュラムづくりへの積極的な支援	「総合的な学習の時間」などのカリキュラムの中に福祉教育の視点を取り入れるよう、学校訪問などの機会を活用して指導・助言を行います。福祉教育の実施に当たっては障害者との交流や障害体験グッズの活用など、体験型の教育の実施を促進します。 ◆数値目標◆ 〈カリキュラムづくり支援校数〉 平成24年度（実績）：24校 ⇒ 平成29年度（目標）：27校（小学校20校、中学校6校、特別支援学校1校）	教育部 学校教育課
8	交流機会の拡大	「総合的な学習の時間」や運動会・文化祭などの機会を活用して地域の小・中学校と、特別支援学校（特別支援学校・ろう学校など）の児童生徒との交流機会を積極的に拡大していきます。また、特別支援学級と通常学級との日常的な交流を促進します。 ◆数値目標◆ 〈居住地校交流〉 平成24年度（実績）：年3回 ⇒ 平成29年度（目標）：年3回以上	教育部 学校教育課
9	児童生徒の交流促進（久留米特別支援学校高等部）	久留米特別支援学校高等部は小中学部に比べて地域との交流機会が少ないことから、隣接する久留米商業高校などとの交流に努めます。 ◆数値目標◆ 〈交流回数〉 平成24年度（実績）：年1回 ⇒ 平成29年度（目標）：年1回以上	教育部 学校教育課
10	学校行事などの情報提供	児童生徒と地域の障害者や障害者関係施設との交流を進めるため、施設訪問や学校行事への障害者の参加・参画の促進を図ります。 ◆数値目標◆ 校内研修での指導・助言を毎年度5校以上に対して行います。	教育部 学校教育課
11	人権教育による啓発	「なるほど人権セミナー」・「人権のまちづくりコーディネーター講座」など人権講座の中で、障害者に関する問題について啓発していくとともに、学習機会の充実に努めます。 ◆数値目標◆ 〈各企画での障害者問題の啓発〉 平成24年度（実績）：1回 平成29年度（目標）：1回以上	市民文化部 生涯学習推進課
12	障害者問題に関する視聴覚教材充実	障害者問題に関するビデオ・映画など、啓発のための教材の整備充実に努めます。 ◆数値目標◆ 〈所蔵本数〉 平成24年度（実績）：34本 ⇒ 平成29年度（目標）：40本	市民文化部 視聴覚ライブラリー



番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
13	障害者問題に関する市職員研修の充実	新規採用職員研修を含む階層別研修において障害者をテーマとした人権研修を実施し、職員の意識啓発の充実に努めます。	総務部 人材育成課



2. 情報バリアフリーの推進

重点施策

《現状と課題》

障害者の自立と社会参加のためには、その前提として、生活に係るさまざまな情報の取得が不可欠です。

障害者基本法では、基本原則として「地域社会における共生等」を定めており、そのなかで、障害者の意思疎通のための手段や情報の取得・利用のための手段の確保や拡大、すなわち、情報バリアフリーの必要性がうたわれています。このため、国や地方公共団体には障害者の意思疎通を仲介する者の養成・派遣や、災害などの非常事態の場合に障害者の安全確保に必要な情報を的確に伝えるための取組など、障害者の情報利用におけるバリアフリー化の推進を図ることが求められています。

本市では、広報紙の点訳・音訳版の作成や市ホームページへの音訳版の掲載、市の事業などへの手話通訳者・要約筆記者の派遣などにより、障害者の情報取得の機会拡大に取り組んできましたが、今後もさらなる取組の推進が必要です。

なお、障害者の情報取得や意思疎通の手段として、インターネットや携帯電話などの電子情報機器は有効であるため、情報バリアフリーの一環として、このような機器を活用するための環境づくりや支援を行うことも大切です。

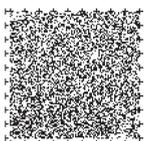
《基本方針》

○障害者が生活に必要な情報を入手したり、自由に意思疎通したりできるよう、障害の特性などに配慮した情報取得やコミュニケーションの支援の充実を図ります。

《施策の方向》

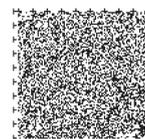
(1) 情報バリアフリーの推進

- 本市における情報バリアフリー推進に係る基本方針を策定し、情報バリアフリーの取組を推進していきます。
- 広報紙や各種通知などの行政文書の点訳・音訳を推進します。
- 手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員などの育成・派遣の充実を図ります。
- インターネットや携帯電話などの電子情報機器について、利用方法周知などによる活用支援に努めます。



《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
14	情報バリアフリー推進に係る基本方針の検討 【新規】	市が行う情報発信（講演会の開催、出版物の発行等）について、障害がある方の情報取得への配慮について、市全体の方針を定めます。	健康福祉部 障害者福祉課
15	「広報くるめ」の点訳・音訳版などの発行	「広報くるめ」について、ボランティア団体と連携して、点訳版・音訳版を作成するとともに、市ホームページに音訳版の掲載等を行います。	総合政策部 広報課
16	「議会だより」点訳・音訳版の発行	点訳ボランティアと連携して、「議会だより」の点訳版を作成し、希望者及び関係団体に配布します。また、音訳についても、音訳ボランティアと連携して、希望者に送付します。	議会事務局 議事調査課
17	各種通知などの点訳・音声コード添付などの推進 【拡充】	各種通知などの行政文書について点訳・音声コード添付やわかりやすい表現版の作成などの障害特性に応じた方法による提供に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課、 市民文化部 資産税課、 市民文化部 市民税課
18	手話通訳者・要約筆記者養成講座の実施	手話通訳者・要約筆記者養成を目的とした講習会を継続して実施します。 ◆数値目標◆ 〈年間受講者数〉 平成24年度（実績）： 手話通訳42人・要約筆記16人 ⇒ 平成29年度（目標）： 手話通訳80人・要約筆記20人	健康福祉部 障害者福祉課
19	手話通訳者・要約筆記者派遣 （再掲：事業95）	聴覚障害者の参加が見込まれる市事業に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	健康福祉部 障害者福祉課
20	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣 【新規】	盲ろう者の要請に基づき、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。	健康福祉部 障害者福祉課
21	障害福祉サービスなどの情報提供・相談の充実	広報紙や事業者ガイドブック、ホームページなどの多様な媒体を活用して、障害福祉サービスなどに関する情報提供を行います。また、相談の手段としてインターネットのさらなる活用を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
22	情報機器の利用方法などの周知	消費者保護の観点も含め、消費生活支援センター等と連携・協力しながら、インターネット・携帯電話などの情報機器の利用方法などの周知など、活用支援に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課



3. ボランティアなどの育成・活動促進

《現状と課題》

障害者が安心して地域で暮らし続けるためには、障害福祉サービスなどの公的な支援だけでなく、ボランティアなどによる、より身近できめ細やかな支援があることが大切です。

本市では、市民活動サポートセンターを中心に、さまざまな分野の市民活動やボランティア活動の支援に取り組んでおり、第1期計画期間においては、障害者福祉分野に取り組む団体が31団体から40団体に増加するなど、障害福祉分野での市民活動の取組は着実に進んでいるといえます。

今後も市民活動サポートセンターでの市民活動の育成・支援に取り組むとともに、さらなるボランティア活動の充実を図るため、久留米市社会福祉協議会などのボランティア育成に取り組む関係団体との連携・協働して福祉ボランティアの育成に取り組むことが必要です。

《基本方針》

◎市民及び関係団体などと連携・協働して、障害者の生活を地域で支える福祉ボランティアの育成・支援に取り組みます。

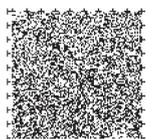
《施策の方向》

(1) ボランティアなどの育成・活動促進

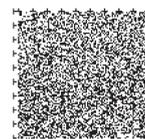
- 福祉ボランティアを含む市民活動支援のため、市民活動サポートセンターでの相談・支援や市民活動保険への加入を継続していきます。
- 久留米市社会福祉協議会などの関係機関と連携して福祉ボランティアの育成に努めるとともに、地域活動支援センターにおいてもボランティア養成に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
23	市民活動サポートセンターの運営	各種市民活動団体・ボランティアの活動を促進するため、「市民活動サポートセンター」において、各種団体が会議や作業を自由に行える施設の提供や相談・支援を行います。 ◆数値目標◆ 〈総利用者数〉 平成24年度（実績）：115人／日 平成29年度（目標）：120人／日	協働推進部 協働推進課
24	市民活動保険の加入	市民が安心して市民活動を行えるよう、市民活動保険に加入し、活動中のケガや損害賠償などに備えます。	協働推進部 協働推進課
25	久留米市社会福祉協議会など関係機関との連携	久留米市社会福祉協議会や久留米市ボランティア連絡協議会などと連携して、福祉ボランティアの育成に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課



番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
26	地域活動支援センター（Ⅰ型）の運営支援（再掲：事業144） 【拡充】	障害者の日中活動の場及び地域の支援ネットワークの中核として、地域活動支援センターを運営します。また、障害者理解の促進、地域住民ボランティア養成についても取り組みます。	健康福祉部 障害者福祉課



4. 障害者にやさしいまちづくりの推進

《現状と課題》

障害者の自立と社会参加を支援するうえで、障害者が暮らしやすい生活環境をつくることは非常に重要です。

本市では、平成18年に制定された「バリアフリー法」等に基づき、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインの視点にも配慮しつつ、道路や公園、市営住宅等の整備を計画的に進めてきました。

しかし、障害者（児）生活実態調査によると、身体障害者の約4人に1人が依然として外出時の道路などの段差や公共交通機関の乗り降りに不便や困難を感じており、市の重点施策として「誰もが利用しやすい交通機関や施設、道路・歩道の整備」に取り組むことを求めています。また、インタビュー調査においても難病患者などから車いすで利用しやすい道路・歩行空間の整備などについての意見があがっています。

障害者にやさしいまちづくりを進めることは、誰にとっても暮らしやすいまちづくりを進めることとの認識にたち、今後も公共施設などの整備を計画的に進めていくことが必要です。

また、このようなやさしいまちづくりのためには、公共交通機関や民間施設の関係事業者の理解・協力が不可欠であることから、これらの事業者との連携強化を図ることも大切です。

《基本方針》

- ◎公共施設や道路などの歩行空間、公園などの公共空間や市営住宅について、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点による整備を計画的に推進します。
- ◎公共交通機関や民間施設などの関係事業者に対し、バリアフリーやユニバーサルデザインによる施設等の整備についての理解・協力を求めています。

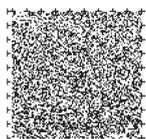
《施策の方向》

（1）施設などのバリアフリーの推進

- 「バリアフリー法」や「福岡県福祉のまちづくり条例」などに基づき、市庁舎や公園などの公共施設や民間施設のバリアフリー化を推進します。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
27	公共施設の整備・改善	市庁舎等の公共施設の整備・改善に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課、 各施設所管課
28	都市公園整備事業におけるバリアフリー化の推進	誰もが安全快適に公園利用ができるように、新たに公園整備を行う際には、バリアフリー化に努めます。	都市建設部 公園緑化推進課
29	福岡県福祉のまちづくり条例に基づく届出・完了検査制度	不特定多数の人が利用する「まちづくり施設」の計画に対して、バリアフリー化の技術的な指導や相談、情報提供等を行います。	都市建設部 建築指導課



番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
30	商店街の環境整備	空き店舗補助を活用する新規出店者に対し、バリアフリー化の誘導に努めます。	商工観光労働部 商工政策課

(2) 移動・交通に関わるバリアフリーの推進

- 国・県や地域の関係団体などと連携して、安全な道路・歩行空間の整備・確保に取り組みます。
- 交通事業者と行政で障害者を含む交通弱者に対する交通対策を協議できる場づくりを検討するとともに、ノンステップバス導入促進に向けた要請・支援などにより、公共交通機関等でのバリアフリーを促進します。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
31	道路整備の推進 【拡充】	市街地などへの交通アクセスの利便性を向上するため、国などと協議し、バイパスなどの必要な道路の整備に努めます。	都市建設部 広域道路対策課
32	バリアフリー推進事業	高齢者や車いす利用者が安全で快適に通行できる歩行空間を形成するため、西鉄久留米駅周辺の一定の地区を重点的に、国・県と連携を図りながら、歩道の幅幅や段差解消等歩行空間のバリアフリー化を行います。	都市建設部 生活道路課
33	視覚障害者のための設備設置	信号機設置は、公安委員会の判断となるため、所管である警察署に対し、設置を働きかけていきます。	都市建設部 生活道路課
34	公共交通事業者等への理解促進 【拡充】	交通事業者と障害者に係る交通対策について協議できる場の検討を行います。	健康福祉部 障害者福祉課、 都市建設部 都市デザイン課
35	ノンステップバス導入促進 【新規】	久留米市内を運行する路線へのノンステップバス導入促進に向けて、交通事業者に対する要請・支援に努めます。	都市建設部 都市デザイン課
36	歩道空間の確保	西鉄久留米駅・JR久留米駅周辺などにおいて放置自転車の撤去や放置自転車防止の指導を行い、安全な歩行空間の確保に努めます。	都市建設部 生活道路課



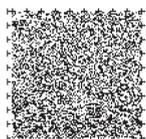
(3) 住まいのバリアフリーの推進

○市営住宅の建替えや新築に際し、バリアフリー化を推進します。

○障害者が暮らしやすい住まいづくりを支援するため、住宅改造アドバイザーや住宅改造に係る補助などの関連制度の周知と利用促進に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
37	公営住宅建設・建替事業の実施	老朽化した木造の市営住宅について集約を図り、エレベーターの設置、室内の段差の解消や手すりの設置など、障害者に配慮した建替えを進めます。新築については、バリアフリーやユニバーサルデザインの住宅の確保に努めます。 ◆数値目標◆ 〈建替戸数〉 ※長寿命化計画（前期）における目標 平成23～27年度：430戸	都市建設部 住宅政策課
38	既存住宅の計画的改善 【拡充】	「住宅リフォーム事業」などにおいて、既設の市営住宅の計画的改善を行い、後付けエレベーターの試験的導入の検討等、住宅のバリアフリーを推進します。 ◆数値目標◆ 〈エレベータ設置率〉 ※長寿命化計画（前期）における目標 平成27年度：23.8%	都市建設部 住宅政策課
39	住みやすい住宅の研究・開発	手すり設置、床段差の解消及び風呂場の改修など既設住宅の改修を総合的に行う中で、個々の障害状況に一定配慮した住宅設備「ハーフメイド方式」の導入について研究を行います。 ◆数値目標◆ 〈専用住戸確保数〉 平成24年度（実績）：0戸 平成29年度（目標）：既存・新築 各1戸	都市建設部 住宅政策課
40	住宅改造アドバイザーの活用	住宅の改造・新築の際の相談に、福岡県建築住宅センターの住宅改造アドバイザーを周知し、活用します。 ◆数値目標◆ 〈利用件数〉 平成24年度：年3件 ⇒ 平成29年度：年10件	健康福祉部 障害者福祉課
41	重度心身障害者住宅改造補助事業の周知	重度心身障害者の住宅改造費の補助を行う「重度心身障害者住宅改造補助事業」について周知と利用促進に努めます。 ◆数値目標◆ 〈利用件数〉 平成24年度（実績）：年2件 ⇒ 平成29年度（目標）：年3件	健康福祉部 障害者福祉課



第2章 安全と安心のために

【分野】 3 権利擁護

4 防災・防犯

1. 権利擁護・相談支援体制の確立

《現状と課題》

近年、障害者に対する虐待など、障害者の権利をおびやかすさまざまな事件が発生し、社会問題となっています。

本市の障害者（児）生活実態調査においても、障害者の1割程度の人が虐待を受けた可能性があるという回答するなど、地域の中で虐待などの障害者の権利侵害が行われているおそれがあります。また、インタビュー調査などでは「親亡き後の不安」として、残された障害者の財産管理について不安を感じるなどの意見がみられました。

本市では、このような障害者に対する権利侵害などへの対策として、障害者虐待防止法の施行にあわせて平成24年10月に障害者虐待防止センターを設置し、365日24時間の受け付け体制により虐待の防止や早期発見に取り組んでいるほか、成年後見制度などの関連制度の周知や利用支援など権利擁護対策を進めてきました。

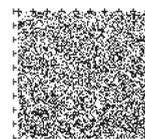
今後は、少子高齢化や一人暮らしの増加などがさらに進むことも考慮しつつ、相対的に弱い立場にある障害者を虐待などのさまざまな権利侵害から守るためのしくみをさらに強化していくことが必要です。

また、障害者が地域で安心して暮らし続けるためには、生活上の困りごとなどを気軽に相談し解決できる場があることが大切です。障害者（児）生活実態調査においても、生活に必要な支援・サービスとして「何かあったときすぐ相談できる相談支援」が第1位にあがっており、相談支援に対するニーズの高さがうかがえます。

本市では委託相談窓口の増設など相談支援体制の充実に取り組んでいますが、今後はさまざまな相談機関・窓口などが連携しながら、さらなる相談支援体制の強化が必要です。

《基本方針》

- ◎障害者の権利や財産を守るため、成年後見制度などを活用した権利擁護や虐待防止対策を進めます。
- ◎障害者からのさまざまな相談に適切に対応するため、相談支援の充実を図ります。



《施策の方向》

(1) 権利擁護の推進

○成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護に係る制度などについて、周知と利用促進に努めます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
42	成年後見制度の周知 【拡充】	成年後見制度の周知と利用促進・利用援助に努めます。	健康福祉部 長寿支援課、 健康福祉部 障害者福祉課
43	障害福祉サービスに関する苦情解決制度の周知 【拡充】	障害福祉サービスに関する利用者等の苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査等を行う「福岡県運営適正化委員会」などの支援機関・制度等の周知に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
44	日常生活自立支援事業の周知	久留米市社会福祉協議会と連携して、日常生活自立支援事業の周知と利用促進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課

(2) 虐待防止体制の整備

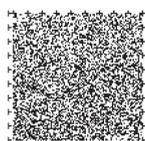
○久留米市障害者虐待防止センターを中心に、障害者の虐待防止に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
45	障害者虐待防止対策支援の推進 【拡充】	久留米市障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待に関する通報を受け付け、必要な対応をとるとともに、障害者虐待の未然防止について周知・啓発を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課

(3) 相談支援事業の推進

- 基幹相談支援センター機能の検討など、相談支援体制の整備・充実に取り組みます。
- 「久留米市障害者地域生活支援協議会」を中心に、よりよい相談支援のあり方などを協議し、相談支援体制の充実・強化を図ります。



《具体的施策》

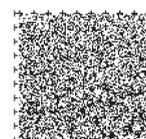
番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
46	障害者相談支援体制の整備 【拡充】 (再掲：事業109)	地域バランスや中立公平性の確保を考慮しながら、障害者などが利用しやすい相談支援体制づくりを進めます。また、基幹相談支援センターの機能の確立等について検討を行います。	健康福祉部 障害者福祉課
47	地域生活支援協議会の運営 (再掲：事業112)	「久留米市障害者地域生活支援協議会」を中心に、地域の障害者に関する相談支援体制の連携強化を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課

(4) 多様な相談窓口の充実

- 障害者相談員を地域に配置し、身近な地域で障害者からの相談に対応します。
- 障害者の生活に係るさまざまな分野で障害者に配慮した相談対応ができるよう、障害福祉分野以外の各種相談機関などとの連携強化を図ります。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
48	障害者相談員の配置	身体・知的障害者相談員を地域に配置し、地域及び市民センター等で継続して障害者からの相談に対応します。 また、相談員の資質向上のため、相談員などに対する研修を実施します。 ◆数値目標◆ 〈相談件数〉 平成29年度末までに平成24年度比10%増（153件/年）	健康福祉部 障害者福祉課
49	各種相談機関の連携強化	民生委員・児童委員等の地域の活動団体や、地域子育て支援センター、地域包括支援センター等の各種相談機関、医療機関等の関係機関の連携強化を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課



2. 防災・防犯対策の推進

重点施策

《現状と課題》

障害者が地域で安心して安全に暮らし続けるうえで、防災・防犯はたいへん重要な課題です。

東日本大震災や九州北部豪雨などの大規模災害の発生により、市民の防災意識は高まっており、本市においても、災害時要援護者名簿の作成や避難訓練の実施など、障害者をはじめとする災害弱者の支援に迅速に対応できる環境づくりを進めてきました。

しかしながら、障害者の8割以上は災害に対する備えをしておらず、また、約3割の人は災害時に避難所まで避難できないと回答しています。加えて、災害発生時に正確な情報が得られるか、避難所で必要な薬や治療を受けたり、障害に応じた対応があるかといったことに不安を感じている人が多くなっています。

このような障害者の状況を踏まえつつ、避難時に障害者に適切な配慮を行うための福祉避難所の確保など、防災対策のさらなる推進を図ることが必要です。また、避難所などにおいて、より困難が大きいと考えられる女性の障害者への支援や配慮のあり方についても、今後研究が進められていかなければなりません。

あわせて、犯罪や事故から障害者を守るため、警察や地域関係者などと連携して防犯や安全確保のための対策を進めることも必要です。

《基本方針》

- ◎障害者を災害から守るため、災害時要援護者支援体制をはじめとした防災対策を推進します。
- ◎障害者を犯罪や事故から守るため、防犯対策や地域での見守りなどを推進します。

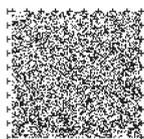
《施策の方向》

(1) 防災対策の推進

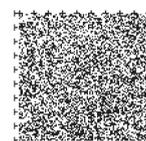
- 障害者をはじめとした市民や福祉施設などの関係事業者に対して、防災に係る知識や情報、関連機器等の普及を図るとともに、防災設備の設置などに係る指導や啓発に努めます。
- 「災害時要援護者プラン」に基づき、災害時要援護者支援体制の充実を図ります。
- 福祉避難所の設置に向けて指定を進めます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
50	防災知識の普及 【拡充】	地域防災計画及び国民保護計画に基づき、障害者やその家族、地域住民に対して研修会の開催、防災に関する資料の提供などにより防災知識の普及を図ります。	都市建設部 防災対策課



番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
51	メール119の登録	聴覚・言語障害者向けのメール119の登録普及を行います。 ◆数値目標◆ 〈登録者数〉 平成24年度（実績）：89人 → 平成29年度（目標）：110人	広域消防本部 情報指令課、 健康福祉部 障害者福祉課
52	防火指導の実施	障害者等への防火指導を継続して行います。 ◆数値目標◆ 平成29年度までに久留米市身体障害者福祉協会登録会員（視力部、ろうあ部）全員 [180人] に指導	広域消防本部 予防課
53	福祉防災機器の普及	福祉防災機器の周知と利用促進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
54	防災機器の普及・促進	聴覚障害者等の住宅用火災警報器設置状況調査を行います。 聴覚障害者等への住宅用火災警報器の設置指導及び維持管理の指導などを継続して行います。	広域消防本部 予防課
55	消防設備の整備・管理	福祉施設等の立入検査を行います。	広域消防本部 予防課
56	災害時要援護者支援体制の充実 【拡充】	「災害時要援護者支援プラン」を推進し、地域における要援護者支援体制の整備に努めるとともに、要援護者名簿を活用した防災訓練を進めます。 ◆数値目標◆ 〈要援護者名簿登録者数〉 平成24年度（実績）：4,272人 平成28年度（目標）：8,000人 〈要援護者名簿登録率〉 平成24年度（実績）：10% 平成28年度（目標）：20% 〈要援護者名簿を活用した防災訓練（図上訓練）実施済み校区数〉 平成24年度（実績）：44校区 平成28年度（目標）：全校区 ※目標値及び目標年度は「第2期久留米市地域福祉計画」の値による	健康福祉部 地域福祉課、 都市建設部 防災対策課
57	障害者施設等の防災機能の充実	国・県の補助金等を利用して障害者施設等の防災機能の充実を図ります。また、事業者に対する防災対策の啓発・指導に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
58	福祉避難所の指定 【拡充】	一般の避難所では生活することが困難な、要介護高齢者や障害のある方を対象とする福祉避難所を指定します。 ◆数値目標◆ 〈福祉避難所指定〉 平成24年度（実績）：0カ所 平成29年度（目標）：公共施設 5カ所 社会福祉施設等 40カ所	健康福祉部 地域福祉課、 障害者福祉課、 長寿支援課

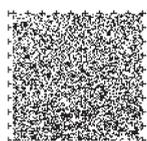


(2) 防犯・安全対策の推進

- 悪質業者による消費者被害等の犯罪や交通事故などの防止に関する広報啓発を行います。
- 地域の関係者等と連携して、障害者等に対する見守りや緊急時などの安全確保のための取組を進めます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
59	消費者被害防止のための 広報啓発	悪質な訪問販売などから障害者を守るため、関係機関などと連携して、悪質業者などからの被害防止に関する広報や講座などの開催に努めます。	協働推進部 消費生活センター、 健康福祉部 障害者福祉課
60	くるめ見守りネットワークの推進 【新規】	すべての市民が地域から孤立することなく安心して暮らせるように、地域のみなさんと郵便、電気、ガス等の巡回事業者との協働により見守りのネットワークを構築し、異変の早期発見に努めます。	健康福祉部 地域福祉課
61	久留米高齢者SOSネットワーク協議会	認知症が原因で徘徊をするおそれがある高齢者の情報を事前登録し、すみやかな発見保護を行います。	健康福祉部 長寿支援課
62	緊急通報システム機器の貸与	概ね65歳以上の高齢者で心疾患等の慢性疾患があり常時注意を要する方や、身体障害1・2級の方で緊急時に対応が困難な一人暮らしの方に、緊急通報システム機器貸与を継続して行います。	健康福祉部 長寿支援課
63	自転車マナー向上のための 広報啓発 【拡充】	「四季の交通安全県民運動」や学校単位での交通安全教室などにより、自転車マナーに関する講習会や広報啓発を継続して行います。	協働推進部 安全安心推進課



第3章 支援が必要な子どもの発達支援と教育の充実のために

【分野】 5 療育・保育

6 教育・育成

1. 健康相談の充実

《現状と課題》

発達の遅れや障害のある子どもが、できるだけ早い時期から適切な支援を受けられるよう、早期にその障害などを把握することが大切です。

このため、本市では、乳幼児健診として、4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児の健診を行っており、健診未受診者への個別受診勧奨などの取組により受診率9割以上と高い水準を維持できています。健診の結果、専門的な支援が必要と思われる子どもについては、市の各種相談事業へ案内したり、幼児教育研究所や教育委員会などの各種相談窓口へ紹介するなど、その後の相談・支援へのつなぎを行っています。また、中核市移行に伴う保健所設置以降は、発達相談なども市が独自に実施することにより、よりきめ細やかな相談や情報提供が可能となりました。

このように母子保健事業を中心とした健康相談の充実に取り組んできましたが、インタビュー調査などでは、これらの相談などにつなぐににくい保護者がいることも指摘されています。

このため、今後も、乳幼児健診の受診勧奨に継続して取り組むとともに、健診から専門機関へのよりスムーズな紹介を行うなどの取組が必要です。

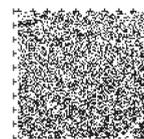
《基本方針》

◎発達の遅れや障害のある子どもに対する早期支援の窓口として、乳幼児健診などの母子保健事業の充実を図ります。

《施策の方向》

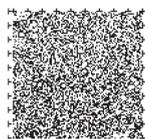
(1) 母子保健事業の充実

○乳幼児健診のさらなる受診率向上を目指すとともに、発達の遅れや障害のある子どもに対する健診後の支援体制の充実を図ります。



《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
64	4か月児健康診査、 10か月児健康診査、 1歳6か月児健康診査、 3歳児健康診査の実施	乳幼児期の疾病などを早期に発見・支援するために、4か月・10か月・1歳6か月・3歳児の健康診査を継続して行います。 ◆数値目標◆ 〈乳幼児健診受診率〉 平成24年度（実績）： 4か月：96.1%、10か月：91.8% 1歳6か月：98.8%、3歳：93.8% ⇒ 平成29年度（目標）：各健診100%	健康福祉部保健所 健康推進課
65	健診後の支援体制の充実	健診の結果、専門的な援助が必要と思われる乳幼児については、気になるお子さん相談、ことばの相談、ママパパきもち楽々相談会への案内や、幼児教育研究所や学校教育などの関係機関・部署に紹介するなど、必要な指導・支援を行います。 健診後の支援をより充実するため、保健師と保育士、臨床心理士などの専門職との連携強化を図ります。	健康福祉部保健所 健康推進課



2. 切れ目のない療育・教育体制の確立

重点施策

《現状と課題》

発達の遅れや障害がある子どもにとっては、乳幼児期から小学校・中学校・高校といった成長段階に応じつつ、一貫した支援が行われることが大切です。

しかしながら、障害者（児）生活実態調査によると、発達面で支援が必要と思われる子どもの保護者の約6割が乳幼児期から学校卒業まで相談・療育・訓練を一貫して行う機関が市内にないことに困っていると回答しています。

また、本市は、就学前の子どもなどの保育や発達支援に関する研究や相談・支援を行う療育機関として幼児教育研究所を設置していますが、利用者が増加傾向にあるため、専門的知識を有する職員の確保などによる機能強化が課題となっています。

さらに、インタビュー調査等においては、学校や専門相談機関側の意見として、支援が必要な子どもの増加傾向に対応するための人員の確保や、多様な障害に対応するための職員の専門性・資質向上が必要であること、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高校といった、関係機関間の連携強化が必要であることなどがあがっています。また、障害福祉と児童福祉、教育といった行政の関係部署間の連携強化についても指摘があります。

このような現状を踏まえ、障害のある子どもに対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行うしくみづくりや、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高校などの関係機関間の連携強化、庁内関係部局連携による、総合的な支援体制の構築などに取り組む必要があります。

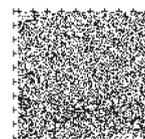
《基本方針》

◎福祉・教育・保健・医療分野の庁内外の連携を強化しつつ、乳幼児期から学校卒業までの切れ目のない療育・教育体制の確立に向けて取り組みます。

《施策の方向》

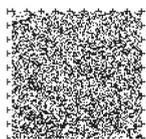
（1）乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育・教育体制の確立

- 乳幼児期の療育・教育支援として、発達支援事業による相談や療育・訓練の充実を図ります。
- 幼児教育研究所の機能強化や、保育所・幼稚園・認定こども園・学校などとの連携強化を図ります。
- 乳幼児期から学校卒業までの一貫した切れ目のない支援体制の確立に向けて取り組みます。



《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
66	発達支援事業（専門家による相談事業）の充実	<p>発達の遅れや障害のある乳幼児などに対して、医師、臨床心理士、言語聴覚士などの専門家による相談事業を実施します。</p> <p>◆数値目標◆ 〈相談者数（延べ）〉 平成24年度（実績）：710人 ⇒ 平成29年度（目標）：800人</p>	子ども未来部 幼児教育研究所
67	発達支援事業（療育・訓練事業）の充実	<p>発達の遅れや障害のある乳幼児などに対し、療育、訓練事業を通して、子どもの実態に応じたきめ細かな支援を実施します。</p> <p>◆数値目標◆ 〈利用者数（延べ）〉 平成24年度（実績）：7,073人 ⇒ 平成29年度（目標）：8,000人</p>	子ども未来部 幼児教育研究所
68	幼児教育研究所の機能充実 【拡充】	療育担当者の資質の向上、相談、療育、訓練の担当者による協同的発達支援システムの構築等により、幼児教育研究所の機能の充実を図ります。	子ども未来部 幼児教育研究所
69	久留米市幼児教育研究推進委員会の開催（幼保小連携強化事業）	<p>幼保小の接続期の保育教育の充実のために、久留米市幼児教育研究推進委員会を中心とした合同研修会、連携担当者研修会の実施に努めます。</p> <p>◆数値目標◆ 〈参加者数（幼保小連携担当者研修）〉 平成24年度（実績）：394人 平成29年度（目標）：500人</p>	子ども未来部 幼児教育研究所
70	障害児等療育支援事業	在宅の障害児に対して、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、施設等において、指導員等による日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のための必要な訓練等（未就学児については児童発達支援、就学児については放課後等デイサービス など）を実施し、障害児の心身機能の維持向上を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
71	切れ目のない支援体制の確立 【拡充】	障害や発達面での支援が必要な子どもに関する包括的支援を、幼保小の区別なく一貫して行う体制の検討・整備を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課、 子ども未来部 幼児教育研究所 教育部 学校教育課



3. 療育の充実

《現状と課題》

発達の遅れや障害がある子どもの成長においては、その障害などの特性に配慮した適切な医療や保育・教育の提供が必要です。

障害者基本法では、平成23年の法改正により、基本的施策の一分野として「療育」が新設されており、障害などのある子どもが、可能な限り身近な地域で療育を受けられるような環境整備や専門職員の育成などにより療育の充実を図ることを、国や地方公共団体に求めています。

本市では、就学前の保育や教育については、認可保育園全園で発達の遅れや障害のある子どもを受け入れているほか、私立幼稚園でも障害児受入れの取組が進められています。これらの保育・教育施設については、インタビュー調査等において、人員確保や職員の専門性向上などの課題が指摘されていることから、研修の支援など、これらの保育・教育施設に対するさらなる支援の充実が必要です。

《基本方針》

- ◎保育園・幼稚園・認定こども園と連携して、障害などのある子どもに対する就学前の保育・教育の充実を図ります。
- ◎発達障害の子どもが適切な支援を受けられるよう、関係者などに対する啓発や理解促進に取り組めます。

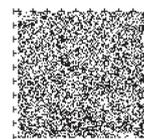
《施策の方向》

(1) 保育サービスなどの充実

- 保育園での障害児加配や職員研修を継続して行います。
- 就学後の放課後対策として、障害児放課後対策事業（放課後の預かり）や地域の学童保育所での受入れを促進します。
- 障害などのある子どもを受け入れている私立幼稚園に対して、経費補助などの支援を行います。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
72	保育園職員の障害児加配	認可保育園で障害児や発達の遅れのある児童を受け入れるため、保育士などの加配を継続します。	子ども未来部 児童保育課
73	久留米市保育所連盟研修事業	多様化する保育ニーズに適切に対処できる保育士を育成するため、公私立保育所の職員に対する研修を行います。 ◆数値目標◆ 〈参加者数〉 平成24年度（実績）：4,097人※ → ※筑後地方保育研究事業研究大会による増 平成29年度（目標）：3,800人	子ども未来部 幼児教育研究所



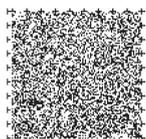
番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
74	障害児放課後対策事業の充実	障害のある児童生徒を対象とした放課後対策事業を継続するとともに、空き教室以外の保育施設の確保や土曜日の活動内容などについて検討していきます。 ◆数値目標◆ 〈利用者数〉 平成24年度（実績）：83人 平成29年度（目標）：102人 〈利用日数（延べ）〉 平成24年度（実績）：4,597日 平成29年度（目標）：5,637日	健康福祉部 障害者福祉課
75	学童保育所指導員の障害児加配	学童保育所で障害児や発達の遅れのある児童を受け入れるため、指導員の加配を継続します。	子ども未来部 子ども育成課
76	私立幼稚園への心身障害児教育振興補助金の交付	心身障害児が在園する市内幼稚園に対し、心身障害児教育に係る経常的経費の一部を補助します。	子ども未来部 子ども育成課

（2）発達障害などへの適切な支援

- 発達障害などに対する理解を促進するため、発達障害に関する情報提供・啓発に取り組みます。
- 幼稚園、保育園、認定こども園、学校などの教職員等に対して、発達障害などに関する研修を行います。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
77	発達面で支援が必要な子どもについての情報提供と啓発 【拡充】	広報紙やチラシ・パンフレットなどの媒体や、保健・保育・教育などの各種相談事業、講演会などを通じて、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症などの発達面での支援が必要な子どもに関する情報を提供し、障害に対する知識の普及と理解促進を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
78	幼稚園教諭などへの研修の実施	幼稚園教諭などを対象に、発達障害についての研修を実施します。	子ども未来部 子ども育成課
79	学童保育所指導員などへの研修の実施	学童保育所指導員などを対象に、発達障害についての研修を実施します。	子ども未来部 子ども育成課
80	教職員などへの研修の実施	小・中学校及び高等学校や特別支援学校などの教職員を対象に、発達障害についての研修を実施します。また、保育士を対象に統合保育研修などを実施します。 ◆数値目標◆ 〈市教育委員会主催の研修会開催回数〉 平成24年度（実績）：年3回 → 平成29年度（目標）：年3回	教育部 教育センター



4. 学校教育の充実

《現状と課題》

学校教育においては、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援のもと、年齢や能力に応じ、かつ特性を踏まえた教育を、可能な限り障害のない児童生徒とともに受けることができるしくみであるインクルーシブ教育システムの構築が必要とされています。

本市ではこのようなインクルーシブ教育のための環境づくりとして、学校での訪問看護への利用料援助や学校施設のバリアフリー化、教職員に対する特別支援教育研修などの学校教育の充実に取り組んできました。

しかしながら、障害者（児）生活実態調査によると、教育に関する要望として4割強の保護者が「専門知識を持った教職員の増員」をあげており、教職員の確保やさらなる資質向上が求められていることがわかります。また、インタビュー調査等では、学校側の意見として、教職員などの人材確保や資質向上のほか、学校施設のバリアフリー化や医療的ケアなどへの配慮、視覚指導用具などの教育的ニーズに応じた支援機器の充実などの意見があがっています。

また、ともに学ぶ環境づくりを進めると同時に、個別の教育的ニーズのある子どもに対し、将来の自立と社会参加を見据えて、各成長段階での教育的ニーズに最適な指導を提供できるよう、通常の学級や通級指導、特別支援学級や特別支援学校という多様な学びの場があることが大切です。

本市では、このような多様な学びの場として、通級指導教室や特別支援学校での教育の充実に努めていますが、通級指導教室の利用者増への対応など、利用者のニーズに対応した環境改善や機能充実が必要となっています。

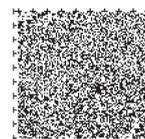
《基本方針》

- ◎教職員の人材確保や資質向上、学校施設のバリアフリー化など、障害のある児童生徒が可能な限り障害のない児童生徒とともに学べる環境づくりに取り組みます。
- ◎個別の支援ニーズに応じた適切な教育が行えるよう、通級指導教室や特別支援学校などの多様な学びの場の確保・充実を図ります。

《施策の方向》

（1）特別支援教育の実施

- 地域の特別支援教育の中核として久留米市特別支援学校のセンター機能の充実を図るとともに、教職員研修などにより、特別支援教育の効果的な実施を図ります。



《具体的施策》

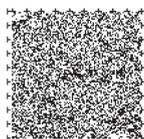
番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
81	就学指導の充実	障害児の適切な就学のために、医療・福祉・心理・学校教育分野の専門委員の意見をもとに保護者への就学指導などを行います。 ◆数値目標◆ 〈就学先一致〉 平成24年度（実績）：97% ⇒ 平成29年度（目標）：99%以上	教育部 学校教育課
82	特別支援教育に関わる教職員研修	特別支援教育についての校内研修会（年1回）や市教育委員会主催の研修会を開催します。 ◆数値目標◆ 〈特別支援教育についての研修を受けた教職員の割合〉 平成24年度（実績）：90% ⇒ 平成29年度（目標）：95%	教育部 学校教育課
83	通級指導教室	通級指導教室を継続し、周知と利用促進に努めます。 ◆数値目標◆ 幼児教育研究所における保護者への通級に関する研修回数を毎年度1回以上実施	教育部 学校教育課
84	久留米特別支援学校のセンター的役割の充実	久留米特別支援学校が地域の特別支援教育の中核として機能するよう、教職員研修の充実や、関係機関とのネットワークづくりを進めます。 ◆数値目標◆ 〈校内研修会開催回数〉 平成24年度（実績）：年3回 ⇒ 平成29年度（目標）：年4回以上 〈関係機関とのネットワーク会議開催回数〉 平成24年度（実績）：年1回 ⇒ 平成29年度（目標）：年3回	教育部 学校教育課

（2）多様なニーズに対応する教育の充実

- 医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、学校への訪問看護等の支援に取り組みます。
- 学校卒業後の進学・就職に向けた適切な進路指導や職業教育の充実に努めます。
- 市立高校での特別支援教育の検討やスクールカウンセラーの活用などにより、障害のある児童生徒の多様なニーズに対応する教育の充実に努めます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
85	学校訪問看護支援事業	医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者に対して、訪問看護を学校で利用する際の費用を補助します。	教育部 学校教育課



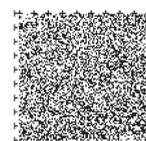
番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
86	医療的ケア対応事業	久留米特別支援学校での医療的ケアを要する児童生徒への対応を充実するため、医療的ケア実施体制整備事業運営協議会を設置し、医療的ケアのあり方について検討するとともに、看護師を配置します。また、保護者待機をなくすために看護師増員に取り組みます。	教育部 学校教育課
87	進路指導・職業教育の充実	職場実習の時間中に進路指導助手を市費で配置します。また、関係機関と連携して実習先でのジョブコーチの活用を検討し、充実に努めます。 ◆数値目標◆ 〈卒業後 一般就労した生徒の割合〉 平成24年度（実績）：7% ⇒ 平成29年度（目標）：9%	教育部 学校教育課
88	市立高校での特別支援教育のあり方の検討	特別支援学級の設置や通常の学級に在籍する生徒への対応などを含め、市立高校での特別支援教育のあり方について検討します。	教育部 学校教育課
89	スクールカウンセラー活用事業	全校に配置されるスクールカウンセラーが発達障害児の教育についても適切な相談・支援を行えるよう、スクールカウンセラーの確保及び小中学校のスクールカウンセラー相互の連携に努めます。 ◆数値目標◆ 〈小・中学校、特別支援学校スクールカウンセラー配置数〉 平成24年度（実績）：各校1人 ⇒ 平成29年度（目標）：各校1人（委託20人、市常駐1人）	教育部 学校教育課

（3）学校教育施設のバリアフリー化

○小・中学校や特別支援学校、市立高校などにおいて、障害のある児童生徒に配慮した施設・設備の整備や改善に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
90	特別支援学校施設維持管理建設事業	久留米特別支援学校について、生徒の障害状況に応じた必要な設備などの整備を進めます。	教育部 学校施設課
91	小中学校施設・設備の改善	小中学校のバリアフリー化のため、学校施設定期点検や学校からの情報収集に努め、適切に対応していきます。 ◆目標◆ ・平成34年度までに全小中学校に多目的トイレ設置 ・校舎改築事業に併せエレベーターの設置に努める	教育部 学校施設課



5. 社会教育の充実

《現状と課題》

「教育」は学校だけで行われるものではなく、社会に出てからも何かを学んでいくことが大切であり、障害の有無に関わらず、そのような学びの機会が確保されることが大切です。

本市では、障害者が地域で行われる生涯学習の場に参加しやすい環境づくりとして、体育施設や校区コミュニティセンターなどのバリアフリー化、学習会などへの手話通訳派遣などに取り組んできました。

今後も、関連施設のバリアフリー化などにより、障害者が地域の中で生涯学習などに参加しやすい環境づくりに取り組むことが必要です。

《基本方針》

◎障害者の社会教育を推進するため、生涯学習などに参加しやすい環境づくりに取り組みます。

《施策の方向》

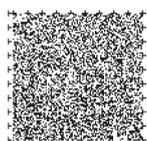
(1) 生涯学習の推進

○地域での生涯学習活動を推進するとともに、障害者がこれらの活動に参加できるよう、情報提供や受入れのための配慮に努めます。

○生涯学習センターや図書館などの生涯学習に係る施設において、障害者の利用に配慮した環境や備品などの整備に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
92	チャレンジ土曜塾の実施 【拡充】	校区コミュニティセンターなどで行われている「チャレンジ子ども土曜塾」については、各校区社会教育団体と連携して、企画・運営面や諸活動について支援を行います。	市民文化部 生涯学習推進課
93	校区コミュニティセンターでの委嘱学級や自主学級における手話通訳の実施	校区コミュニティセンターで行われている委嘱学級や自主学級において、参加者募集の際には、館報やチラシなどで手話通訳、一時保育についてPRするよう説明会で指導するとともに、これらの経費の補助を行います。	市民文化部 生涯学習推進課
94	学習活動の支援	生涯学習センターにおいて、聴覚障害者に対応できる学習室の提供など、障害者の利用に配慮した学習・活動の場を提供します。	市民文化部 生涯学習推進課
95	手話通訳者・要約筆記者派遣 (再掲：事業19)	市主催の学習会・講演会などに手話通訳者や要約筆記者を配置し、聴覚障害者の社会参加の機会の拡大と、活動の支援に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課、 全 庁



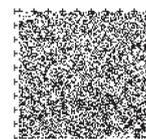
番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
96	点字・録音図書資料の整備充実	<p>図書館での録音図書・点字図書を充実するとともに、利用者のニーズに応えられるように音訳・点訳ボランティアの技術向上のため研修を行います。利用者からのリクエストの割合を製作図書数に反映させるとともに、プライベートサービスの充実に努めます。</p> <p>◆数値目標◆ 〈蔵書数〉 平成24年度（実績） 録音／カセット：11,157タイトル 録音／デイジー：389タイトル 点字：3,581タイトル ⇒ 平成29年度（目標） 録音／カセット：11,375タイトル 録音／デイジー：690タイトル 点字：3,630タイトル</p>	市民文化部 中央図書館

（2）社会教育施設などのバリアフリー化

○体育施設、文化施設などの社会教育施設などについて、障害者に配慮した施設・設備の充実に努めます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
97	社会体育施設のバリアフリー化 (再掲：事業151)	<p>「スポーツ振興基本計画」(平成18年度策定)において、障害者や高齢者にとって使い勝手の良い施設の整備を意識し、生涯スポーツの振興を図るため、施設のバリアフリー化を推進します。</p> <p>◆数値目標◆ 新設施設のバリアフリー実施率100%</p>	市民文化部 体育スポーツ課
98	文化施設整備事業 (再掲：事業154)	各種文化施設において障害者の利用に配慮した施設整備に努めます。	市民文化部 文化振興課
99	校区コミュニティセンター建築費助成	校区コミュニティセンター等が障害者にとって利用しやすい施設となるよう、継続して建築費などの一部を助成します。	協働推進部 地域コミュニティ課



第4章 自立して暮らし続けるために

【分野】 7 雇用・就労

8 生活支援

9 保健・医療

1. 一般就労の促進

《現状と課題》

障害者の自立にとって就労は重要であり、働く意欲がある障害者が一般就労できる環境づくりが必要です。

本市では、一般就労のための訓練や就職後の職場定着等の支援を行う就労移行支援事業所の整備を進めたことにより、一般就労する人も徐々に増加していますが、障害者（児）生活実態調査によると、障害者の一般就労率は、最も高い30歳代でも4割を下回っています。また、法定雇用率を達成している企業・事業所も全体の半数以下に留まるなど、依然として少ない状況です。

就労できた場合でも、就労に関してさまざまな課題を抱えている人が多く、障害者（児）生活実態調査では、仕事上の悩み・困りごととして、収入が少ないことや障害への周囲の理解不足、人間関係やコミュニケーションが難しいことや体調不良時の休暇取得が難しいことなどが上位にあがっています。

このような就労に係る悩みを解決し、障害者が一般就労し続けられる環境をつくるためには、企業・事業所の理解・協力が不可欠です。

このため、企業・事業所に対して障害者基本法や障害者雇用促進法における雇用のうえでの合理的配慮の概念などの周知を図るとともに、障害者や企業・事業所に対し、就労や雇い入れに向けたきめ細やかな支援が必要です。

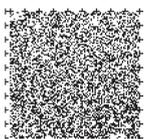
《基本方針》

- ◎障害者の一般就労への移行と職場定着の支援に取り組みます。
- ◎企業・事業所に対して、障害者雇用に対する理解促進を図るとともに、市の業務委託などの機会を活用して、障害者の就労機会の提供に努めます。

《施策の方向》

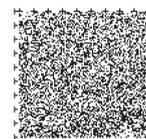
（1）一般就労移行への支援

- 就労移行支援事業や障害者就業支援などにより、障害者の一般就労と職場定着支援に取り組みます。
- 企業・事業所に対する関連法制度などの情報提供や雇用優良事業所の表彰などにより、障害者雇用に対する理解促進を図ります。
- 市が行う業務委託や入札、企業誘致などの機会を活用して、障害者の就労機会の提供に努めます。



《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
100	就労移行支援事業の推進	<p>一般就労を目指して訓練を行う場として就労移行支援事業の基盤整備を図るとともに、就労支援事業所での就業・生活支援センターやジョブコーチなどの活用を促進します。</p> <p>◆数値目標◆ 〈利用者数〉 平成24年度（実績）：118人 ⇒ 平成29年度（目標）：153人 〈利用人数（延べ）〉 平成24年度（実績）：2,273人日/月 ⇒ 平成29年度（目標）：2,892人日/月</p>	健康福祉部 障害者福祉課
101	障害者雇用に関する情報発信	事業所（産業団地等への誘致企業を含む。）に対して、障害者雇用に関する法令や制度などの情報を提供し、障害者雇用に関する理解促進を図ります。	商工観光労働部 労政課、 商工観光労働部 企業誘致推進課
102	雇用優良事業所の表彰	障害者を積極的に雇用している事業所等を雇用優良事業所（障害者雇用部門）として表彰し、PRに努めます。	商工観光労働部 労政課
103	障害者への就労機会の提供	特定非営利活動法人へ白色トレイの選別・保管業務の業務委託を行っており、今後も障害者に適した委託業務の開拓に努めます。	環境部 資源循環推進課
		障害者団体に印刷業務等の委託を行っており、今後も障害者の就労の機会を提供することに努めます。	総務部 情報政策課
104	入札などでの障害者雇用事業所の優遇	建設工事の入札参加資格において、障害者の雇用状況により評点の加算を行います。	総務部 契約課
105	市職員等への障害者の雇用環境及び職場環境の整備	市職員採用試験については、障害者に配慮した環境整備を行うとともに、職場環境の整備、職員の意識改革、及びその他の雇用の場の確保などに取り組みます。	総務部 人事厚生課
106	障害者就業支援	<p>障害者が、地域の中で安心して働き、安定した生活を送るため、ハローワークや地域の就労支援関係機関と連携し、必要な相談・支援や面談会、企業向けの雇用促進セミナー等を行います。</p> <p>◆数値目標◆ 〈職業訪問による定着支援件数〉 平成24年度（実績）：150件 平成29年度（目標）：150件以上</p>	商工観光労働部 労政課



2. 福祉的就労の充実

《現状と課題》

障害の特性や年齢などの事情から、一般就労が難しい障害者が、働く喜びを実感し生きがいを持って働けるよう、福祉的就労の場を提供することも大切です。

本市では一般就労が難しい障害者の雇用の場として、就労継続支援事業所（A型・B型）の整備を進めたことにより、当該事業を利用して福祉的就労をする人も徐々に増加しています。

また、就労継続支援事業所や地域活動支援センターなどで作成した製品について、総合福祉会館などで展示販売を行うなど、製品の販路拡大の支援にも取り組んでいます。

今後は、就労継続支援事業所が、障害者の福祉的就労の場としてよりよいものとなるよう、事業所の経営力強化や工賃向上などに向けた取組の検討も含め、必要な助言や支援を行うことも大切です。

《基本方針》

◎就労継続支援事業の基盤整備を進め、一般就労が難しい障害者の福祉的就労の場の確保・充実を図ります。

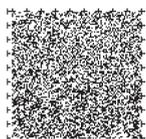
《施策の方向》

（1）福祉的就労の場の確保

○事業所などと連携して、就労継続支援事業の基盤整備を進めます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
107	就労継続支援事業（A型）の基盤整備	<p>障害者の社会的雇用の場の充実を図るため、事業所と連携して就労継続支援事業（A型）の基盤整備を進めるとともに、事業所の安定運営のための支援に努めます。</p> <p>◆数値目標◆ 〈利用者数〉 平成24年度（実績）：152人 ⇒ 平成29年度（目標）：271人 〈利用人数（延べ）〉 平成24年度（実績）：3,135人日／月 ⇒ 平成29年度（目標）：5,610人日／月</p>	健康福祉部 障害者福祉課
108	就労継続支援事業（B型）の基盤整備	<p>一般就労が困難な障害者の就労の場として、事業所などと連携して就労継続支援事業（B型）の基盤整備を進めます。</p> <p>◆数値目標◆ 〈利用者数〉 平成24年度（実績）：334人 ⇒ 平成29年度（目標）：415人 〈利用人数（延べ）〉 平成24年度（実績）：5,927人日／月 ⇒ 平成29年度（目標）：7,470人日／月</p>	健康福祉部 障害者福祉課



3. 就労支援の充実

《現状と課題》

障害者が仕事に就き、働き続けるためには、就労に必要な知識や技術の習得はもとより、就労も含めた生活全般に対する総合的な支援があることが必要です。

このため、本市では、相談支援事業所において就労も含めた生活全般の相談支援を行っているほか、職業訓練センターの職業能力習得講座への助成などにより、障害者の職業能力の習得・向上支援などに取り組んでいます。

今後もこれらの関係機関などと連携して、障害者に対する就労相談や職業能力習得などの支援に取り組むとともに、就労支援をさらに推進していくために、学校や企業・事業所、医療機関、行政など障害者の就労支援に係るさまざまな分野の関係機関のさらなる連携強化を図ることが必要です。

《基本方針》

- ◎障害者の就労及び職場定着を支援するため、就労に関する相談支援体制の充実や職業能力の習得支援に取り組めます。
- ◎久留米市障害者地域生活支援協議会などにより、就労支援に係る関係機関などの連携強化を図ります。

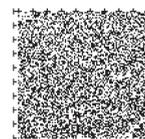
《施策の方向》

(1) 就労に関する相談体制の充実

- 障害者の生活全般の相談・支援を行う相談窓口（相談支援事業所）の整備を進め、当該相談窓口での就労に関する相談の充実に努めます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
109	障害者相談支援体制の整備 (再掲：事業46) 【拡充】	地域バランスや中立公平性の確保を考慮しながら、障害者などが利用しやすい相談支援体制づくりを進めます。また、基幹相談支援センターの機能の確立等について検討を行います。	健康福祉部 障害者福祉課



(2) 職業能力の習得支援

○関係機関と連携して、障害者の職業能力習得のための機会を確保するとともに、市役所内での障害者職場実習の受入れに向けた取組を進めます。

《具体的施策》

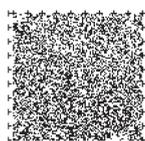
番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
110	職業能力習得講座の支援	久留米地域職業訓練センターに対して、障害者の職業技能を高めるための講座の開催費用を助成します。また、県立久留米高等技術専門校と連携し、障害者向け訓練科目の案内や広報を行います。	商工観光労働部 労政課
111	障害者職場実習の受入れ体制の構築に向けた職員研修の実施 【新規】	障害者の就労支援（職場実習の受入れ）の推進に向けて職員研修を実施し、職員、職場の理解と意識啓発に努めます。	総務部 人材育成課

(3) 関係機関・企業などとの連携

○「久留米市障害者地域生活支援協議会」での関係機関などの連携強化の一環として、障害者の就労に係る各種関係機関や企業・事業所、学校、障害者関連事業所などの連携強化を図ります。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
112	地域生活支援協議会の運営 (再掲：事業47)	「久留米市障害者地域生活支援協議会」を中心に、地域の障害者に関する相談支援体制の連携強化を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課



4. 住まいの確保と居住支援の充実

重点施策

《現状と課題》

障害者が地域で暮らし続けるためには、その基盤として、安心して生活できる住まいが必要です。

本市では障害者の住まい確保のため、市営住宅への障害者優先入居やグループホームなどの整備に取り組んできました。今後は、少子高齢化のさらなる進行などにより、障害者の高齢化や一人暮らしの増加などが予測されるため、グループホームなどの障害者が安心して生活できる共同生活の場などの確保がより一層重要になります。

また、民間賃貸住宅については、貸主や周囲の住民の障害に対する偏見や、病状が急変した場合などの緊急時に対する不安等から、入居が難しい状況にあるため、障害に対する理解促進や、貸主・入居者双方が安心して賃貸契約を結べるようなしくみづくりが必要です。

また、障害者の地域生活のためには、住まいの確保に加え、そこで暮らし続けるためのさまざまな支援が必要です。障害者（児）生活実態調査では、生活に必要な支援・サービスとして「何かあったときすぐ相談できる相談支援」や「常に見守ってくれるような見守り支援」が望まれています。本市では相談支援事業所において、住まいの確保などの地域移行支援や移行後の生活継続のための相談支援を行っています。今後も地域の関係団体などと連携して、障害者の自立を見守りながら、必要な支援を行っていくことが必要です。

《基本方針》

○障害者が安心して地域で暮らし続けることができるよう、グループホーム整備などによる住まいの確保と居住支援に取り組めます。

《施策の方向》

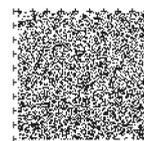
（1）住まいの確保

○市営住宅への優先入居や不動産業者との協力により、障害者の住まいの確保を支援します。

○グループホームなどの共同生活の場の整備に取り組めます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
113	市営住宅申し込みの優遇	市営住宅入居者募集において、定期募集と重複応募可能な別枠募集を行います。 ◆数値目標◆ 〈別枠募集回数〉 平成24年度（実績）：年2回 ⇒ 平成29年度（目標）：年2回	都市建設部 住宅政策課
114	不動産業者との協力	障害者の住まい確保支援のため「あんしん賃貸住宅協力店」の情報提供をします。 また、不動産業者に対し、障害者に対する賃貸住宅の斡旋、情報提供について、理解・協力を求めます。	健康福祉部 障害者福祉課



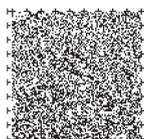
番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
115	居住系サービスの整備促進 【拡充】	グループホームなどの計画的な整備を図ります。 ◆数値目標◆ 〈利用者数〉 平成24年度（実績）：188人／月 （グループホーム67、ケアホーム120、福祉ホーム1） ⇒ 平成29年度（目標）：210人／月 （グループホーム）	健康福祉部 障害者福祉課
116	市営住宅のグループホーム対応の研究	既存の市営住宅がグループホームとして利用できるよう、制度の研究と仕組みづくりを行います。	健康福祉部 障害者福祉課、 都市建設部 住宅政策課

（2）居住支援の充実

○住宅入居等支援（居住サポート）事業により、障害者の一般住宅への入居や地域生活継続の支援を行います。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
117	住宅入居等支援（居住サポート）事業の実施（相談支援強化事業）	地域生活支援事業の「相談支援事業」の強化事業として、適切な対応ができる委託先を確保し、実施します。 ◆数値目標◆ 〈サポート件数〉 平成24年度（実績）：9件（人） ⇒ 平成29年度（目標）：13件（人）	健康福祉部 障害者福祉課



5. 在宅福祉サービスなどの充実

重点施策

《現状と課題》

障害者の地域での生活を支えるうえで、在宅福祉サービスは重要な役割を担っています。

障害者（児）生活実態調査によると、地域生活に必要な条件として「ホームヘルプ等の日常生活の介助が十分に受けられること」が重視されており、また、生活に必要な支援・サービスとして約4人に1人が「家事等の支援」をあげていることから、そのニーズの高さがうかがえます。

このようなニーズに対応するため、本市では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを中心に、障害者の日常生活支援や介助のための各種在宅福祉サービスを提供しており、訪問系サービスの利用も年々増加しています。

今後は障害者の高齢化や障害の重度化・重複化等の状況も見据えつつ、障害者の自立生活に必要な在宅福祉サービスのさらなる充実を図ることが求められています。なお、障害福祉サービスについては、障害者総合支援法により難病患者の利用が可能となったことから、今後は難病患者の利用に配慮していくことも必要です。

また、障害者（児）生活実態調査によると、障害者の日常の介助や身の回りの支援は、主に配偶者や親などの家族が担っている状況にあり、家族による介助の抱え込みが懸念されます。このため、短期入所や日中一時支援等の家族の介助負担を緩和・軽減するための取組の充実も必要です。

あわせて、障害の状態が重く、手厚い支援を要する重症心身障害児者については、地域生活への移行・定着等の支援体制が十分に確立できていないため、生活に必要な支援・サービスの提供に向けて取組を進めていくことが大切です。

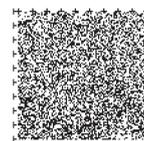
《基本方針》

- ◎障害者の地域での自立生活を支えるため、日常生活の支援や介助に必要な各種在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ◎障害者を介助する家族の負担緩和・軽減のための支援（レスパイトケア）や重症心身障害児者に対する支援の充実を図ります。

《施策の方向》

（1）日常生活の支援や介助サービスの充実

- 生活支援や介助サービスをはじめとした各種障害福祉サービスが適正に提供されるよう、サービス事業者（福祉事業所）への指導・監査を行います。
- 障害者の日常生活支援や介助のための訪問系サービスなどの充実を図ります。



《具体的施策》

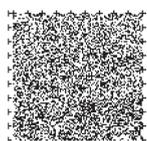
番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
118	福祉事業所の適正運用の推進 【新規】	福祉事業所に対して、実地指導、監査を実施し、適正な運営の確保を図ります。 また、新規事業所の設置についても、関係法令等の規定に基づき、適正なものとなるよう努めていきます。 ◆数値目標◆ 平成29年度までに、延べ120か所の福祉事業への実地指導を実施	健康福祉部 障害者福祉課
119	訪問系サービスの充実	在宅生活を支える訪問系サービスの質・量両面での充実を図ります。 ◆数値目標◆ 〈利用者数〉 平成24年度（実績）：546人 ⇒ 平成29年度（目標）：721人 〈利用時間数（延べ）〉 平成24年度（実績）：15,622時間/月 ⇒ 平成29年度（目標）：20,773時間/月	健康福祉部 障害者福祉課
120	地域生活支援事業の充実	訪問入浴サービスなどの地域生活支援事業を充実します。 ◆数値目標◆ 〈利用者数〉 平成24年度（実績）：20人 ⇒ 平成29年度（目標）：32人	健康福祉部 障害者福祉課
121	久留米市社会福祉協議会実施事業の周知	久留米市社会福祉協議会と連携して、福祉器具貸出や生活福祉資金貸付事業などの周知と利用促進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課

(2) レスパイトケアなどの充実

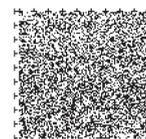
- 家族介助者の負担緩和や軽減のため、日中一時支援事業などのレスパイトケアの充実を図ります。
- 重症心身障害児者に対する相談支援体制や短期入所などのサービスの充実を図ります。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
122	重症心身障害児者の地域生活を支援する相談支援体制の充実・強化 【新規】	医療・福祉部門等の連携のもと重症心身障害児者の地域生活移行・定着等を支援するための相談支援体制の充実・強化を目指します。	健康福祉部 障害者福祉課



番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
123	レスパイトケアの充実	<p>「日中一時支援事業」などに取り組み、レスパイトケアの充実を図ります。</p> <p>◆数値目標◆ ※日中一時支援事業（障害児タイムケア含む） 〈利用者数〉 平成24年度（実績）：178人 ⇒ 平成29年度（目標）：189人 〈利用人数（延べ）〉 平成24年度（実績）：808人日／月 ⇒ 平成29年度（目標）：834人日／月</p>	健康福祉部 障害者福祉課
124	重症心身障害児者などの日中活動及び短期入所の場の確保 （再掲：事業143） 【拡充】	<p>医療的ケアを要する障害児者の日中活動及び短期入所の場の設置について、医療機関等関係機関と連携・協力しながら、整備に努めます。</p> <p>◆数値目標◆ 〈市内の受入れ施設整備数〉 平成24年度（実績）：日中活動6カ所 短期入所3カ所 ⇒ 平成29年度（目標）：日中活動10カ所 短期入所7カ所</p>	健康福祉部 障害者福祉課



6. 外出支援の充実

《現状と課題》

地域生活を送るうえで外出は必要不可欠な活動であり、障害者（児）生活実態調査でも生活に必要な支援・サービスの上位に通院支援やその他の日常生活での外出支援があがっています。

また、移動支援事業の利用者数は第1期計画の期間中に目標を上回る実績の年度がみられることから、外出や移動に対する支援ニーズが高いことがわかります。

このような障害者のニーズを踏まえて、外出支援サービスの量的な充実に向けた取組を進めることが必要です。

さらに、公共交通機関やタクシー、自家用車などを利用して外出する人も多いため、それらに係る費用負担の軽減や、外出先に関するバリアフリー情報の提供など、総合的な外出支援策が求められています。

《基本方針》

◎障害者の自立と社会参加支援の一環として、移動支援事業をはじめとした外出支援に係る施策の充実を図ります。

《施策の方向》

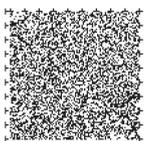
（1）外出支援サービスの充実

○移動支援事業やタクシー料金の助成などにより、障害者の外出を支援します。

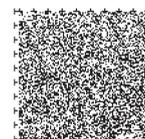
○障害者の外出に役立つ情報の提供や外出しやすい環境づくりに努めます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
125	移動支援事業の実施	「移動支援事業」に取り組み、外出支援の充実を図ります。 ◆数値目標◆ 〈利用者数（延べ）〉 平成24年度（実績）：243人／月 ⇒ 平成29年度（目標）：270人／月 〈利用時間数（延べ）〉 平成24年度（実績）：3,280時間／月 ⇒ 平成29年度（目標）：3,945時間／月	健康福祉部 障害者福祉課
126	タクシー基本料金助成事業の実施	身体障害者手帳所持者（1～2級）、療育手帳所持者（A判定）、精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）に対して、福祉タクシー券を継続して交付します。	健康福祉部 障害者福祉課
127	身体障害者自動車購入・改造補助事業の実施	障害者が自分で運転する車を障害にあわせて改造（購入）する場合、または介護者が車椅子運搬用に車を改造（購入）する場合に、その費用の一部を助成します。	健康福祉部 障害者福祉課



番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
128	障害者自動車免許取得助成事業の実施	障害者が、就業等のため運転免許を取得する場合、その費用の一部を助成します。	健康福祉部 障害者福祉課
129	外出支援情報の提供の充実	障害者が外出時に必要なバリアフリー情報等を整備提供します。	健康福祉部 障害者福祉課
130	タウンモビリティ運営事業業務委託	NPO法人シニア情報プラザ久留米と連携して、高齢者や障害者などの歩行弱者に対しての来街支援を行っており、関係部局やNPO法人と連携し、活動の充実に努めます。	商工観光労働部 商工政策課



7. 生活安定施策の充実

《現状と課題》

障害者（児）生活実態調査によると、地域で生活するために必要な条件として「生活するのに十分な収入があること」が第1位にあがっており、市が重点的に進めるべきこととしても「年金や手当の充実」「医療費の助成」が上位にあがるなど、生活費の確保や経済的負担軽減を重視する人が多くなっています。このため、各種年金や手当、貸付や助成制度等の周知などにより、障害者の生活の安定を図ることが必要です。

また、平成25年に施行された障害者優先調達推進法により、国や地方公共団体などの公的機関が物品やサービスを調達する場合、障害者就労施設などから優先的・積極的に購入することが努力義務として規定されました。このため、障害者就労施設や自営で働く人の経済的自立の一助として、同法に基づく優先調達（購入）を進めるための取組が必要です。

《基本方針》

◎障害者の生活安定を図るため、障害者優先調達推進法に基づく優先調達の推進や、国・県などと連携した経済的負担の軽減に努めます。

《施策の方向》

（1）障害者優先調達推進に係る取組

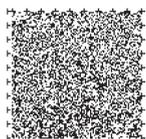
○障害者就労施設等からの物品などの優先調達を推進するとともに、セルフ製品の販売支援に努めます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
131	障害者就労施設等からの優先調達の推進 【新規】	市の事業に要する物品、役務について、障害者就労施設等からの調達を推進し、障害者の経済的基盤確立を支援します。	健康福祉部 障害者福祉課、 総務部 契約課
132	セルフ製品販売拠点の設置支援	障害者就労施設等で製造されるセルフ製品の販売場所の提供、製品展示、市民への周知等の支援に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課

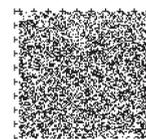
（2）経済的負担の軽減

○諸手当や生活福祉資金の貸付などの周知に努めます。



《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
133	年金・手当制度の周知	障害基礎年金や特別障害者手当などを紹介したハンドブック等により、各種制度の周知に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
134	生活福祉資金貸付事業の周知	久留米市社会福祉協議会が行う「生活福祉資金貸付事業」の周知と利用促進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課



8. 保健サービスの充実

《現状と課題》

障害の発生時期や原因はさまざまであり、市民のライフステージに応じた障害の原因となる疾病などの発生予防と早期発見・早期治療に取り組むことが大切です。

本市では、市民の健康づくり推進と保健医療施策の拠点として保健センターを整備しており、平成25年度からは新規2か所を含む5か所のセンター体制で、健康づくりに関する啓発や健康教育、健康相談、健（検）診などを実施しています。今後もこれらの保健事業を中心に、障害者を含む市民の疾病予防・早期発見などの健康づくりを支援していくことが必要です。

また、不況の長期化や社会環境の多様化等によるストレスなどによって、うつ病等の心の病を抱える人が増加していることから、学校や企業、地域などと連携して、心の健康づくりに関する取組を進めることも大切です。

《基本方針》

◎障害の原因となる疾病などの予防や早期発見のため、各種保健事業を推進し、市民の心身の健康づくりを支援します。

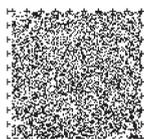
《施策の方向》

（1）保健事業の充実

- 健康教育・健康相談や各種検診（健診）などの保健事業を推進します。
- 保健情報システムの活用や保健センター整備などにより、市民の健康づくりに関する相談・支援体制の充実を図ります。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
135	保健事業の実施	<p>生活習慣病予防などの市民の健康増進のため、健康教育・健康相談、各種がん検診などの保健事業を推進します。</p> <p>また、各種保健事業の実施にあたっては障害者が利用しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>◆数値目標◆ <健診受診率> 平成24年度（実績） 胃がん：3.9%、子宮頸がん：18.1% 乳がん：18.8%、肺がん：18.9% 大腸がん：17.8%、前立腺がん：17.5% ⇒ 平成34年度（目標） ※「第2期健康くるめ21計画」における目標 胃がん：10%以上 子宮頸がん：40%以上 乳がん：40%以上</p>	健康福祉部保健所 健康推進課



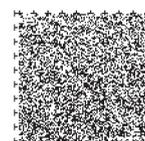
番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
		肺がん：30%以上 大腸がん：30%以上 前立腺がん：30%以上	
136	障害者歯科健診補助事業	久留米歯科医師会と連携して、障害者に対する歯科健診を推進し、障害者の口腔衛生の向上を図ります。	健康福祉部保健所 健康推進課
137	保健情報システムの活用	市民の健康づくりに関する助言・指導を適切に行うため、健診結果などの保健事業の情報を一元的に管理する「保健情報システム」を活用します。	健康福祉部保健所 健康推進課
138	保健センターの整備	障害の早期発見なども含む市民の健康づくり及び保健の向上に関する施策を推進するとともに、市民の主体的な健康づくりを支援する拠点として、保健センターを整備します。	健康福祉部保健所 地域保健課

(2) 心の健康づくりの推進

○関係機関と連携して、心の健康づくりや自殺予防、精神障害などに関する啓発・広報に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
139	精神障害などに関する啓発・広報の推進	学校・企業などと連携した講演会などの実施や、パンフレット・広報紙などにより、心の健康づくりや自殺予防、精神障害などについての普及啓発に努めます。	健康福祉部保健所 保健予防課、 健康福祉部 障害者福祉課



9. 医療サービスの充実

《現状と課題》

障害者（児）生活実態調査によると、地域で生活するために必要な条件の第2位に「主治医のいる医療機関が近くにあること」があがっているほか、市が重点的に進めるべきこととして「医療費の助成」が上位にあがっており、医療サービスに対する障害者のニーズが高いことがわかります。この傾向は特に精神障害者や難病患者で顕著であり、インタビュー調査においても難病患者を中心に医療費の負担軽減などに対する要望があげられています。

このため、自立支援医療や重度障害者医療制度などの公費負担制度、現在見直しが行われている難病患者に対する新たな医療費助成制度などを広く周知し、必要としている人が適切に医療サービスを利用できるよう支援することが大切です。

また、地域の医療機関と連携して必要なサービスが受けられる環境整備に取り組むことも大切です。

《基本方針》

◎障害者が適切な医療サービスを受けられるよう、関連情報の提供などの支援に取り組みます。

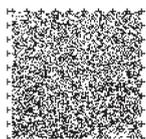
《施策の方向》

（1）適切な医療サービスの提供

○医療費の負担軽減に係る制度などの周知に努めます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
140	自立支援医療、重度障害者医療制度の周知	パンフレットや広報紙などにより、自立支援医療や重度障害者医療制度などの医療費公費負担制度の周知に努めます。	健康福祉部 医療・年金課、 健康福祉部 障害者福祉課
141	特定疾患治療研究事業の周知	広報紙などにより、特定疾患治療研究事業（医療費助成制度）の周知に努めます。	健康福祉部保健所 健康推進課、 健康福祉部 障害者福祉課



第5章 生きがいを持って自分らしく生きるために

【分野】 10 日中活動

11 社会活動

1. 日中活動の促進

《現状と課題》

障害者が地域で自分らしく生活するためには、障害者の状態や年齢、意向などに応じて、さまざまな日中活動の場があることが大切です。

本市では、生活介護や療養介護などの日中活動系サービスの提供により障害者の地域生活の援助に取り組んだほか、地域活動支援センターや精神障害者の交流の場としてのオープンスペースの運営を支援し、日中活動や交流、仲間づくりの場の充実を図ってきました。

今後も障害者が希望に応じてさまざまな日中活動を選ぶことができるよう、日中活動の場や関連サービスの質・量両面での拡充を図ることが必要です。

特に精神障害者については、利用できる日中活動系サービスが少ないとの指摘があるため、サービス提供事業者に精神障害に対する理解促進を図り、精神障害者の地域での日中活動の場を拡大していくことが必要です。

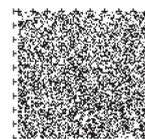
《基本方針》

- ◎多様な日中活動の選択肢を確保するため、介護給付、訓練等給付などの日中活動系サービスの充実を図ります。
- ◎障害者の日中活動や交流、仲間づくりの場として、地域活動支援センターやオープンスペースでの活動促進に取り組みます。

《施策の方向》

(1) 日中活動系サービスの整備

- 日中活動系サービスや重症心身障害児者の短期入所などの充実を図ります。



《具体的施策》

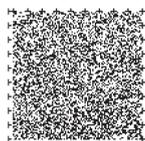
番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
142	日中活動系サービスの充実	事業所や地域活動支援センターなどと連携して、障害者総合支援法の日中活動系サービスの基盤整備を進めます。 ◆数値目標◆ 〈生活介護（利用人数 [延べ]）〉 平成24年度（実績）：13,497人日/月⇒ 平成29年度（目標）：13,978人日/月 〈療養介護（利用人数）〉 平成24年度（実績）：88人/月 ⇒ 平成29年度（目標）：90人/月 〈短期入所（利用人数 [延べ]）〉 平成24年度（実績）：509人日/月 ⇒ 平成29年度（目標）：474人日/月	健康福祉部 障害者福祉課
143	重症心身障害児者などの日中活動及び短期入所の場の確保 (再掲：事業124) 【拡充】	医療的ケアを要する障害児者の日中活動及び短期入所の場の設置について、医療機関等関係機関と連携・協力しながら、整備に努めます。 ◆数値目標◆ 〈市内の受入れ施設整備数〉 平成24年度（実績）：日中活動6か所 短期入所3か所 ⇒ 平成29年度（目標）：日中活動10か所 短期入所7か所	健康福祉部 障害者福祉課

(2) 地域活動支援センターなどの整備

○地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅲ型）やオープンスペースなど、多様な日中活動の場の確保と活動促進に取り組みます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
144	地域活動支援センター（Ⅰ型）の運営支援 (再掲：事業26) 【拡充】	障害者の日中活動の場及び地域の支援ネットワークの中核として、地域活動支援センターを運営します。また、障害者理解の促進、地域住民ボランティア養成についても取り組みます。	健康福祉部 障害者福祉課
145	地域活動支援センター（Ⅲ型）への支援	地域に根ざした多様性のある日中活動の場として、地域バランスや個別給付事業所の整備状況等も考慮しながら整備し、運営への支援を行います。	健康福祉部 障害者福祉課
146	オープンスペースなどへの支援	精神障害者などの仲間づくり・交流の場であるオープンスペースの設置を推進します。	健康福祉部 障害者福祉課

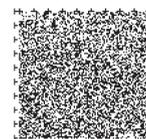


(3) 精神障害者の地域生活支援

○精神障害者の日中活動の場を確保するため、サービス事業者に対する研修を実施するとともに、医療機関などからの地域移行支援に努めます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
147	サービス事業者への精神障害に関する研修の実施	日中活動系サービス事業者の精神障害に対する知識や対応技術の向上を図るための研修を実施し、精神障害者が安心してサービスを利用できるようにします。	健康福祉部 障害者福祉課
148	精神障害者の地域移行支援	医療機関やサービス事業者、その他関係機関と連携して退院可能な精神障害者の退院促進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課



2. スポーツ・文化活動への参加促進

《現状と課題》

スポーツ・文化活動は余暇活動として重要であり、これらの活動に障害者が参加できる機会をつくる必要があります。

本市では、障害者ふれあいスポーツ大会や障害者スポーツ教室の開催のほか、生涯学習センター等で障害者を含めたあらゆる世代の市民のための学習講座を開催するなど、障害者のスポーツ・文化活動への参加促進に取り組んでいますが、これらの行事については、参加者の固定化や高齢化などが課題となっています。

これらの関連行事について新たな参加者の参加促進を図るとともに、スポーツ・文化関連のバリアフリー化など、障害者が地域でスポーツ・文化活動を楽しめる環境づくりを進める必要があります。

《基本方針》

◎障害者がスポーツ・文化活動を楽しめるよう、障害者の利用や参加に配慮したしくみや環境づくりに取り組みます。

《施策の方向》

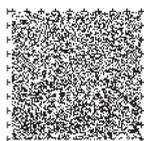
(1) スポーツ活動の促進

○障害者のためのスポーツ大会・スポーツ教室などのスポーツ活動の場・機会の提供に取り組みます。

○障害者スポーツの指導者育成や関連施設のバリアフリー化などにより、障害者のスポーツ活動への参加を促進します。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
149	ふれあいスポーツ大会の開催への支援	障害者のスポーツを広めるため、当事者団体等と協力して、障害者ふれあいスポーツ大会への支援を実施します。	健康福祉部 障害者福祉課
150	障害者スポーツの指導者育成支援、障害者スポーツ教室の支援	福岡県障害者スポーツ協会などの関係団体と連携して、障害者に対するスポーツ指導者の育成に取り組むとともに、当事者団体等と協力して、障害者スポーツ教室などの開催を継続して実施します。	市民文化部 体育スポーツ課、 健康福祉部 障害者福祉課
151	社会体育施設のバリアフリー化 (再掲：事業97)	「スポーツ振興基本計画」(平成18年度策定)において、障害者や高齢者にとって使い勝手の良い施設の整備を意識し、生涯スポーツの振興を図るため、施設のバリアフリー化を推進します。 ◆数値目標◆ 新設施設のバリアフリー実施率100%	市民文化部 体育スポーツ課

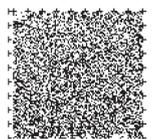


(2) 文化活動の促進

- 生涯学習センターなどで実施される主催講座などを充実し、障害者の文化活動などの場・機会の提供に取り組みます。
- 関連施設の利用料割引制度の周知やバリアフリー化などにより、障害者の文化活動への参加を促進します。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
152	生涯学習センターなどで実施する主催講座などの充実	生涯学習センターなどで実施する障害者を含めたあらゆる世代の市民のための講座の充実を図ります。	市民文化部 生涯学習推進課、 各総合支所 文化スポーツ課
153	障害者の余暇活動の促進	施設の利用料の割引など、障害者の余暇活動を促進する制度の周知に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
154	文化施設整備事業 (再掲：事業98)	各種文化施設において障害者の利用に配慮した施設整備に努めます。	市民文化部 文化振興課



3. 地域活動や国内外交流の促進

《現状と課題》

共生社会の実現のためには、同じ地域に住む人同士が、障害の有無に関係なく、お互いを理解・尊重し合いながら、さまざまな活動に参画していくことが大切です。

しかし、障害者（児）生活実態調査によると、障害者の約7割は地域活動に参加しておらず、その主な理由として「どのような活動が行われているか知らない」「一緒に活動する友人・仲間がない」「コミュニケーションが難しい」といった課題が上位にあがっており、地域の関係者などに対する障害者理解の促進が必要とされています。

また、本市の障害者と国内外のさまざまな人々との交流の機会づくりの一環として、つつじマーチなどの国内イベントや国際交流イベントへの障害者の参加促進を図っていますが、参加者は伸び悩んでいる状況であり、障害者の交流活動への関心やニーズを踏まえつつ、参加を促進していくことが必要です。

《基本方針》

◎障害者が地域のさまざまな活動へ参画し、多くの人と交流できるよう、活動参加の機会づくりや参加しやすい環境整備に取り組みます。

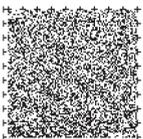
《施策の方向》

(1) 地域活動などへの参画促進

- 障害者が地域活動に参加できるよう、地域活動に係る情報提供や、地域関係者などに対する理解促進に取り組みます。
- 審議会等への登用など、市政への障害者の参画や意見提案の機会確保に努めます。
- 障害者や家族などの当事者団体を育成・支援します。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
155	地域活動への啓発・支援 【拡充】	障害の有無に関係なく、市民誰もが地域行事に参加できるよう、地域コミュニティ組織への情報提供や地域活動への支援などを行うとともに、地域行事への参加に関する理解が進むよう、関係部局と協力し、校区まちづくり連絡協議会と連携しながら、啓発に努めます。	協働推進部 地域コミュニティ課、 健康福祉部 障害者福祉課
156	市民の声システムの充実	市民の声システムの障害者福祉関係FAQ登録数を増やし、登録内容を充実させることで市民サービスの向上を図ります。 ◆数値目標◆ 〈障害者福祉関係FAQ登録件数〉 平成24年度（実績）：26件 → 平成29年度（目標）：35件	協働推進部 広聴・相談課



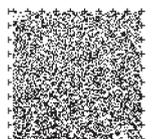
番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
157	各種啓発事業への参画支援	久留米市人権啓発推進協議会が実施する「市民のつどい」などの各種啓発事業への障害者団体の参画を支援します。	協働推進部 人権啓発センター
158	審議会・委員会などへの登用の促進	障害者に関係のある施策を協議する審議会などへの障害者の登用を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
159	障害者団体への支援	障害者団体へ各種活動支援と各種事業実施への補助などを継続して行います。	健康福祉部 障害者福祉課、 関係各課

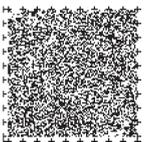
(2) 国内外での交流の促進

○国内外の交流イベントにおいて、障害者が参加しやすい環境づくりと参加促進に努めます。

《具体的施策》

番号	施策の名称	施策の内容	所管部署
160	国内交流事業の推進	各種交流イベントへの障害者の参加を促進します。	健康福祉部 障害者福祉課
161	国際交流イベントへの参加促進 【新規】	現在実施されている国際交流イベントへの参加を呼びかけ、障害者団体あるいは個人の活動拡大を図るとともに、障害者が参加しやすい環境づくりに努めます。	商工観光労働部 観光・国際課





第4部 計画の推進

第1章 計画の進行管理

(1) 基本的な考え方

4か年の計画期間中に確実に計画を推進するため、本計画で定めた具体的施策について、年度ごとの実施計画を定め、取組を進めていきます。特に、第2部第4章に定めた重点施策については、次章の実施計画に基づき、毎年度進行管理を実施し、施策の推進を図ります。

なお、本計画に掲げる施策の推進にあたっては、国の制度改正や社会状況の変化などに注視しながら、適宜見直しの検討を行うとともに、必要な財源確保については、市の財政状況やその他関連計画などとの関係性に配慮したうえで、必要な予算措置を講ずるよう努めていきます。

(2) 数値目標

各具体的施策の達成状況を客観的に評価するため、可能な限り数値目標を設定しました。ただし、本計画期間中に「第4期障害福祉計画」の策定を迎えることから（P2参照）、同計画に係る施策の数値目標は、同計画の策定後、適宜見直すこととします。

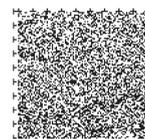
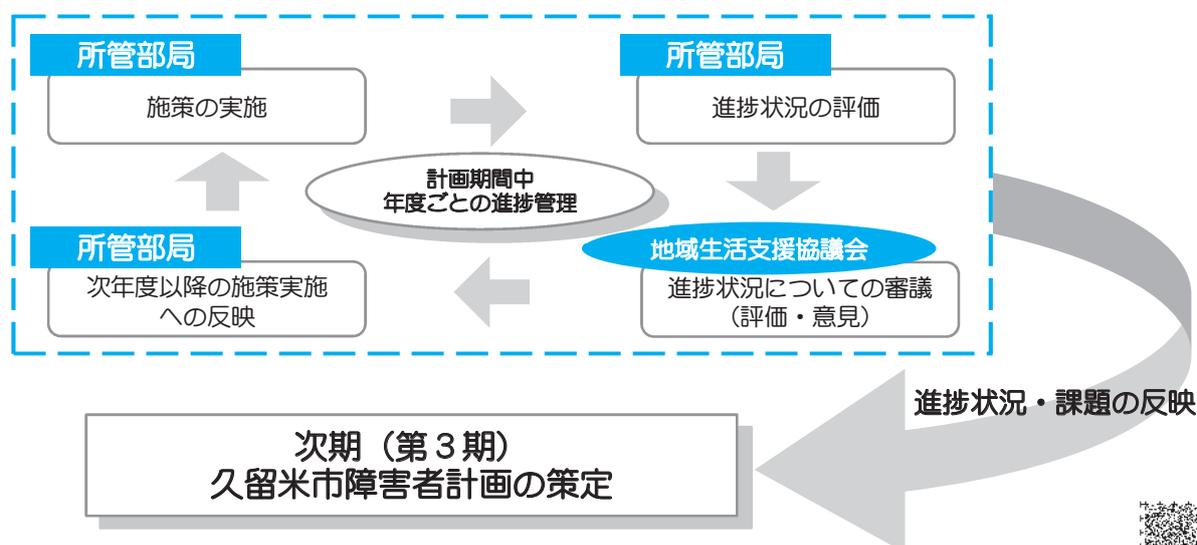
(3) 推進体制

総合的な障害者施策の展開にあたっては、庁内関係部局の協力が不可欠です。必要に応じて、関係部局が連携できる協力体制の構築に努めます。

また、本計画における具体的施策の年度ごとの進捗管理は、前年度の施策の進捗について所管部局による自己評価を行い、その結果を「久留米市障害者地域生活支援協議会」へ報告します。同協議会において、進捗状況についての評価・意見を審議します。この評価・意見については、所管部局へ送付し、次年度以降への施策展開へ反映できるよう努めます。

なお、本計画の期間満了に伴う次期計画の策定にあたっては、本計画の進捗状況や課題を反映させることとします。

〈イメージ図〉



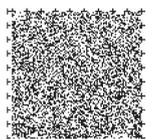
第2章 重点施策の実施計画

計画期間中に特に重点的に取り組む6つの重点施策については、取組を確実に進めるため、以下のとおり、年度ごとの実施計画を定めます。

重点施策1

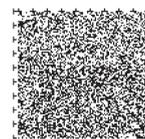
ノーマライゼーションの意識啓発の充実

施策の方向	番号	施策の名称	施策の内容
(1) 障害者理解・ 配慮のための 啓発・広報活 動の推進	1	「久留米市人権教育・啓発基本指針」に基づく障害者問題の理解・啓発の促進	「久留米市人権教育・基本指針」に基づく施策の展開により、偏見や差別などの人権問題の解決のため、全庁的な啓発活動の推進を図ります。
	2	障害者問題に関する広報の充実	難病等を含む障害に対する市民の理解を深めるため、啓発・広報に努めます。
	3	障害者問題啓発事業の実施	市民団体企画への補助方式などにより、障害者週間における啓発事業を継続して行います。
	4	団体実施イベントの支援	障害者団体などが行う各種イベントに関する広報や実施支援を継続して行います。
(2) 障害を理由とする差別の解消への取組	5	障害者に対する差別の解消への取組 【新規】	障害者差別解消法の平成28年4月の施行に向けて、基本方針の策定等の差別解消に係る取組を実施します。
	6	投票所での障害者等への配慮	投票会場にて一人で投票が困難な障害者などの選挙人に対し、職員が付き添うなど、正当な権利の行使ができるよう、合理的な配慮の提供を行います。
(3) 福祉教育の 充実	7	カリキュラムづくりへの積極的な支援	「総合的な学習の時間」などのカリキュラムの中に福祉教育の視点を取り入れるよう、学校訪問などの機会を活用して指導・助言を行います。福祉教育の実施に当たっては障害者との交流や障害体験グッズの活用など、体験型の教育の実施を促進します。 ◆数値目標◆ 〈カリキュラムづくり支援校数〉 平成24年度（実績）：24校 ⇒ 平成29年度（目標）：27校（小学校20校、中学校6校、特別支援学校1校）

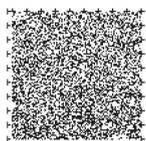


【基本目標1－施策区分（1）】

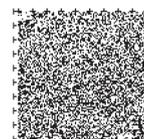
実施計画				所管部署
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
指針に基づく個別施策について、進捗の管理を行い、所管課をして事業の推進を図ります。	→			協働推進部 人権・同和対策課
「広報くるめ」や市ホームページへの掲載、講演会の開催を通して理解促進を図ります。	→			健康福祉部 障害者福祉課
市民団体企画への支援を通じて市民の理解促進を図ります。 年間目標 4件程度	→			健康福祉部 障害者福祉課
要請に応じて広報や実施支援を行います。	→			健康福祉部 障害者福祉課
先進自治体の調査国の方針の確認	基本方針の策定 周知・啓発	基本方針の実施 周知・啓発	→	健康福祉部 障害者福祉課
投票会場における合理的配慮の提供に努めます。	→			選挙管理委員会
小学校20校、中学校6校、特別支援学校1校 合計27校へ支援を実施します。	→			教育部 学校教育課



施策の方向	番号	施策の名称	施策の内容
	8	交流機会の拡大	<p>「総合的な学習の時間」や運動会・文化祭などの機会を活用して地域の小・中学校と、特別支援学校（特別支援学校・ろう学校など）の児童生徒との交流機会を積極的に拡大していきます。また、特別支援学級と通常学級との日常的な交流を促進します。</p> <p>◆数値目標◆ 〈居住地校交流〉 （久留米特別支援学校、久留米聴覚特別支援学校、柳河特別支援学校と京町小、合川小、北野小、北野中） 平成24年度（実績）：年3回 ⇒ 平成29年度（目標）：年3回以上</p>
	9	児童生徒の交流促進 （久留米特別支援学校高等部）	<p>久留米特別支援学校高等部は小中学部に比べて地域との交流機会が少ないことから、隣接する久留米商業高校などとの交流に努めます。</p> <p>◆数値目標◆ 〈交流回数〉 平成24年度（実績）：年1回 ⇒ 平成29年度（目標）：年1回以上</p>
	10	学校行事などの情報提供	<p>児童生徒と地域の障害者や障害者関係施設との交流を進めるため、施設訪問や学校行事への障害者の参加・参画の促進を図ります。</p> <p>◆数値目標◆ 校内研修での指導・助言を、毎年度5校以上に対して行います。</p>
	11	人権教育による啓発	<p>「なるほど人権セミナー」・「人権のまちづくりコーディネーター講座」など人権講座の中で、障害者に関する問題について啓発していくとともに、学習機会の充実に努めます。</p> <p>◆数値目標◆ 〈各企画での障害者問題の啓発〉 平成24年度（実績）：1回 平成29年度（目標）：1回以上</p>
	12	障害者問題に関する視聴覚教材充実	<p>障害者問題に関するビデオ・映画など、啓発のための教材の整備充実に努めます。</p> <p>◆数値目標◆ 〈所蔵本数〉 平成24年度（実績）：34本 ⇒ 平成29年度（目標）：40本</p>
	13	障害者問題に関する市職員研修の充実	<p>新規採用職員研修を含む階層別研修において障害者をテーマとした人権研修を実施し、職員の意識啓発の充実に努めます。</p>



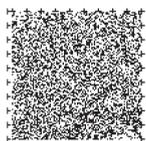
実施計画				所管部署
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
地域の小・中学校と特別支援学校の交流について年間3回以上の機会を設けるよう努めます。	→			教育部 学校教育課
久留米特別支援学校と久留米商業高校の交流について年間1回以上の機会を設けるよう努めます。	→			教育部 学校教育課
施設訪問や学校行事への障害者の招待について、校内研修にて指導・助言5校以上に対して行います。	→			教育部 学校教育課
毎年度、必ず1回は障害者問題啓発について、各企画の中で取り上げていきます。	→			市民文化部 生涯学習推進課
年間1～2本程度の整備の充実を図ります。	→			市民文化部 視聴覚ライブラリー
既存の研修を継続して実施し、必要に応じて研修機会を拡充する等、継続的に職員の意識啓発を図ります。	→			総務部 人材育成課



重点施策2

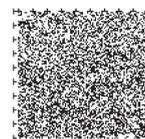
情報バリアフリーの推進

施策の方向	番号	施策の名称	施策の内容
(1) 情報バリアフリーの推進	14	情報バリアフリー推進に係る基本方針の検討【新規】	市が行う情報発信（講演会の開催、出版物の発行等）について、障害がある方の情報取得への配慮について、市全体の方針を定めます。
	15	「広報くるめ」の点訳・音訳版などの発行	「広報くるめ」について、ボランティア団体と連携して、点訳版・音訳版を作成するとともに、市ホームページに音訳版の掲載等を行います。
	16	「議会だより」点訳・音訳版の発行	点訳ボランティアと連携して、「議会だより」の点訳版を作成し、希望者及び関係団体に配布します。また、音訳についても、音訳ボランティアと連携して、希望者に送付します。
	17	各種通知などの点訳・音声コード添付などの推進【拡充】	各種通知などの行政文書について点訳・音声コード添付やわかりやすい表現版の作成などの障害特性に応じた方法による提供に努めます。
	18	手話通訳者・要約筆記者養成講座の実施	手話通訳者・要約筆記者養成を目的とした講習会を継続して実施します。 ◆数値目標◆ 〈年間受講者数〉 平成24年度（実績）： 手話通訳42人・要約筆記16人 ⇒ 平成29年度（目標）： 手話通訳80人・要約筆記20人
	19	手話通訳者・要約筆記者派遣（再掲：事業95）	聴覚障害者の参加が見込まれる市事業に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
	20	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣【新規】	盲ろう者の要請に基づき、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。
	21	障害福祉サービスなどの情報提供・相談の充実	広報紙や事業者ガイドブック、ホームページなどの多様な媒体を活用して、障害福祉サービスなどに関する情報提供を行います。また、相談の手段としてインターネットのさらなる活用を図ります。
	22	情報機器の利用方法などの周知	消費者保護の観点も含め、消費生活支援センター等と連携・協力しながら、インターネット・携帯電話などの情報機器の利用方法などの周知など、活用支援に努めます。



【基本目標1－施策区分(2)】

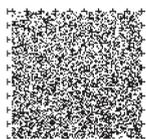
実施計画				所管部署
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
<ul style="list-style-type: none"> 現状の把握 検討体制（庁内会議等）の立ち上げ 基本方針案の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の実施 			健康福祉部 障害者福祉課
<p>「広報くるめ」を点訳・音訳版の発行します。 また、ホームページにおいて、「広報くるめ」音声版・テキスト版を掲載。</p>				総合政策部 広報課
<p>年に4回、音訳版、点訳版を作成します。</p>				議会事務局 議事調査課
<p>依頼に応じて、通知の点字版を作成します。 また、行政資料の音声コード添付を進めます。</p>				健康福祉部 障害者福祉課、 市民文化部 資産税課、 市民文化部 市民税課
<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者の養成：年間50人 要約筆記者の養成：年間18人 	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者の養成：年間60人 要約筆記者の養成：年間20人 	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者の養成：年間70人 要約筆記者の養成：年間20人 	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者の養成：年間80人 要約筆記者の養成：年間20人 	健康福祉部 障害者福祉課
<p>要請に応じて、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。</p>				健康福祉部 障害者福祉課
<p>要請に応じて、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。</p>				健康福祉部 障害者福祉課
<p>情報弱者へ配慮した情報提供に努めます。</p>				健康福祉部 障害者福祉課
<p>消費生活支援センター等と連携・協力しながら情報機器の利用方法などの周知など、活用支援に努めます。</p>				健康福祉部 障害者福祉課



重点施策3

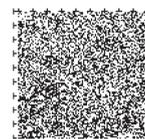
防災・防犯対策の推進

施策の方向	番号	施策の名称	施策の内容
(1) 防災対策の 推進	50	防災知識の普及 【拡充】	地域防災計画及び国民保護計画に基づき、障害者やその家族、地域住民に対して研修会の開催、防災に関する資料の提供などにより防災知識の普及を図ります。
	51	メール119の登録	聴覚・言語障害者向けのメール119の登録普及を行います。 ◆数値目標◆ 〈登録者数〉 平成24年度（実績）：89人 ⇒ 平成29年度（目標）：110人
	52	防火指導の実施	障害者等への防火指導を継続して行います。 ◆数値目標◆ 平成29年度までに久留米市身体障害者福祉協会登録会員（視力部、ろうあ部）全員〔180人〕に指導
	53	福祉防災機器の普及	福祉防災機器の周知と利用促進に努めます。
	54	防災機器の普及・促進	聴覚障害者等の住宅用火災警報器設置状況調査を行います。 聴覚障害者等の住宅用火災警報器の設置指導及び維持管理の指導などを継続して行います。
	55	消防設備の整備・管理	福祉施設等の立入検査を行います。
	56	災害時要援護者支援体制の充実【拡充】	「災害時要援護者支援プラン」を推進し、地域における要援護者支援体制の整備に努めるとともに、要援護者名簿を活用した防災訓練を進めます。 ◆数値目標◆ 〈要援護者名簿登録者数〉 平成24年度（実績）：4,272人 平成28年度（目標）：8,000人 〈要援護者名簿登録率〉 平成24年度（実績）：10% 平成28年度（目標）：20% 〈要援護者名簿を活用した防災訓練（図上訓練）実施済み校区数〉 平成24年度（実績）：44校区 平成28年度（目標）：全校区 ※目標値及び目標年度は「第2期久留米市地域福祉計画」の値による

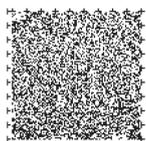


【基本目標2－施策区分（2）】

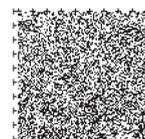
実施計画				所管部署
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
出前講座 自主防災研修・訓練 市総合防災訓練 防災とボランティア訓練				都市建設部 防災対策課
<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動を継続し実施します。 ・メール119登録者に対する通報対応力の現状把握に努め、利用方法及び通報要領の啓発による理解促進を図り、既登録者との連携により普及を推進します。 	広域消防本部 情報指令課、 健康福祉部 障害者福祉課			
登録者数：94人 前年度比5%増	登録者数：99人 前年度比5%増	登録者数：104人 前年度比5%増	登録者数：110人 前年度比5%増	
・聴覚・言語障害者に対して防火指導を行います。	・視覚障害者に対して防火指導を行います。	・聴覚・言語障害者に対して防火指導を行います。	・視覚障害者に対して防火指導を行います。	広域消防本部 予防課
適宜、制度の周知と利用促進を図ります。				健康福祉部 障害者福祉課
市と連携し、聴覚障害者等の住宅用火災警報器設置状況調査を行います。	聴覚障害者等への住宅用火災警報器の設置指導及び維持管理の指導などを継続して行います。			広域消防本部 予防課
福祉施設等への立入検査の実施により、避難経路、消防用設備等の設置指導及び管理指導を行います。				広域消防本部 予防課
①名簿登録者6,000人 ②要援護者名簿登録率14% ③名簿を活用した防災訓練（図上訓練）を実施（20校区）	①名簿登録者7,000人 ②要援護者名簿登録率17% ③名簿を活用した防災訓練（図上訓練）を実施（34校区）	①名簿登録者8,000人 ②要援護者名簿登録率20% ③名簿を活用した防災訓練（図上訓練）を実施（全46校区完了）	—	健康福祉部 地域福祉課、 都市建設部 防災対策課



施策の方向	番号	施策の名称	施策の内容
	57	障害者施設等の防災機能の充実	国・県の補助金等を活用して障害者施設等の防災機能の充実を図ります。また、事業者に対する防災対策の啓発・指導に努めます。
	58	福祉避難所の指定 【拡充】	一般の避難所では生活することが困難な、要介護高齢者や障害のある方を対象とする福祉避難所を指定します。 ◆数値目標◆ 〈福祉避難所指定〉 平成24年度（実績）： 0 か所 平成29年度（目標）： 公共施設 5 か所 社会福祉施設等 40 か所
(2) 防犯・安全対策の推進	59	消費者被害防止のための広報啓発	悪質な訪問販売などから障害者を守るため、関係機関などと連携して、悪質業者などからの被害防止に関する広報や講座などの開催に努めます。
	60	くるめ見守りネットワークの推進【新規】	すべての市民が地域から孤立することなく安心して暮らせるように、地域のみなさんと郵便、電気、ガス等の巡回事業者との協働により見守りのネットワークを構築し、異変の早期発見に努めます。
	61	久留米市高齢者等SOSネットワーク協議会	認知症などが原因で徘徊をするおそれがある高齢者の情報を事前登録し、すみやかな発見保護を行います。
	62	緊急通報システム機器の貸与	概ね65歳以上の高齢者で心疾患等の慢性疾患があり常時注意を要する方や、身体障害1・2級の方で緊急時に対応が困難な一人暮らしの方に、緊急通報システム機器貸与を継続して行います。
	63	自転車マナー向上のための広報啓発 【拡充】	「四季の交通安全県民運動」や学校単位での交通安全教室などにより、自転車マナーに関する講習会や広報啓発を継続して行います。



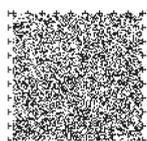
実施計画				所管部署
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
国県補助金等を活用し、既存施設への支援、新設事業所整備への支援等を行います。				健康福祉部 障害者福祉課
施設管理者と協議のうえ、福祉避難所の指定を行います。 ・公共施設 5か所 ・社会福祉施設等 15か所	施設管理者と協議のうえ、福祉避難所の指定を行います。 ・社会福祉施設等 15か所	施設管理者と協議のうえ、福祉避難所の指定を行います。 ・社会福祉施設等 5か所	施設管理者と協議のうえ、福祉避難所の指定を行います。 ・社会福祉施設等 5か所	健康福祉部 地域福祉課、 障害者福祉課、 長寿支援課
関係各課と連携し、障害者団体等への出前講座の周知に努めます。				協働推進部 消費生活センター、 健康福祉部 障害者福祉課
地域住民や事業者等に協力いただき行政と連携して地域全体で見守り活動を行ない異変を早期に発見し、支援につなげる取組を推進します。				健康福祉部 地域福祉課
徘徊高齢者が発生した際の早期発見・早期保護の体制の充実を図ります。				健康福祉部 長寿支援課
緊急時に登録先に通報できる通信機器の貸与を行うことで、緊急時の不安を解消し、生活の安全確保を図ります。				健康福祉部 長寿支援課
自転車マナー向上のため、中高生を対象とした自転車交通安全教室を実施するとともに、駅周辺や自転車駐車場で街頭キャンペーンを実施します。				協働推進部 安全安心推進課



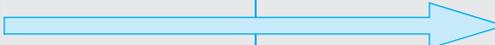
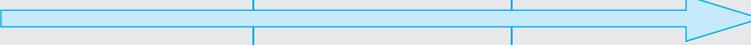
重点施策4

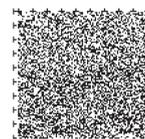
切れ目のない療育・教育体制の確立

施策の方向	番号	施策の名称	施策の内容
(1) 乳幼児期から 学校卒業まで の一貫した療育・教育体制 の確立	66	発達支援事業（専門家による相談事業）の充実	<p>発達の遅れや障害のある乳幼児などに対して、医師、臨床心理士、言語聴覚士などの専門家による相談事業を実施します。</p> <p>◆数値目標◆ 〈相談者数（延べ）〉 平成24年度（実績）：710人 ⇒ 平成29年度（目標）：800人</p>
	67	発達支援事業（療育・訓練事業）の充実	<p>発達の遅れや障害のある乳幼児などに対し、療育、訓練事業を通して、子どもの実態に応じたきめ細かな支援を実施します。</p> <p>◆数値目標◆ 〈利用者数（延べ）〉 平成24年度（実績）：7,073人 ⇒ 平成29年度（目標）：8,000人</p>
	68	幼児教育研究所の機能充実【拡充】	療育担当者の資質の向上、相談、療育、訓練の担当者による協同的発達支援システムの構築等により、幼児教育研究所の機能の充実を図ります。
	69	久留米市幼児教育研究推進委員会の開催（幼保小連携強化事業）	<p>幼保小の接続期の保育教育の充実のために、久留米市幼児教育研究推進委員会を中心とした合同研修会、連携担当者研修会の実施に努めます。</p> <p>◆数値目標◆ 〈参加者数（幼保小連携担当者研修）〉 平成24年度（実績）：394人 平成29年度（目標）：500人</p>
	70	障害児等療育支援事業	在宅の障害児に対して、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、施設等において、指導員等による日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のための必要な訓練等（未就学児については児童発達支援、就学児については放課後等デイサービスなど）を実施し、障害児の心身機能の維持向上を図ります。
	71	切れ目のない支援体制の確立【拡充】	障害や発達面での支援が必要な子どもに関する包括的支援を、幼保小の区別なく一貫して行う体制の検討・整備を図ります。



【基本目標3－施策区分（2）】

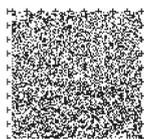
実施計画				所管部署
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
延利用者数：740人	延利用者数：760人	延利用者数：780人	延利用者数：800人	子ども未来部 幼児教育研究所
延利用者数：7400人	延利用者数：7600人	延利用者数：7800人	延利用者数：8000人	子ども未来部 幼児教育研究所
専門相談で得られた支援の方向性をもとに、特性に応じたグループでの療育を行うため、時間割の変更を行います。	専門相談（心理士→医師）で得られた支援の方向性をもとに療育・訓練内容の充実を図る。			子ども未来部 幼児教育研究所
参加者数：500人	参加者数：500人	参加者数：500人	参加者数：500人	子ども未来部 幼児教育研究所
療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する圏域の療育機能との重層的な連携を図ります。				健康福祉部 障害者福祉課
業務体制の枠組みの検討 各部間における調整	事業の段階的实施	事業の段階的实施	体制の確立	健康福祉部 障害者福祉課、 子ども未来部 幼児教育研究所、 教育部 学校教育課



重点施策5

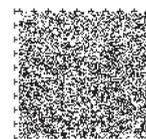
住まいの確保と居住支援の充実

施策の方向	番号	施策の名称	施策の内容
(1) 住まいの確保	113	市営住宅申し込みの優遇	市営住宅入居者募集において、定期募集と重複応募可能な別枠募集を行います。 ◆数値目標◆ 〈別枠募集回数〉 平成24年度（実績）：年2回 ⇒ 平成29年度（目標）：年2回
	114	不動産業者との協力	障害者の住まい確保支援のため「あんしん賃貸住宅協力店」の情報提供をします。 また、不動産業者に対し、障害者に対する賃貸住宅の斡旋、情報提供について、理解・協力を求めます。
	115	居住系サービスの整備促進【拡充】	グループホームなどの計画的な整備を図ります。 ◆数値目標◆ 〈利用者数〉 平成24年度（実績）：188人／月 （グループホーム67、ケアホーム120、福祉ホーム1） ⇒ 平成29年度（目標）：210人／月（グループホーム）
	116	市営住宅のグループホーム対応の研究	既存の市営住宅がグループホームとして利用できるよう、制度の研究と仕組みづくりを行います。
(2) 居住支援の充実	117	住宅入居等支援（居住サポート）事業の実施（相談支援強化事業）	地域生活支援事業の「相談支援事業」の強化事業として、適切な対応ができる委託先を確保し、実施します。 ◆数値目標◆ 〈サポート件数〉 平成24年度（実績）：9件（人） ⇒ 平成29年度（目標）：13件（人）



【基本目標4－施策区分（4）】

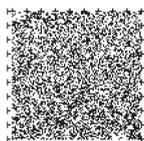
実施計画				所管部署
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
募集戸数6戸	募集戸数6戸	募集戸数6戸	募集戸数6戸	都市建設部 住宅政策課
現状・課題の調査	協議の場の設定	協力体制について協議	協力体制の構築	健康福祉部 障害者福祉課
グループホーム利用 人数195人/月	グループホーム利用 人数200人/月	グループホーム利用 人数205人/月	グループホーム利用 人数210人/月	健康福祉部 障害者福祉課
・制度や他市町村の 研究 ・仕組みづくり				健康福祉部 障害者福祉課、 都市建設部 住宅政策課
延べサポート件数： 10件（人）/年	延べサポート件数： 11件（人）/年	延べサポート件数： 12件（人）/年	延べサポート件数： 13件（人）/年	健康福祉部 障害者福祉課



重点施策6

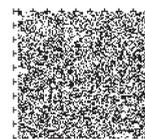
在宅福祉サービスなどの充実

施策の方向	番号	施策の名称	施策の内容
(1) 日常生活の支援や介助サービスの充実	118	福祉事業所の適正運用の推進【新規】	福祉事業所に対して、実地指導、監査を実施し、適正な運営の確保を図ります。 また、新規事業所の設置についても、関係法令等の規定に基づき、適正なものとなるよう努めていきます。 ◆数値目標◆ 平成29年度までに、延べ120か所の福祉事業への実地指導を実施
	119	訪問系サービスの充実	在宅生活を支える訪問系サービスの質・量両面での充実を図ります。 ◆数値目標◆ 〈利用者数〉 平成24年度（実績）：546人 ⇒ 平成29年度（目標）：721人 〈利用時間数（延べ）〉 平成24年度（実績）：15,622時間/月 ⇒ 平成29年度（目標）：20,773時間/月
	120	地域生活支援事業の充実	訪問入浴サービスなどの地域生活支援事業を充実します。 ◆数値目標◆ 〈利用者数〉 平成24年度（実績）：20人 ⇒ 平成29年度（目標）：32人
	121	久留米市社会福祉協議会実施事業の周知	久留米市社会福祉協議会と連携して、福祉器具貸出や生活福祉資金貸付事業などの周知と利用促進に努めます。
(2) レスパイトケアなどの充実	122	重症心身障害児者の地域生活を支援する相談支援体制の充実・強化【新規】	医療・福祉部門等の連携のもと重症心身障害児者の地域生活移行・定着等を支援するための相談支援体制の充実・強化を目指します。
	123	レスパイトケアの充実	「日中一時支援事業」に取り組み、レスパイトケアの充実を図ります。 ◆数値目標◆ ※日中一時支援事業（障害児タイムケア含む） 〈利用者数〉 平成24年度（実績）：178人 ⇒ 平成29年度（目標）：189人 〈利用人数（延べ）〉 平成24年度（実績）：808人日/月 ⇒ 平成29年度（目標）：834人日/月
	124	重症心身障害児者などの日中活動及び短期入所の場の確保（再掲：事業143）【拡充】	医療的ケアを要する障害児者の日中活動及び短期入所の場の設置について、医療機関等関係機関と連携・協力しながら、整備に努めます。 ◆数値目標◆ 〈市内の受入れ施設整備数〉 平成24年度（実績）：日中活動6か所 短期入所3か所 ⇒ 平成29年度（目標）：日中活動10か所 短期入所7か所



【基本目標4－施策区分（5）】

実施計画				所管部署
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
福祉事業に対して実地指導を実施します。 年間30カ所				健康福祉部 障害者福祉課
実利用者数618人 延べ利用時間数 17,837時間/月	実利用者数651人 延べ利用時間数 18,763時間/月	実利用者数685人 延べ利用時間数 19,740時間/月	実利用者数721人 延べ利用時間数 20,773時間/月	健康福祉部 障害者福祉課
実利用者数 29人	実利用者数 32人	実利用者数 32人	実利用者数 32人	健康福祉部 障害者福祉課
窓口や電話相談の際に制度の周知・情報提供に努めます。				健康福祉部 障害者福祉課
民間団体との協働により相談支援体制の充実・強化に努めます。				健康福祉部 障害者福祉課
実利用者数183人 延利用人数 822人日/月	実利用者数185人 延利用人数 826人日/月	実利用者数187人 延利用人数 830人日/月	実利用者数189人 延利用人数 834人日/月	健康福祉部 障害者福祉課
市内 (日中活動) 8カ所 (短期入所) 4カ所	市内 (日中活動) 9カ所 (短期入所) 5カ所	市内 (日中活動) 10カ所 (短期入所) 6カ所	市内 (日中活動) 10カ所 (短期入所) 7カ所	健康福祉部 障害者福祉課



第5部 資料編

第1章 障害者の動向

1. 障害者手帳所持者の状況

○手帳所持者数は3障害合計（重複含む）で平成24年度末現在で16,876人となっています（身体障害者手帳：13,085人、療育手帳：1,947人、精神障害者保健福祉手帳：1,844人）。

○第1期計画策定時（平成18年度）からの推移をみると、全体で1,872人増、1.1倍となっていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者の伸びが大きく、1.9倍に増加しています。

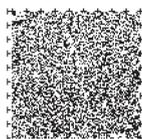
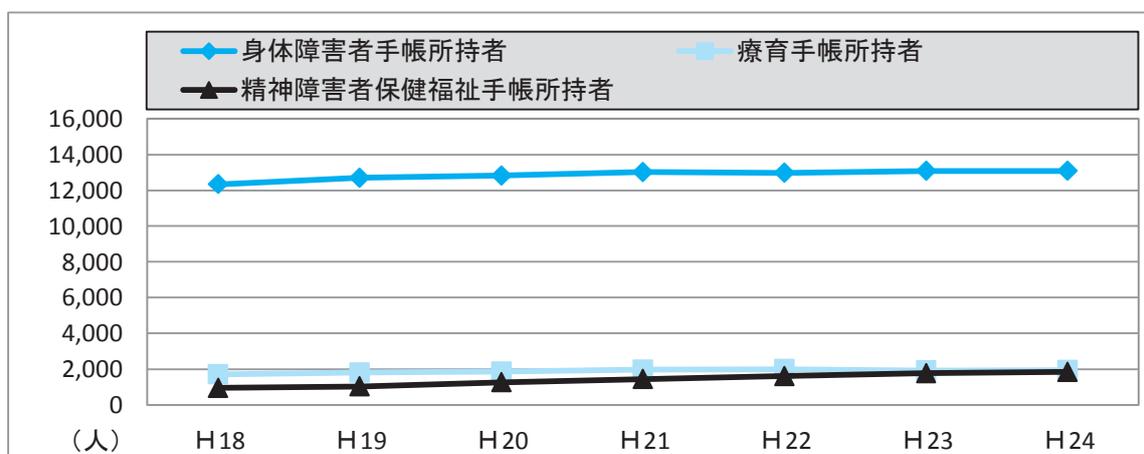
図表－7 障害者手帳所持者数の推移【3障害（全体）】

（単位：人）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	増減数 (H24-H18)	増減率 (H24/H18)
身体障害者手帳所持者	12,339	12,709	12,826	13,025	12,977	13,084	13,085	746	1.1倍
療育手帳所持者	1,710	1,807	1,861	1,968	1,997	1,927	1,947	237	1.1倍
精神障害者保健福祉手帳所持者	955	1,030	1,266	1,439	1,609	1,773	1,844	889	1.9倍
合計	15,004	15,546	15,953	16,432	16,583	16,784	16,876	1,872	1.1倍

資料／障害者福祉課（各年度末現在）

※合計は各手帳所持者数の計（重複含む）



2. 身体障害者の状況

(1) 部位〔大分類〕別 身体障害者手帳所持者

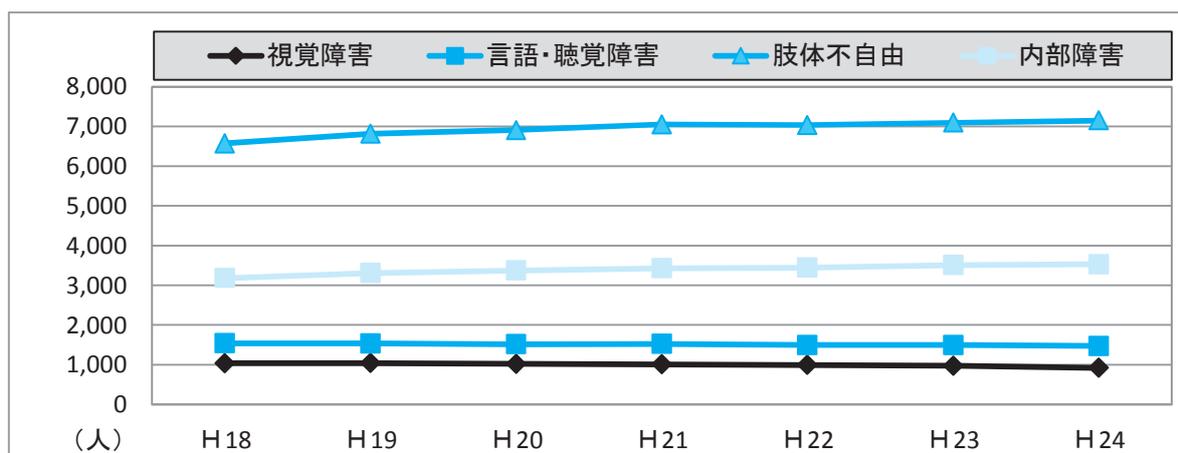
- 身体障害者手帳所持者の状況を部位別にみると、平成24年度末現在で視覚障害者924人（全体の7.1%）、言語・聴覚障害1,473人（同11.3%）、肢体不自由7,156人（同54.7%）、内部障害3,532人（同27.0%）となっており、肢体不自由が過半数を占めています。
- 第1期計画策定時（平成18年度）と比較すると、視覚障害や言語・聴覚障害は減少していますが、肢体不自由や内部障害は1.1倍に増加しています。

図表－8 身体障害者手帳所持者数の推移【部位〔大分類〕別】

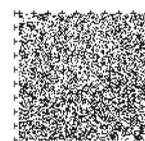
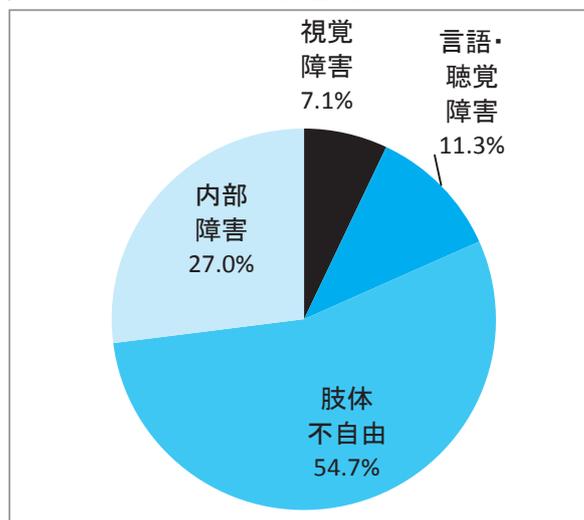
（単位：人）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	増減数 (H24-H18)	増減率 (H24/H18)
視覚障害	1,038	1,044	1,023	1,012	994	973	924	-114	0.9倍
言語・聴覚障害	1,540	1,535	1,517	1,522	1,494	1,495	1,473	-67	1.0倍
肢体不自由	6,575	6,819	6,910	7,056	7,041	7,101	7,156	581	1.1倍
内部障害	3,186	3,311	3,376	3,435	3,448	3,515	3,532	346	1.1倍
合計	12,339	12,709	12,826	13,025	12,977	13,084	13,085	746	1.1倍

資料／障害者福祉課（各年度末現在）



図表－9 身体障害者手帳所持者 部位〔大分類〕別構成比（平成24年度）



(2) 手帳等級別 身体障害者手帳所持者

○身体障害者手帳所持者の状況を手帳等級別にみると、平成24年度末現在では1級が4,116人（全体の31.5%）と最も多く、次いで4級が2,987人（同22.8%）、2級が2,161人（同16.5%）となっています。また、1・2級の重度者があわせて6,277人（同48.0%）と半数弱を占めています。

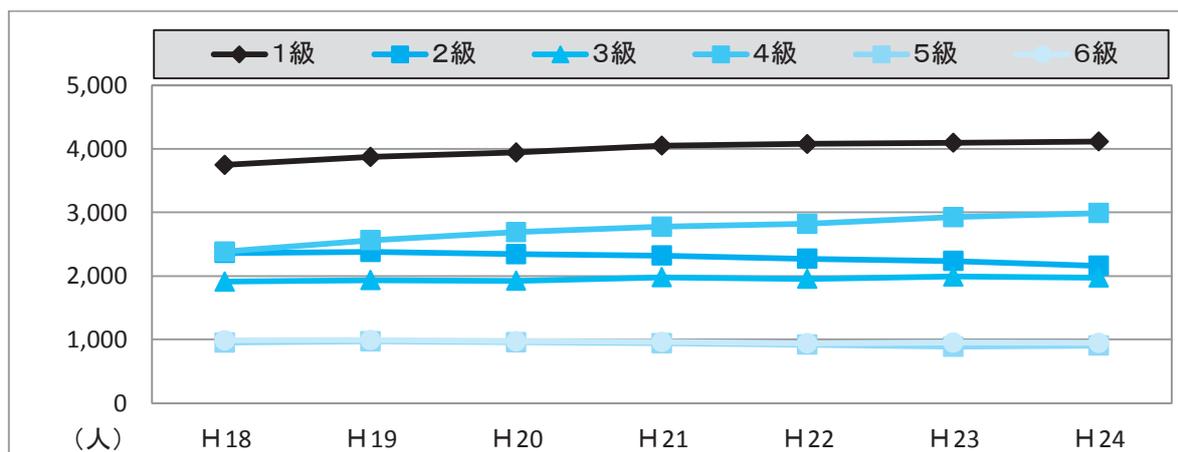
○第1期計画策定時（平成18年度）と比較すると、4級（1.3倍）や1級（1.1倍）の伸びが顕著です。

図表－10 身体障害者手帳所持者数の推移【等級別】

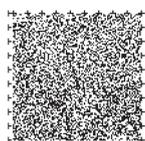
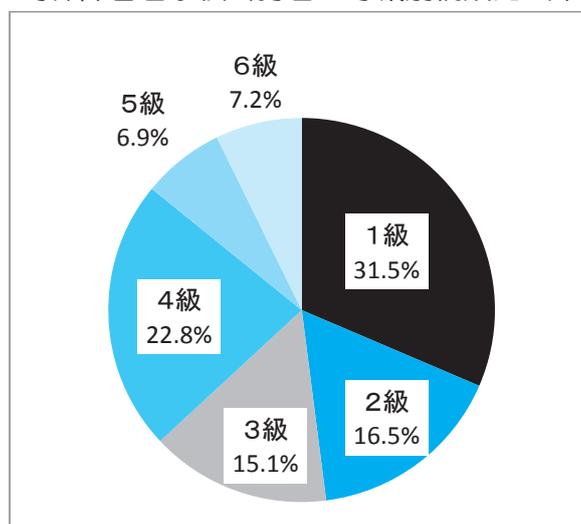
（単位：人）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	増減数 (H24-H18)	増減率 (H24/H18)
1級	3,747	3,872	3,944	4,051	4,078	4,095	4,116	369	1.1倍
2級	2,362	2,380	2,343	2,320	2,271	2,237	2,161	-201	0.9倍
3級	1,912	1,935	1,926	1,980	1,954	1,993	1,974	62	1.0倍
4級	2,383	2,561	2,689	2,775	2,820	2,925	2,987	604	1.3倍
5級	951	971	955	939	917	884	903	-48	0.9倍
6級	984	990	969	960	937	950	944	-40	1.0倍
合計	12,339	12,709	12,826	13,025	12,977	13,084	13,085	746	1.1倍

資料／障害者福祉課（各年度末現在）



図表－11 身体障害者手帳所持者 等級別構成比（平成24年度）



3. 知的障害者の状況

(1) 手帳判定別 療育手帳所持者

○療育手帳所持者の状況を手帳判定別にみると、平成24年度末現在ではAが1,018人(全体の52.3%)、Bが929人(同47.7%)となっています。

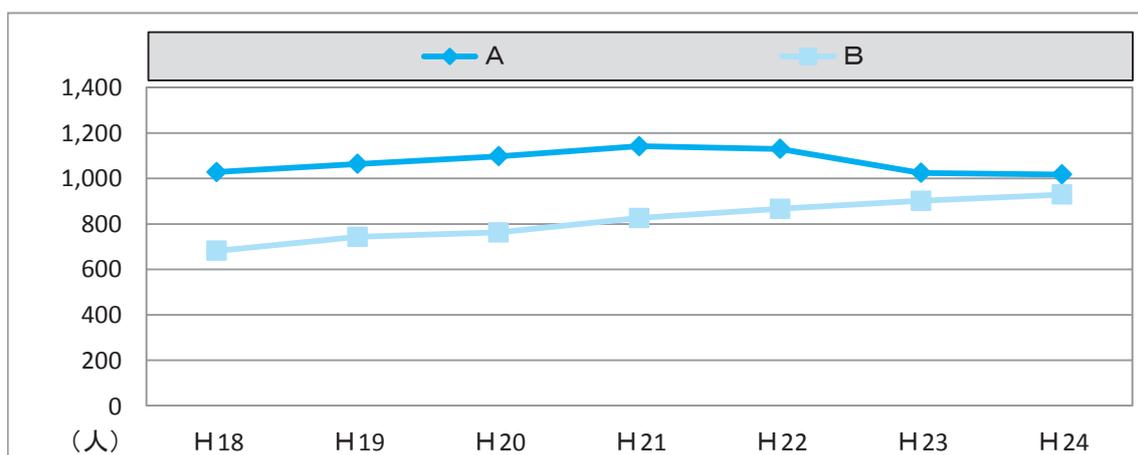
○第1期計画策定時(平成18年度)以降の推移をみると、Bが一貫して増加しており、平成18年度から1.4倍に増加しています。

図表-12 療育手帳所持者数の推移【判定別】

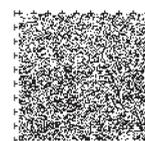
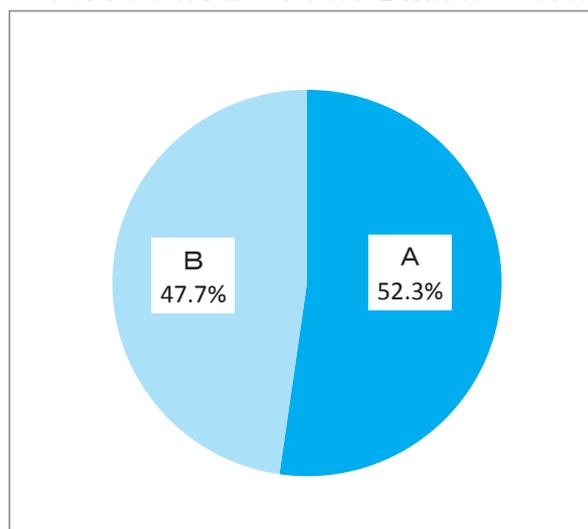
(単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	増減数 (H24-H18)	増減率 (H24/H18)
A(最重度・重度)	1,028	1,064	1,098	1,142	1,130	1,025	1,018	-10	1.0倍
B(中度・軽度)	682	743	763	826	867	902	929	247	1.4倍
合計	1,710	1,807	1,861	1,968	1,997	1,927	1,947	237	1.1倍

資料/障害者福祉課(各年度末現在)



図表-13 療育手帳所持者 手帳判定別構成比(平成24年度)



4. 精神障害者の状況

(1) 手帳等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者

○精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を手帳等級別にみると、平成24年度末現在では2級が1,261人と全体の68.4%を占めて最も多くなっています。

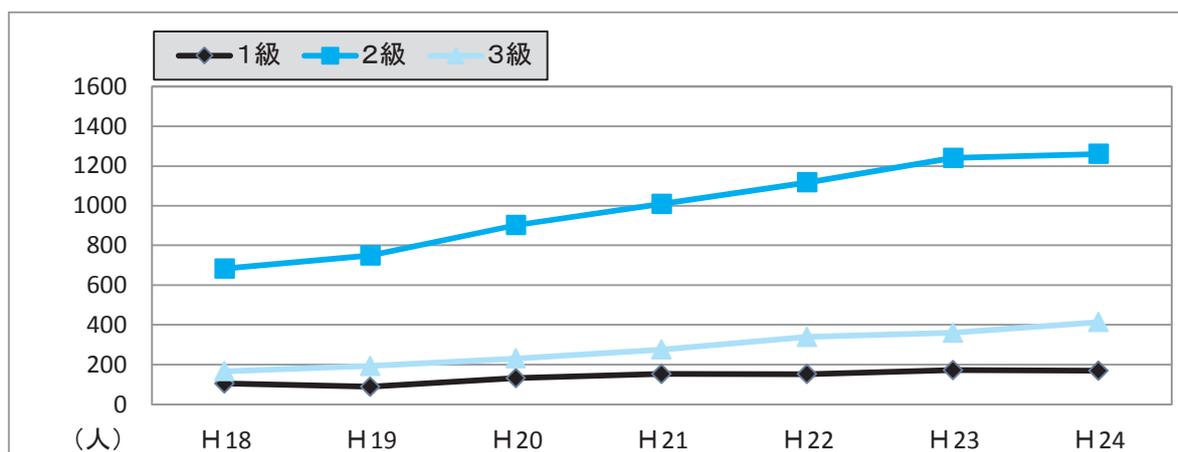
○第1期計画策定時（平成18年度）以降の推移をみると、1～3級いずれも増加傾向にありますが、1級（1.6倍）に比べて3級（2.5倍）・2級（1.8倍）の伸びが大きくなっています。

図表－14 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移【等級別】

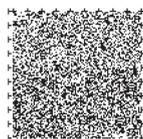
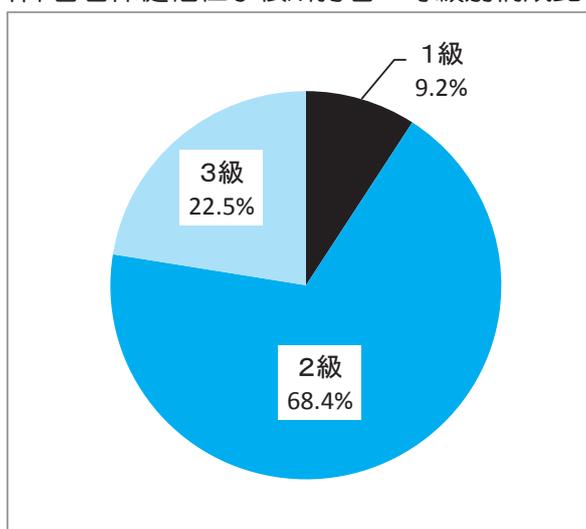
（単位：人）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	増減数 (H24-H18)	増減率 (H24/H18)
1級	105	89	132	153	152	172	169	64	1.6倍
2級	683	748	903	1,010	1,118	1,241	1,261	578	1.8倍
3級	167	193	231	276	339	360	414	247	2.5倍
合計	955	1,030	1,266	1,439	1,609	1,773	1,844	889	1.9倍

資料／障害者福祉課（各年度末現在）



図表－15 精神障害者保健福祉手帳所持者 等級別構成比（平成24年度）



(2) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

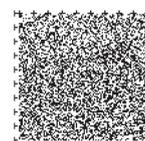
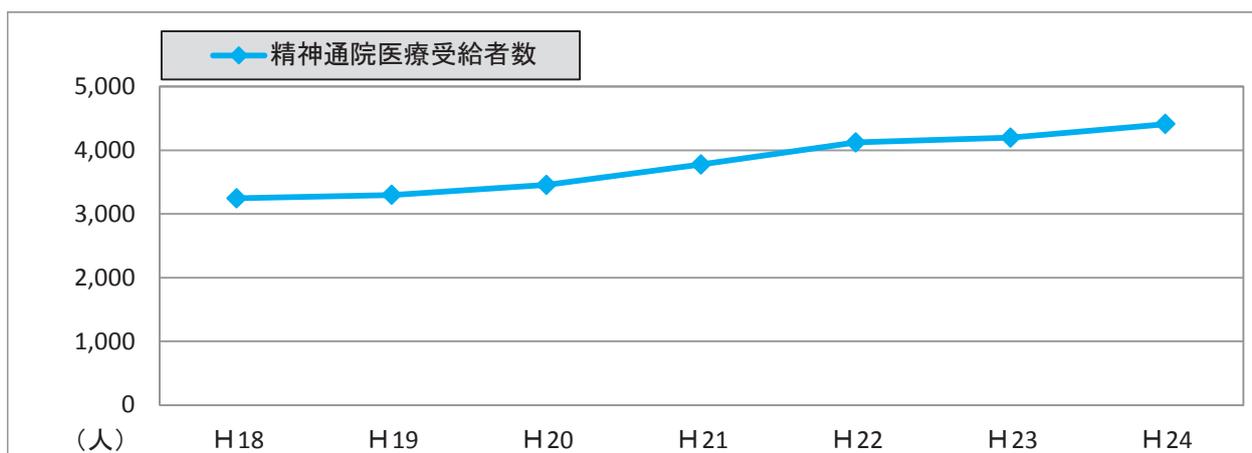
○自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、平成24年度末現在で4,413人となっており、第1期計画策定時（平成18年度）から1,166人増加し、1.4倍になっています。

図表－16 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

(単位：人)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	増減数 (H24-H18)	増減率 (H24/H18)
精神通院医療受給者数	3,247	3,300	3,456	3,778	4,123	4,198	4,413	1,166	1.4倍

資料／障害者福祉課（各年度末現在）



5. 発達障害児などの状況

(1) 幼児教育研究所 相談件数

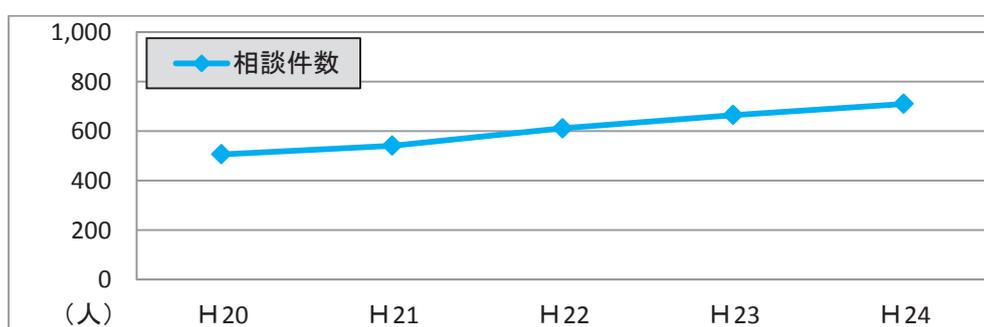
○幼児教育研究所の相談件数も近年一貫して増加しており、平成24年度末現在で710件となっています。

図表－17 幼児教育研究所 相談件数の推移

(単位：件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
相談件数	506	541	611	665	710

資料／幼児教育研究所（各年度末現在）



(2) 通級指導教室 利用人数

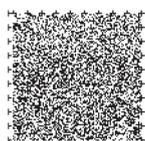
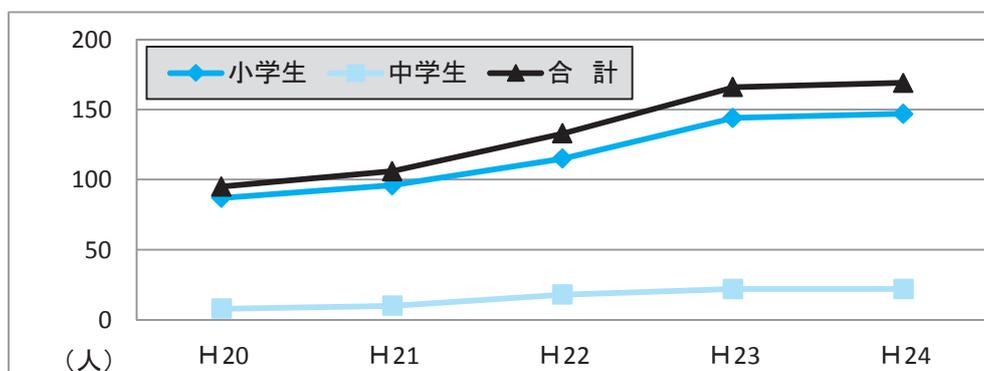
○通級指導教室の児童・生徒数も近年一貫して増加しており、平成24年度末現在で169人（小学生147人、中学生22人）となっています。

図表－18 通級指導教室 利用人数の推移

(単位：人)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
小学生	87	96	115	144	147
中学生	8	10	18	22	22
合計	95	106	133	166	169

資料／学校教育課（各年度末現在）



6. 難病患者の状況

○特定疾患医療受給者証所持者数も近年増加傾向にあり、平成24年度末現在で2,036人となっています。

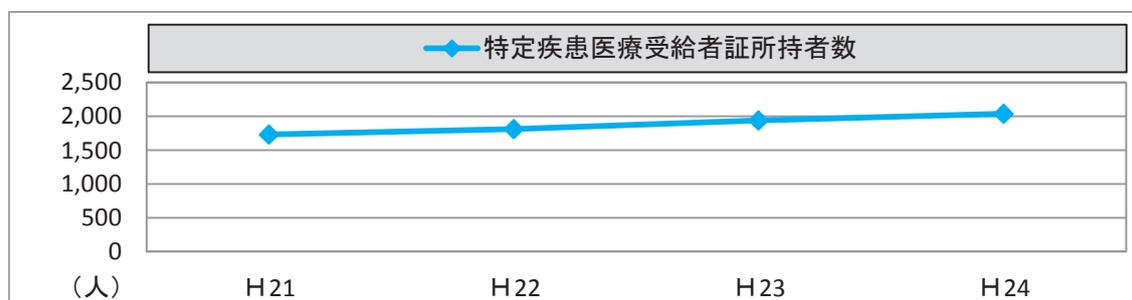
○平成24年度末現在の疾病群別内訳をみると、消化器系疾患（568人）や神経・筋疾患（531人）をはじめ、多岐にわたっています。疾病別にみると、潰瘍性大腸炎（396人）やパーキンソン病関連疾患（280人）などが多くなっています。

図表－19 特定疾患医療受給者証所持者数の推移

（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特定疾患医療受給者証所持者数	1,730	1,809	1,937	2,036

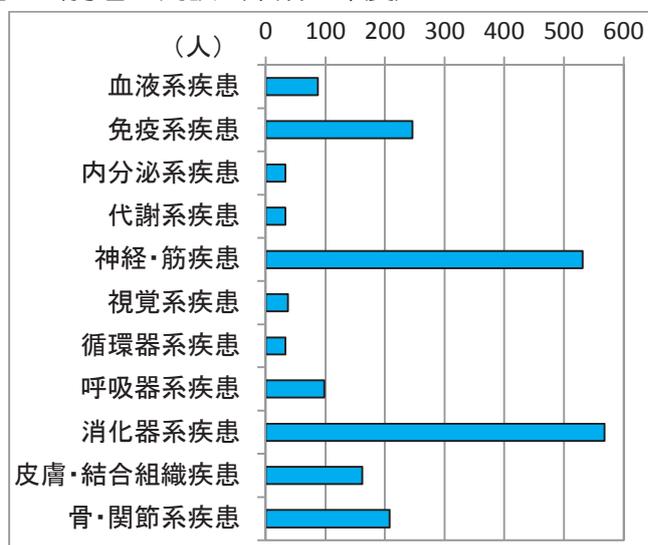
資料／健康推進課（各年度末現在）



図表－20 特定疾患医療受給者証所持者の内訳（平成24年度）

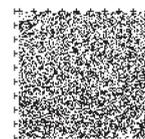
疾患群	人数 (人)	構成比
血液系疾患	87	4.3%
免疫系疾患	246	12.1%
内分泌系疾患	33	1.6%
代謝系疾患	33	1.6%
神経・筋疾患	531	26.1%
視覚系疾患	37	1.8%
循環器系疾患	33	1.6%
呼吸器系疾患	98	4.8%
消化器系疾患	568	27.9%
皮膚・結合組織疾患	162	8.0%
骨・関節系疾患	208	10.2%
スモン	0	0.0%
合計	2,036	100.0%

資料／健康推進課（平成24年度末現在）



〈主な疾病（100人以上）〉

疾病名	疾患群	人数 (人)
潰瘍性大腸炎	消化器系疾患	396
パーキンソン病関連疾患	神経・筋疾患	280
後縦靭帯骨化症	骨・関節系疾患	142
全身性エリテマトーデス	免疫系疾患	125
クローン病	消化器系疾患	118
強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	皮膚・結合組織疾患	102



第2章 障害者（児）生活実態調査

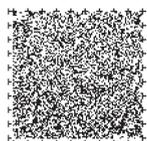
1. 調査の概要

	3障害	難病	発達
調査対象	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院制度）利用者	特定疾患医療受給者証所持者（身体障害者手帳所持者除く）	発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収	機関を通じた配布・郵送による回収
標本数	3,900人	400人	267人
配布数（※）	3,843人	397人	190人
有効回収数	1,808人	232人	117人
有効回収率	47.0%	58.4%	61.6%
調査期間	平成24年12月10日～平成25年1月7日		

（※）調査対象者の抽出後に死亡、転居その他の理由で対象者に調査票が届かなかったものを除いた数。

○第2期久留米市障害者計画の策定に先立ち、心身に障害のある方々の生活の状況やニーズを把握し、同計画策定の基礎資料とするため、上記のとおり久留米市障害者（児）生活実態調査を実施しました。

○同調査の結果については、平成25年3月、「久留米市障害者（児）生活実態調査 調査報告書」として取りまとめました。



2. 難病などについて

- 難病などについては、稀な病気・障害であり周囲の無理解や偏見があることから、広報啓発による地域や企業（職場）での理解促進が強く求められています。
- 専門医が少ないことや、治療や服薬、関連機器・用具等の医療費の負担が大きいなど、医療に関する課題も深刻です。
- 生計や家事の担い手が発症した場合、家族への影響も大きいことが指摘されています（家計維持などの経済的負担、介助や家事などの身体的負担、精神的負担など）。

《主な意見（難病、高次脳機能障害、ひきこもりの当事者団体）》

【周囲の理解について】

- 稀な病気・障害であるため、特性が理解されにくい（「接触感染する」などの誤解、大人の発達障害への無理解など）。
- 外見でわかりづらい病気・障害の場合、無理解や偏見が大きい（「怠けている」などの誤解、公共交通機関の優先席に座りにくい など）。「マタニティマーク」「ハート・プラスマーク」のような周囲に難病等を理解してもらうしくみがあればよい。
- 医療機関や福祉施設等でも無理解や偏見がある（受診拒否など）。
- 難病等について広報啓発し、理解を促進してほしい（当事者による講演や交流など）。
- 行政職員も難病等の特性や国等の関連政策について知識を深めてほしい。

【医療について】

- 医療費や関連機器・用具等の費用負担が大きい（薬、酸素ボンベやストマなどの費用負担、多科受診による負担増など）。補助制度を充実してほしい。
- 専門医が少ない。他県など遠方に通院しなければならない。通院費や介助家族の負担も大きい。

【日常生活について】

- 情報が少ない（病気のことや医療機関、利用できるサービス等の情報）。当事者団体参加者は会合や会報、インターネット・電子メール等を活用して情報共有しているが、その他の人は情報入手に苦労していると思われる。情報入手支援の一環として、行政から当事者団体の紹介をしてほしい。
- 難病患者等が利用できるサービス等の情報提供を進めてほしい。
- 大人の発達障害やひきこもりに関する相談窓口や情報が少ない。親亡き後の不安も大きい（日常生活や就職、財産管理など）。

【就労について】

- 就職や就労継続のためには周囲の理解・支援が不可欠。雇用主だけでなく、現場の同僚等の理解が必要である（病気の特性への理解や、急な体調悪化の際の配慮など）。
- 一般就労して自立できるよう支援してほしい。

【災害について】

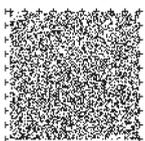
- 車いす利用者等は災害時の避難が難しい。災害時要援護者名簿に難病も登録してほしい。
- 避難した場合に必要な医療や関連機器・用具等を入手できるか不安である（薬、酸素ボンベやストマ、カテテル等の機器・用具の確保、機器等を動かす電気の確保など）。

【生活環境について】

- 車いす利用者等が外出・移動しにくい環境がある（道路や公共施設、バス停やバス車輛など）。当事者の意見も聞きながらバリアフリー化を進めてほしい。

【その他】

- 障害者手帳が取得できる人は一部だけであり、医療費負担やサービス利用、就労などで不利である。難病手帳がほしい。
 - 難病は、家庭生活や仕事、日々の生活の質（QOL）に大きく影響し、長期にわたる治療等のため将来の不安も大きいため、うつ病を発症したり、ひきこもりになる人もいる。生計や家事の担い手が発症した場合、家族の経済的・身体的・精神的負担も大きい。



3. 保育・教育について

- 就学前の保育・教育については、認可保育園では全園で、幼稚園においても各園の方針に応じて障害児等の受入れが進められています。各園が安心して障害児等を受け入れられるよう人員の配置や研修、園への指導助言などの支援が必要とされています。
- 幼稚園については、認可保育園に比べて加配や研修等の支援が少ないとの指摘があり、幼稚園への支援の充実が求められています。
- 特別支援学校や通級指導教室においては、各児童生徒の個別の教育的ニーズに応じた支援が行われていますが、よりよい教育を行うため、研修等による教職員の資質向上やICT機器等の教材の有効活用などが必要とされています。
- 市立高校や特別支援学校では進路に関する課題も多く、企業等への理解促進や就労支援や重度者の卒業後の居場所づくり等に関する要望があがっています。
- 各保育・教育機関からの共通の課題として、保護者の障害受容の問題があがっており、障害を早期に把握し支援することが必要だが相談につながりにくい家庭（保護者）がいることが指摘されています。
- また、保育園・幼稚園、小学校、中学校、高校での情報共有・連携の強化や、障害福祉と児童福祉、教育といった行政の関係部署間の連携強化が必要とされています。

《主な意見（保育園・幼稚園、市立高校、特別支援学校、通級指導教室関係者）》

【認可保育園について】

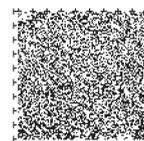
- 障害や発達の遅れがある子どもを認可保育園全園で受け入れており、個別カリキュラムの作成や職員研修での知識向上等により配慮している。
- 障害児等がいることで周囲の子どもや保護者の障害者理解が進んでいる。
- 医療的ケアが必要な子どもへの対応が難しく、受入れにあたっての不安・負担感が大きい。園が安心して要医療やその他の障害児等を受け入れられるよう、支援してほしい（看護師や理学療法士・作業療法士等の専門職の加配、保健師等による各園への指導・助言など）。

【私立幼稚園について】

- 障害や発達の遅れがある子どもの受入れ状況には園によって差がある。受入れが難しい原因は、本人の障害の状況や園の人員体制・施設環境面の問題であり、人員体制については保育園のように公的加配がないためである。
- 障害児等を受け入れている園では人員配置を厚くしたり、個別カリキュラム作成などにより配慮している。
- 障害児等がいることで周囲の子どもや保護者の障害者理解が進んでいる。
- 認可保育園に比べて加配や研修等の支援があまりにも少ない。各園の経営理念に基づき受け入れている現状であり、そのような園を大切にしてほしい。保育園と同じ就学前保育・教育の場としてもっと公的な支援がほしい。

【特別支援学校について】

- 障害特性に応じた個別対応を基本とし、教材にも配慮している（視覚支援用具、ICT機器の活用）。
- 知的障害児の対応から始まった学校であるため、重度者のためのバリアフリー化や安全面で課題がある。
- 市立校として普通校との人事異動があるため、教師の知識・経験の蓄積が難しい。研修の強化が必要である。
- 就職先となる企業等への理解促進に協力してほしい（特に知的障害、発達障害）。ジョブコーチの充実や現場実習時の移動支援サービスを検討してほしい。
- 医療ケアが必要な生徒等の重度者の卒業後の通所施設等を充実してほしい。



【通級指導教室について】

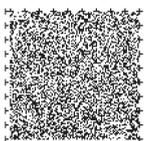
- 発達障害等のコミュニケーション障害支援として、個別学習と団体学習を組み合わせ実施しており、教材にも配慮している（視覚支援用具、ICT機器の活用）。ICT機器は教材として有効であり、在籍校も含めた好事例の共有が必要である。
- 低学年からの通級が効果的であり、高学年から通級する児童は対応が難しいケースが多い。早期からの関わりが重要である（早期の関わりで自分の苦手や特性を把握し、訓練することでその後の生活自立が可能となりやすい）。

【市立高校について】

- 障害等のある生徒の入学・在籍は多くはないものの、車いす利用や、視覚・聴覚障害、内部障害、発達障害等の受入れはある。発達障害については気になる生徒が増加している。
- 障害等のある生徒への対応に際しては、会議等で教師間で情報共有やケース会議等を行っているほか、注射が必要な生徒のためのスペース確保や手すり設置等ハード面も可能な限り配慮している。
- 重度障害者等が入学する場合にはハード面の改修の費用を確保してほしい。
- 発達障害等の生徒対応のために特別支援コーディネータの配置やコーディネータと専門家が連携できるしくみが必要である。
- 中学校との情報共有・連携が必要である。入学決定後速やかに情報入手したい。
- 大学や企業等の進学・就職先への理解促進に協力してほしい。

【その他】

- 保護者の障害受容が難しく、早期の把握・支援につなぐにくい家庭（保護者）も多い。就学前においては「障害者福祉」ではなく「子育て支援」という観点からの保護者支援が有効と思われる。地域子育て支援センター等の相談窓口との連携が必要である。
- 就学前と小学校、中学校と高校との支援の差が大きい。スムーズに進学できるよう、情報共有等をしながら支援することが必要である。
- 学校卒業後に福祉面での支援を必要とする児童生徒がいるため、福祉分野での本人・家族支援のための相談を充実してほしい。
- 乳幼児期から一貫した支援のために、障害福祉と児童福祉、教育などの行政の関係部署間の連携を強化して取り組んでほしい。



4. 居住や就労の支援について

- 民間賃貸住宅については、貸主や周辺住民の無理解・偏見や、緊急時等に対する不安等から、障害者の入居は厳しい状況にあり、周囲の理解促進や保証サービスの活用等で安心して賃貸契約が結べるようなくみづくりが求められています。
- 就労については、障害者と雇用者の中で就労形態や職種のミスマッチが発生しています。企業側も受入れ意向があっても不安・負担を感じるケースもあることから、企業等に対する理解促進とともに、企業側への雇用支援や情報提供が必要とされています。

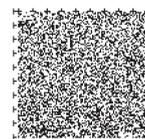
《主な意見（住宅、就労支援 関連事業団体）》

【住宅確保について】

- 民間住宅への入居については、医療機関やケアマネジャー等の関係者からの相談が多い。本人面談も必ず実施しているが、精神障害者は症状に波があり判断が難しい。
- 緊急時やトラブル発生時に対応してくれる人（保証人）がいないと貸主の理解が得にくいいため、障害者の入居は難しい。特に精神障害者の入居は難しく、医療機関等による入居後の支援が必要である。
- 民間住宅でのグループホーム開設についても貸主や周辺住民の理解を得ることが難しいが、開設後は徐々に理解が進むところが多い。
- 保証人については、近年、民間の保証サービスが増加し内容も充実している（家賃収納代行や家賃保証、トラブル発生時の退室勧奨や死亡保障など）。公的保証人制度については、以前、生活保護受給者への対応として行政と協議していたが実現できなかった。民間保証サービスの活用促進も居住支援の一環として有効と思われる。

【就労支援について（ハローワーク）】

- 精神障害者の利用が大幅に増加しており、相談体制強化として精神保健福祉士を配置した。
- 正社員希望者が多いが、企業等からの募集は臨時やパート等の非正規雇用が多く、ミスマッチがある。職種では知的・精神障害者を中心に清掃業の希望が比較的多いが、久留米地区での募集は少ない状況である。
- 就労及び定着支援として、県等の関係機関と連携し、トライアル雇用やジョブコーチ導入等を行っている。また、ハローワークでもチャレンジ雇用を実施している。
- 知的・精神障害者の就労や職場定着が難しい。企業側も受入れにあたり不安や負担を感じるところが多い。
- 企業等に対する障害者雇用の理解促進とともに、企業側への雇用支援や情報提供が必要である。



5. 生活関連施設や交通について

- 各種生活関連施設や交通事業者においては、関連法令や業界団体の指針等に基づき、施設・設備のバリアフリー化や障害者等に配慮した接遇等が行われています。
- 障害者の施設等の利用にあたっては、事業者はもとより、障害者以外の利用者や周辺住民等の理解・協力が不可欠ですが、一部の人の無理解等があることが指摘されており、広報啓発等による理解促進が課題となっています。
- また、行政に対しては、道路のバリアフリー化の推進や、障害者に配慮した交通車輛導入等への支援が求められています。

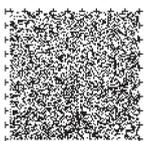
《主な意見（交通、金融・商業、文化 関連事業団体）》

【交通について】

- 交通バリアフリー法等に基づき、バス・鉄道の駅舎や車輛等のバリアフリー化を計画的に進めている。バスはスロープ付きバス導入から順次推進、タクシーも各社でユニバーサルデザイン車輛等の取組が進んでいる。障害者の利用に配慮した車輛等の導入に対して補助してほしい。
- 従業員研修の一環として障害者等への配慮について研修しており、障害者等に対する積極的な声かけや支援を指示している（バスでの車いす乗降時の支援や筆談用具の常備など）。
- 公共交通機関（バス・鉄軌道）において障害者に配慮するにあたっては、他の乗客や周辺住民の理解・協力が必要である。広報啓発などにより障害者理解を促進してほしい。
- 公共交通機関（バス・鉄軌道）の精神障害者運賃割引を当事者団体等から要望されているが、事業者単独での対応が厳しい。
- NPO等による福祉有償運送については価格だけでなく、安全面等も重視して慎重に導入を検討すべきである。
- 行政において道路環境のバリアフリー化を進めてほしい。行政が作成するバリアフリーマップに公共交通施設等の情報も掲載してほしい。

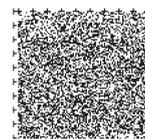
【金融・商業施設、文化施設について】

- ハートビル法等の法令や業界団体の指針等に基づき、施設・設備のバリアフリー化を計画的に進めている（点字ブロックやスロープ設置、ローカウンター導入、多目的トイレ設置、障害者用駐車スペース確保、車いす貸し出しなど）。
- 従業員研修の一環として障害者等への配慮について研修している（金融機関では手話研修も実施）。商業施設では障害者等への支援や介助等を行う人員（エスコート係）も配置している。
- 障害者用駐車スペースに健常者が駐車するなどの無理解があるため、広報啓発などにより障害者理解を促進してほしい。
- 文化施設等の公共施設についてはバリアフリー化のための予算を確保し、推進してほしい。



第4章 計画策定の経緯

期 日	内 容
平成24年12月～ 平成25年1月	障害者（児）生活実態調査の実施
平成25年5月30日	久留米市障害者計画等策定推進会議（第1回）
6月20日	久留米市障害者計画等策定推進調整会議（第1回）
7月17日	久留米市障害者計画等策定推進担当者会議（第1回）
7月30日	久留米市障害者計画策定等検討部会（第1回）
8～11月	関係団体等インタビュー調査の実施
8月19日	久留米市障害者計画等策定推進調整会議（第2回）
8月26日	久留米市障害者計画等策定推進会議（第2回）
9月5日	久留米市障害者計画策定等検討部会（第2回）
10月29日	久留米市障害者計画策定等検討部会（第3回）
11月2日	久留米市障害者計画市民説明会
11月8日	久留米市障害者計画等策定推進調整会議（第3回）
11月19日	久留米市障害者計画等策定推進会議（第3回）
11月28日	久留米市障害者計画市民説明会希望者個別インタビュー
12月3日	久留米市障害者計画策定等検討部会（第4回）
12月24日	久留米市障害者計画等策定推進調整会議（第4回）
平成26年1月10日	久留米市障害者計画等策定推進会議（第4回）
1月28日	久留米市障害者計画策定等検討部会（第5回）
2月1日 ～3月3日	久留米市障害者計画（原案）に対する市民意見提出手続（パブリック・コメント）の実施
3月24日	久留米市障害者計画等策定推進調整会議（第5回）
3月25日	久留米市障害者計画策定等検討部会（第6回）
3月27日	久留米市障害者計画等策定推進会議（第5回）



第5章 久留米市障害者地域生活支援協議会 設置要綱、専門部会名簿

1. 久留米市障害者地域生活支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条の3に基づき、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が、相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、久留米市障害者地域生活支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築、課題の情報共有に関すること。
- (2) 相談支援事業者のうち、市から委託を受けた事業者に対する運営評価に関すること。
- (3) その他、地域における障害者等への支援体制の整備に関すること。

2 協議会は、障害者総合支援法第88条第8項に基づき、久留米市の市町村障害福祉計画の策定又は変更に際して、市長の求めに応じて意見を述べるものとする。

(委員)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、障害者等の福祉に関する関係団体等に属する者から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が前条の関係団体等に属さなくなったときは、その任が解かれるものとする。

3 委員は再任できるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

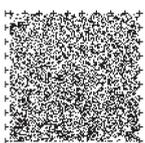
3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。



- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要あるときは委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8条 削除

(部会)

第9条 協議会は、部会を置くことができる。

- 2 部会は、協議会が指定する事項について検討する。
- 3 部会の委員は、関係機関等に属する者及び市民から選出された者（以下「公募者」という。）を市長が委嘱する。
- 4 部会の委員の任期は、2年以内で部会の目的を達するに必要な期間とする。
- 5 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 6 部会長は、会務を総括し、部会での検討結果を協議会に報告する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 8 第4条第2項及び第3項並びに第6条の規定は、部会に準用する。ただし、部会の委員が公募者の場合は、第4条第2項の規定は適用しない。

(守秘義務)

第10条 協議会、幹事会及び専門部会（以下「協議会等」という。）の委員等は、障害者等及びその家族の個人情報の保護に万全を期すものとし、協議会等において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。協議会等の委員等を退いた後も同様とする。

(事務)

第11条 協議会等の事務は、久留米市及び地域活動支援センターⅠ型事業受託事業者において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

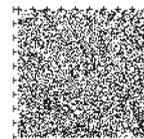
附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行後初めて委嘱される協議会等の委員等の任期は、第4条第1項、



第8条第6項及び第9条第7項の規定に関わらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

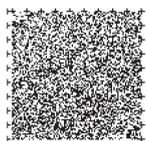
附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

(専門部会に関する経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の久留米市障害者自立支援協議会設置要綱（以下「旧要綱」という。）第9条第1項の規定により設置している専門部会は、この要綱による改正後の久留米市障害者地域生活支援協議会設置要綱（以下「新要綱」という。）第9条第1項の規定により設置された部会とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱第9条第3項の規定により専門部会の委員として委嘱されているものは、新要綱第9条第3項の規定により前項の部会の委員として委嘱されたものとみなす。

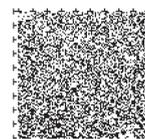


2. 久留米市障害者地域生活支援協議会専門部会（障害者計画策定等検討部会）名簿

任期：平成25年7月30日～平成26年3月31日

	選出団体	委員氏名	備考
1	久留米大学	片岡 靖子	部会長
2	NPO法人 久留米市介護福祉サービス事業者協議会（障害者部会）	浦川 直人	
3	久留米市障害者支援施設協議会	原口 頼人	
4	NPO法人 久留米市介護福祉サービス事業者協議会（訪問看護部会）	二田佳支子	
5	久留米市私立幼稚園協会	早川 成	副部会長
6	久留米商工会議所	今井 正雄	
7	久留米市民生委員児童委員協議会	綾部 章子	
8	NPO法人 権利擁護支援センター ふくおかネット	古賀 敏久	
9	久留米市社会福祉協議会	林田 稔男	
10	NPO法人 久障支援運営委員会 障害者地域生活支援センター「ピアくるめ」	内田 雅士	
11	久留米市作業所連絡会	古川 克介	
12	久留米市身体障害者福祉協会	内橋 修	
13	久留米市聴覚障害者協会	山本由紀子	
14	久留米市手をつなぐ育成会	渡邊 健蔵	
15	久留米市精神障害者地域家族会	平川 朱美	
16	公募	坂本 喜教	
17	公募	牛嶋 英徳	
18	公募	高田ノブ子	
19	公募	林田 節子	
20	公募	金子みゆき	
21	公募	中山 善人	

(敬称略)



第6章 久留米市障害者地域生活支援協議会の検討結果について（報告）

平成26年3月27日

久留米市長 檜原 利則 様

久留米市障害者地域生活支援協議会
委員長 片岡 靖子

久留米市障害者地域生活支援協議会 障害者計画策定等検討部会の検討結果について（報告）

本協議会は、「第2期久留米市障害者計画」の策定にあたって、障害者計画等策定検討部会（以下「検討部会」という。）を設置し、平成25年7月から平成26年3月までの間、合計6回にわたる協議を重ねてきました。

障害がある当事者、障害者を支援する関係者の視点から、計画の方針やそれに盛り込むべき施策について、意見及び要望を申し上げてきたところです。

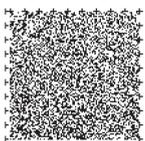
また、平成26年1月20日、我が国は「障害者権利条約」の締結国となりました。市長におかれましては、同条約前文に「この条約の締結国は、…障害者が、政策及び計画（障害者に直接関連する政策及び計画を含む。）に係る意思決定の過程に積極的に関与する機会を有すべきであることを考慮し」とあることも踏まえ、検討部会の協議内容等を尊重し「第2期久留米市障害者計画」を策定されるよう要望します。

なお、検討部会での協議を踏まえ、計画の策定及び推進において、特に留意していただきたい点として下記の項目を掲げます。これらの項目の実現について十分な配慮をお願いします。

記

- 1 障害者計画策定等検討部会での意見その他の意見（障害者（児）生活実態調査、パブリック・コメント等）で、計画に反映されなかった事項については、今後も検討を続け、可能な限り事業化を図ること
- 2 次の障害福祉計画（第4期）の策定にあたっては、「第2期久留米市障害者計画」の基本方針に基づくとともに、社会情勢等の現状を十分に反映したものとすること
- 3 「第2期久留米市障害者計画」に掲げる施策については、確実な進捗の管理を行い、その目標の達成を図ること。また、達成状況の評価には、当事者、関係者等の意見を反映させること

以上



第7章 久留米市障害者計画等策定推進会議 設置要綱

(設置目的)

第1条 久留米市における障害者に関する基本的かつ総合的な施策の指針となる久留米市障害者計画及び久留米市障害福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の策定にあたり、原案の策定に係る市行政内部における連絡調整を図るため、次の組織を設置する。

- (1) 久留米市障害者計画等策定推進会議（以下「推進会議」という。）
- (2) 久留米市障害者計画等策定推進調整会議（以下「調整会議」という。）
- (3) 久留米市障害者計画等策定推進担当者会議（以下「担当者会議」という。）

(推進会議)

第2条 推進会議は障害者計画等の策定について調整会議の報告をもとに原案の検討を行う。

- 2 推進会議の委員は別表1の職にあるものをもって構成する。
- 3 推進会議に会長及び副会長を置く。
- 4 推進会議の会長は健康福祉部を所管する副市長をもって充て、副会長は健康福祉部長をもって充てる。
- 5 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 7 推進会議は会長が招集し、主宰する。

(調整会議)

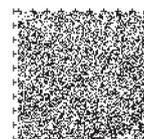
第3条 調整会議は、次に掲げる事項について審議及び調整を行い、推進会議に報告を行う。

- (1) 障害者計画等の原案策定に関すること
- (2) 障害者計画等策定に関する関係各部の連携の確保、連絡調整に関すること
- (3) 担当者会議の指導に関すること
- (4) その他、目的達成に必要と認められる事項に関すること
- 2 調整会議の幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 調整会議に代表及び副代表を置く。
- 4 調整会議の代表は健康福祉部次長をもって充て、副代表は総合政策部総合政策課長をもって充てる。
- 5 調整会議は代表が招集し、主宰する。

(担当者会議)

第4条 担当者会議は、専門的事項及び各部横断的な事項に関し、調査、研究及び検討作業を行い、障害者計画等の素案の検討を行う。

- 2 担当者会議は、別表3に掲げる担当課等の職員をもって構成する。
- 3 担当者会議に代表を置き、障害者福祉課長をもって充てる。
- 4 担当者会議の会議は、議事に応じ、第2項に規定する者の中から代表が指名する者をもって構成する。



(関係部局の協力)

第5条 関係各部局は、障害者施策の効果的かつ円滑な推進を図るため、推進会議、調整会議及び担当者会議の任務遂行に積極的に参加、協力するものとする。

(庶務)

第6条 推進会議、調整会議及び担当者会議の事務局は、健康福祉部障害者福祉課に置く。

(その他)

第7条 推進会議、調整会議及び担当者会議は、障害者計画等の策定をもって解散する。

附 則

この要綱は、平成18年8月28日から施行する。

附 則

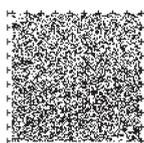
この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

別表1

会 長	健康福祉部を所管する副市長
副会長	健康福祉部長
委 員	総合政策部長 総務部長 協働推進部長 市民文化部長 保健所長 子ども未来部長 商工観光労働部長 都市建設部長 教育部長 久留米広域消防本部消防長

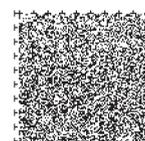
別表2

代 表	健康福祉部次長	
副代表	総合政策部総合政策課長	
幹 事	総務部次長 総務部人事厚生課長 総務部契約課長 協働推進部次長 市民文化部生涯学習推進課長 健康福祉部地域福祉課長 健康福祉部医療・年金課長 健康福祉部障害者福祉課長 健康福祉部長寿支援課長 健康福祉部介護保険課長 健康福祉部保健所健康推進課長 健康福祉部保健所保健予防課長	子ども未来部次長 子ども未来部児童保育課長 子ども未来部幼児教育研究所長 商工観光労働部次長 商工観光労働部労政課長 都市建設部次長 都市建設部防災対策課長 都市建設部住宅政策課長 都市建設部生活道路課長 教育部次長 教育部学校教育課長 久留米広域消防本部次長



別表3

代 表	障害者福祉課長
	総合政策部広報課 総務部情報政策課 総務部人事厚生課 総務部人材育成課 総務部契約課 総務部工事検査課 協働推進部協働推進課 協働推進部地域コミュニティ課 協働推進部安全安心推進課 協働推進部広聴・相談課 協働推進部消費生活センター 協働推進部人権啓発センター 市民文化部市民税課 市民文化部資産税課 市民文化部文化振興課 市民文化部生涯学習推進課 市民文化部体育スポーツ課 市民文化部中央図書館 市民文化部視聴覚ライブラリー 健康福祉部地域福祉課 健康福祉部健康保険課 健康福祉部医療・年金課 健康福祉部障害者福祉課 健康福祉部長寿支援課 健康福祉部介護保険課 健康福祉部保健所保健予防課 健康福祉部保健所健康推進課 子ども未来部児童保育課 子ども未来部幼児教育研究所 環境部資源循環推進課 商工観光労働部商工政策課 商工観光労働部企業誘致推進課
	商工観光労働部観光・国際課 商工観光労働部労政課 都市建設部防災対策課 都市建設部建築指導課 都市建設部住宅政策課 都市建設部公園緑化推進課 都市建設部生活道路課 都市建設部広域道路対策課 教育部学校施設課 教育部学校教育課 教育部教育センター 議会事務局議事調査課 選挙管理委員会事務局 久留米広域消防本部予防課 久留米広域消防本部情報指令課



第8章 用語解説

あ行

●インクルーシブ教育

障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育のこと。

●うつ病

精神障害のひとつ。うつ気分になることが特徴。躁うつ病の概念の中に含まれているが、その中でうつ病だけを示す場合に使われる。症状は、うつ気分のほかに活動に対する意欲が低下する、思考が低下する、自分を責める、眠れないなどがみられる。

●NPO法人

Non-Profit Organizationの略称で、日本語では特定非営利活動法人という。1997年に特定非営利活動促進法（NPO法）が成立し、社会貢献のための活発な活動を行うボランティア団体に法人格を付与し、活動しやすい体制・環境を整えようという試みでスタートした。

か行

●ケアマネジャー

介護保険のサービス利用者の相談に応じ、介護サービス計画を立案する介護支援専門員のこと。利用者の自立を助けるための専門知識と技術をもち、適切な在宅・施設サービスを利用できるよう、市区町村や在宅サービス事業者、介護保険施設などと連絡調整を行う。

●高次脳機能障害

交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）が障害された状態のこと。

●合理的配慮

障害者権利条約で定義されている概念であり、障害者が他の人同様の人権と基本的自由を享受できるように、物事の本質を変えてしまったり、多大な負担を強いたりしない限りにおいて、配慮や調整を行うこと。

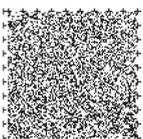
さ行

●肢体不自由

上肢・下肢及び体幹の機能の障害を指す。なお、知能の障害が原因で運動機能に障害がある場合はこれに含まれない。

●重症心身障害

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している障害。



●障害者基本法

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的として制定された法律。平成23年7月に改正され、障害者の定義の見直しや合理的配慮、差別禁止等が明記された。

●障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

虐待を受けた障害者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止に関する施策を促進するための法律。平成23年6月成立。

●障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約。平成18年12月に国連で採択され、我が国は平成19年9月に署名、平成26年1月批准、同年2月発効。

●障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）

障害者の雇用と在宅就労の促進について定めた法律であり、従業員のある一定の割合（法定雇用率）を障害者とするよう企業に義務づけている。平成25年4月の改正により、雇用分野における障害者に対する差別を禁止するための措置及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることなどが盛り込まれた。

●障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

障害者基本法の基本理念である差別禁止の概念を具体化する法律であり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めている。平成25年6月成立、平成28年4月施行。

●障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

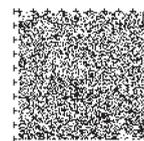
地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を改正したもの（平成24年6月成立）。自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の作成、費用の負担等について定めた法律であり、障害者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施される。

●障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する受容の増進等を図り、障害者の自立の促進を図ることを目的とした法律。平成24年6月成立。

●ジョブコーチ

知的障害や精神障害など、円滑なコミュニケーションが困難な障害者の職業生活の安定を図るため、一緒に職場に入り、付き添って仕事や訓練をサポートし、職場内の人間関係の調整などにあたることで、職場環境などへの適応を支援する指導員。



●スクールカウンセラー

児童・生徒・保護者・教師の相談にのるため、学校に配置される臨床心理士などの専門家。

●成年後見制度

知的障害者、精神障害者などで、主として意思能力が十分でない人の財産が、その人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるよう、財産管理や日常生活上の援助をする制度。

●セーフコミュニティ

WHO（世界保健機構）セーフコミュニティ協働センターが推進する「けがや事故などは偶然の結果ではなく、予防することができる」という理念に基づいて、予防に重点を置き、地域社会全体で進める安全安心なまちづくりのこと。

久留米市では、平成23年7月、九州では初めての取組開始を宣言し、平成25年12月に認証取得をした。

セーフコミュニティでは、交通安全、高齢者の安全、防災など6つの重点取組分野を定め、様々な統計データやアンケートなどを活用して、現状把握、課題分析を行い、予防策を講じ、その効果を検証し、取組の更なる改善を図っていくこととしている。

●セルプ

セルプとはSelf-Help「自助自立」の造語で、障害者が、自分に合った働き方で社会に貢献し、自立した生活を自らの手で獲得することを目指す活動のことであり、授産施設などでの活動が該当する。「セルプ製品」とはセルプの活動で生産された製品のこと。

た行

●タウンモビリティ

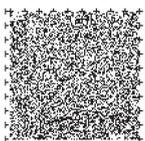
高齢者や障害・病気・ケガなどでスムーズな移動ができない人たちに、商店街や商業施設が、電動スクーターや車いすを貸し出し、買い物や散策ができるようにする外出支援の取組。街のバリアフリー化、商店街の売上アップなどの経済効果もある。

●多目的トイレ

障害者だけでなく、高齢者、妊婦、小さな子どもを連れた人、大きな荷物を持っている人などが利用しやすいよう配慮してつくられたトイレ。

●特別支援教育

学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育ニーズを把握し、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。従来の障害の程度等に応じて、特別の場で指導を行う「特殊学級」からの転換が図られている。



な行

●内部障害

身体障害者福祉法に定められた障害の中で、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害の総称。

●ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

は行

●発達障害

「発達障害者支援法」の定義によると、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現する障害のこと。

●発達障害者支援法

発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにした上で、地域における一貫した支援を行うこと、専門家を確保するよう努めること、一貫した支援のための関係者の緊密な連携を確保すること、そして、発達障害への国民の理解を促進することが示されている。

●バリアフリー

障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

●バリアフリー法

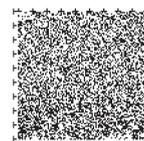
高齢者や障害者が移動しやすいまちづくりを進めるため、駅などを対象とする交通バリアフリー法と、建物を対象とするハートビル法を統合して拡充させたもの。正式名称を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律という。これまでは駅やビルなど、いわば“点”のバリアフリー化を進めてきたが、新法では駅から役所まで、駅から病院までというように、高齢者や障害者がよく利用する地域一帯を“面”的に整備するようになる。

●ひきこもり

様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。

●福祉的就労

一般企業などでの就労が困難な障害者が、就労継続支援事業所や地域活動支援センターなどで訓練などを受けながら働くこと。自立、更生を促進し、生きがいをつくるという意味合いがある。



●法定雇用率（法定雇用率制度）

身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するもの。平成25年4月現在では民間企業2.0%、国・地方公共団体等2.3%、都道府県等の教育委員会2.2%。障害者雇用促進法の改正により、平成30年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障害者が追加される（精神障害者を雇用義務の対象に追加）。

ま行

●民生委員・児童委員

地域の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受け、無報酬で地域福祉の向上のために活動するボランティア。任期は3年で、社会奉仕の精神、基本的人権の尊重、政党・政治目的への地位利用の禁止を基本姿勢とし、地域住民の立場に立って活動を行う。また、行政とのパイプ役としても役割を果たす。

や行

●ユニバーサルデザイン

すべての人のためのデザインをいう。障害者や高齢者、外国人、男女などそれぞれの違いを越え、すべての人が暮らしやすいよう、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかこうとする考え方である。

●要約筆記

聴覚障害者に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは書くよりも数倍早く、すべてを書くことは不可能なため、話の内容を要約して伝えるもの。

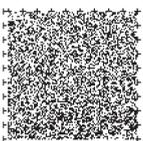
ら行

●療育

障害児に対し、その発達に即して、一定の医療的な行為を行い、かつ保育を実施すること。「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味する。

●レスパイトケア

障害者の家族に対して、一時的に一定期間、介護から解放し、休息とリフレッシュを提供することによって、日頃の心身の疲れを回復できるようにする援助。



第2期 久留米市障害者計画
平成26年3月

発行 久留米市 健康福祉部 障害者福祉課
〒830-8520 久留米市城南町15-3
電話：0942-30-9035
FAX：0942-30-9752
e-mail：fukushi@city.kurume.fukuoka.jp
ホームページアドレス：<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

